

藏日夜看護するよしされば貧窮にて薬用にせまり心にもなき盗をせんと思ふにはあるまじきや今年は家中々々下々俸祿をも全く賜らず病難等は如何様にも救け遣すべきに其世話行届ざるゆへかくの如き悪事するものも出来候事よとおもへばいと不便に存るなり文藏いよゝ其罪に服しなば其事情能々察したる上にて刑に處せよとの御事にて御仁心の程誠に難有奉存き○南郡辻村郷士榊原啓介は下總國より養子に來たるものにて今度實家の村方近村を賑濟したるよし公邊へ達し閣老のさしづのよし御勘定奉行命を傳へ御代官森覺藏より御褒美銀一枚來るこの啓介は御領中を賑濟し格別の人物ゆへこの方にて賞し候ものゆへ不取敢御代官へ御城付を答の案を草して遣りぬ○八ツ時より御書院にて佐藤捨藏論語を講すこれは六七年前より月々史館にて講じたるを當月の御書院へ移し玉ふなり藤北郭建議也○歸途交代の奥御右筆を訪ひ淺徳操を訪ひ夜分歸舍

十四日晴暖 細谷五郎兵衛來る○齋藤より使來る告志篇淺利よりをかしてやりぬ○登殿無事○秋山茂三郎水戸藏奉行にてありしが去月江戸へ永詰 仰付られこの間上着せりとて今日來り訪ひ故郷親友よりの言傳杯申のへ鈴木國友より國事ケ條書に認めたるをおこせり

十五日晴暖 蚤に起て湯あみ禮服を着例の如く寢に祭りて朝餉たうべ五ツ時前登殿局に入んとすれば坊主來りて被爲 召候旨を傳ふるにより直に大奥へまかり出 御前に伺候しければ 公の仰に今日三家登城これなく候はんには芙蓉の間へ出べき家老登城せよと昨日老中より沙汰あり我等今日登城するなればその事あらかじめしりてありたし我等おもふに 御代替りに付ては三家ども御爲を存じ存意無慮申上候得と 仰出さるやうのことにはあるまじき哉さあらんには我等兼て存る旨をも申上べくとよろこばしく おほしめし候との御事ゆへ彪かしこまりて申上るやう 仰の通りにも候はんにはいと心よき御事に

候得ども何事も常例先格のみ 仰出され少しも非常の御政令はたへてなき世に成行候へば今日の御用も先は尋常のことにおはし候はんしかならからかくの如きことは御用部屋にては兼て心得侍り候半と申上げれば早速承り申聞よと 仰に付御前を退き御用部屋へ参り月番遠山氏へ 御意の趣もて尋けるにたしかなることは存せざれとも昨日 御城付の申聞にまづは 大樹御轉任のことにつきてのことと承り及ぬるよし御用部屋にても外に心當りもなきよしなればそのむねいそぎ封書を以言上す程なく五ツ時にて 出御に付例の通り中奥にて 御目見仕りぬ○奥御殿中園欠席を補し又龜井を新に老女にせんとこのごろしきりに老女どもより御側御用人へ願ひありけるが後宮の人別去年以來減少せしをいまだ壹年ならですぎざるに又もとに復するは以の外よろしからざることゆへ其よし今日執政鶴殿氏へ演述戸田氏へも申のべ老女どもも出しおきたる書付を返しけり○九ツ時前 歸御○この日 峰壽院

夫人誕辰^{實の誕辰はすぎた}の御祝とて酒肴を局中に玉ふ人々打より杯酒くみかはしければ余は絶杯ゆへ一滴をものます又々被爲 召けるゆへ大奥へ罷出 交代を多くし定府を減し定府ならては叶ふましきものは別屋敷へさし置小石川上屋敷へは妻子持一人も居らぬやうに被遊度との 御意その外介川土木の事 女公子御下りの事杯種々御議論被爲在それ〱御應對申上退出○跡部原田二子と同じく北郊に逍遙飛鳥山王子に至る春は過ぎ花はちりにし跡なれども四方の畠に麥青々とひいでやうやく穂もいで去年以來凶荒にのみ心を苦しむる折なればいと頼母しく覚えぬ歸途田畑村八郎左衛門の家に到るこの八郎左衛門は三年餘田畑村に住みむかしは大家にてあるよし 義公かつて立寄せ玉ひ馬五疋飼置たるを 御賞ありて萬一の節は馬を出し御供仕候得と仰を蒙りそれよりこのかた邸中の御用馬勤る事にはなりぬ百餘年の久しき 邸中も古記散失八郎左衛門も家門零落今はたゞ月々廩米の駄送

等の勤め、それも何のゆへにて勤るをもしらすなりゆきけるを近ごろ武備のことさま／＼と御世話被爲在られけるゆへ小荷駄も御手當なくては叶ふまじいで八郎左衛門御用勤成たるゆへを尋ねんとてさきつごろ御用部屋を其筋を経て尋ねければ八郎左衛門一書の通を出し大略のゆへよし分りたり公暇漫録に記し置さて義公は新にこの八郎左衛門の先祖へ小荷駄の手當を命せられたるを後の世には其のゆへよしも知らぬ程に成行たるあさまじさよとこのごろ公へ申上ければさらば我等近々王子へ遠乗に出其序に義公の舊を逐ひ八郎の家に至り見んとおもふ汝まづゆきて様子を見よとの仰ありける折からゆへ今日跡部原田と共にゆきて見るにむかしには、はるかに衰へたること、覺ゆれども尋常の民家にあらず何分公のいらせられたりともくるしからぬやうに見えければ八郎左衛門父子に逢しばし物語を聞誰といふものともいはず立歸りけり廐を見るに廐二疋ありけり五ツ時歸舍

十六日陰晴不定、輕暑、夜雨。淺利九左衛門氏來る。德操酒をは絶ちぬれども日々他出あるひは夜も歸らざることありていとうしるめでたく思ふよし内話あり。一書を德操に贈りて規切す。○登殿被爲。召老女を増のこと。仰ありされど去年人を減したるよりいまた程なきことにて故障あらは。儲君御附の老女一人を新に。仰付らるべき旨なり。其外御議論拜聽しぬ。○水府より官便着江水除目等の議なり。人才の選み少しもかはりたることなくみな平々たることのみなりき。○御封書御下け水府執政はじめ同僚及び郡宰等の封事を示し玉ふ。○七時歸舍江幡甚太伯父の喪中を弔ひ同僚多田の病を問ふ。

十七日朝陰、晝より晴、輕暑。登殿。神君御祭日に付赤飯を玉ふ今年凶荒ゆへ菜なし御香のみ。○昨日御封書を以て御下けの執政等封事返上愚存をも呈せり。○御國御藏奉行封書極密拜見。仰付らる當年穀拂底のことなり。○杏所子を訪ふ折ふし瑞圖眞跡の掛物あり展翫時を移す。○夜戸田跡部二子談

論夜半に至る

十八日快晴、輕暑 朝今井を訪ふこれは近臣欠職あるゆへ中奥人品の評論を聞むか爲なり○淺利徳操に過日游惰の事過日戒めたるに能用ふるいろに見えけるゆへ其事九左衛門氏へつけよろこばしめむが爲なり○原田を訪ひ時事を談むせず原田すでに登殿すると聞て余もまた登殿この日江戸水戸諸官欠職を補することを議す淺田兵衛門先鋒の撰其人にあらざる事 水庭源右衛門舉用らざるしか晡時歸舎徳操か託する所の老子の畫圖に題す倉卒句を覚めたるゆへいと拙くおほゆ

十九日陰、裕二ツ位の候 登殿 めされて 御前へ出てければ これ見よと 仰られて一通の書をさつけ玉ふにぞひらき見るに立原甚太郎氏の上書にて其中に又一通の書ありこれは麾下の士佐々木三藏といへる人大納言様の御目付の 公へ奉れる書なりける其大意は國家の事 御直に申上たきこと候間御閑暇の折めさせられたきとのことにて立原の書は三藏の

書を呈するよしの文なり彪か見おはる折 公の仰に我等この三藏とやらんに逢て話をも聞まほしくは思へども嫌疑多き世の中なればなまじゐのことにてこの三藏が身の爲あしきやう成行てはあはれむべしされば對面のことはまづたやすからぬよしをいひ存る旨つはらに書てひそかに我等におこせよと三藏へ一書を贈んとおもふは如何とあるにそ彪申上けるは 公の仰いかにも理に當りたる御事に存し奉るなりさて三藏もかく申上候ほどの人なれば大方は志ある人物とはおぼえ候得どもよく其人物きこしめしたる上にて御書を玉はり候てしかるべう奉存候と申もはてす 公の玉ふは、しからは汝速に甚太郎に承り三藏の人物委細に申聞よとありければ 御前を退き御用部屋にゆき立原子をよひ出しかくく 仰ありけると語りしに立原子いはく我も三藏にはこの度はじめて逢たり三藏御廣間へまうで御近習の頭に逢たきといひしよしにて我につけけるにぞ對面しぬるに三藏いへらくそれがし 御屋形へ

年來出入いたしけるが今度大坂騒動の事また御老中欠席のことその外宰相の君御心得に言上いたしたき事ありしかし新役のことにて同役へ熟議せしことにもあらず全く一己の存意のよし申のべ一通をさし出したるにぞそのまゝ上達せり年のころ五十にすぎいと律義に見ゆる人物也と語りける局に入立原子のいへるまゝを書て言上しぬ○書記 仰付られへき人にとほしければ有賀某書記なりを轉役せしむるの議はやみぬるよし十六日水戸同僚より申來たれども有賀はたえて用にたえぬ人なるをそのまゝおきて外に人なしといへるはやすからぬことにおもひ多田原田二子へもはかりてけふ同僚へ一書を贈り有賀を轉し深澤甚五兵衛を書記局に再勤なさしめたきよしを申やりぬ○又めされて 御前へ出ければ戸田氏すでに 御前にありかれこれと 御議論被爲在さて三藏へかく書をおくらむと思ふよし 仰ありて草稿を示し玉ふにぞよろしからざる御文義かれこれと申上けるにさらば汝草せよとて紙筆をさづ

け玉ふにぞかしこくも 御前にて草して 御覽にそなへける○夜跡部子を訪ふ

廿日晝前陰、午后晴、微冷 今日 君上東叡山へ 御豫參ありけるゆへ諸官府休暇を玉ふこと例の如し晝前簿書を整理す晝後川邊平次郎來る八ツ時より下町へゆき歸るさ下谷邊を徘徊し晡時舍に歸る

廿一日朝陰冷氣晝不定、夜雨 登 殿麾下の士岡本忠次郎といへる人は有志の士にて先年正議をもて罪を得たる人なれども既に老年に及び空しく打果んこといと惜むへきことに 思召され昨日執政鶴殿氏へ 御筆もて御下知被爲在 今度 御守殿御用人古山善藏の欠へ忠次郎を補せしめんと 思召候間能々評議いたし候やうにとの御こと也この人物は戸田立原并彪杯委細に存居候半との御ことなり今朝鶴殿氏より示さるゝ間局中にて原田等へ相談しけるうちめされて御意ありけるは岡本を古山の欠に補したりとも左まで益あることにはあらざれとも岡本も一

且職を得は又要路へいつる様にもなりなんさらは 御爲にも可然事なりされど岡本を補せんこと 公邊へは如何の振に申立なばよろしかるへき又官途の順次杯も心元なきとの 仰ありて後この事例の川路へ内々相談すべしとありけるにぞ歸途戸田子を訪ひ主人と相談し川路へ一書を贈りて聞けるに取敢ず事情委細に申來りぬ戸田子にて談話原田も夜二更歸舍時に雨ふりぬ

廿二日冷氣綿入にても冷也 塙長次郎來りて作文の事を論す○登 殿川路の書を呈しけるにめされて 御前へ出種々 御論ありなましむに岡本忠二郎など邸中へ出したらんには邸中の懐を見すかされ容易なるましきとの 仰あるにぞ一理あることにはおはし候得ども有志の士は邸中へ出入せずとも邸中の情實をはしりてあるべし何程秘したりともよきことはよきことあしきことはあしきと分ることなれば誰に見せ聞せ候ても恥しからぬやうにいたし度こと杯申上ける○再ひ召 され川路

へゆき忠次郎のことを話し又佐々木三藏より立原へ物語りたる幕府の人物某々の事何となく川路へ承り候へとの御ことなりき○川路を訪ひ七ツより晡時に至る○夜高橋太郎左衛門來る

廿三日冷氣甚し、陰 今日先祖妣の忌辰なり寢に祭り薄蕨を薦む祖妣の没するこれに至て五十五年○跡部を訪ひ原田に過り登 殿○岡本忠次郎のことは執政藤田氏より矢部駿河守へ一書を贈るべきと評義一決その書を草す○余も亦川路へ一書を送りて執政より矢部へ及書通たることを通す川路より返書來る明日面話にて事情を盡すべきことなり

廿四日朝陰、晝々雨冷氣如秋 朝、遠山龍介氏來る其子熊之助近來花柳に溺れやゝもすれば家に歸らざることありて龍介氏も心をくるしむるれども父子の中にてせちにいひがたきこともあれば某へ意見の事を託せるなり一ト通りに意見加へたりともやむへきとも思はされとも龍介子の心をいたむるもことよりはりなればそのことをうけがひぬ○登 殿この日

北郭藤子 御使にて不參により藤子先つごろ大城 御使の折遅參したる罪を鶴殿子原田もよりより 高聞に達し決をとりたり種々 御議論被爲在ける就中軍制武備のこと難有御事に覺へ奉りぬ○七ツ時川路を訪いまた歸宅せざるよしにて空しく歸る○論語解を草す

廿五日陰冷氣 今朝 大御所様松平伯州御いん 御使居被進物の由 被進けるゆえ局中も早く出仕 殿中無事四時退出住谷長太夫來る九半まで對話○止戈纂要を手寫○輕部平太左衛門來る○一貫齋義弘來る

廿六日陰冷氣如冬 登 殿 召されて 御前へ出けるに昨日 營中にて松泉州へ御逢ありて岡本忠次郎のこと并に人才御撰擧の事を論し玉ふ由 御意 幕府の形勢種々 御論ありける○御國書狀到著有賀を轉し深澤を補するの説は今更おこしがたき旨山口白石より返書來るさて水庭を新番組頭に補するの説はやみて石川宗三郎を補せんとの事なりき

廿七日雨冷 登 殿無事石川宗三の事局中議論あり○肅成二公の御甲冑

を拜見す○夜淺利徳操來る南蠻ケンヒ流炮術を興したき説あり

廿八日陰晴不定冷 登 殿執政藤子に隨ひて 御前へ出江戸水戸諸役欠席等の事を伺奉る先手物頭へは 特意にて御目付佐治七右衛門を補せらる俗才何れども其職に應せざるの御事なりさて又御小姓頭取御小姓中奥御小姓へは江戸にて欠席を補することなくまづ此度は壹人つゝ交代をはしむへきむね 仰あり

廿九日陰冷 登 殿是日 君上芝御豫參あれども御國へ發書の日ゆへ局中は惣て出仕す奥右筆交代にて登りたるものは 御清閑に一度 謁見をゆるし玉は、當人の勵みにもなるへき旨兼て申上たるに大關幸之進近々水戸へ下り候に付これは交代にはあらざれども一同に被爲 召たき旨封事を上らむと草稿認めてふところにし出仕したれどもこの日は峰壽院夫人 表へならせられ 儲君の御帳 御覽せらるべきとの御事にて晝過は局中も戸を閉べき旨鑿察府より申こせしかば同局のもの

召せられむにも折悪ければ封事を呈することは思ひやみにて有けるに
上公御豫參より 御歸るさ遽に局中へならせられ先手物 仰付らるへ
き人物杯御議論あらせられ交代のものへも御懇に 仰ありて近々 召
さられて議論をも御聞可被遊との御事ゆへ兼て申上けることの 御心
にとめさせらるゝ 御事と心中に難有奉存ぬ○戸田氏を訪ひ同く菊池
奎齋が病を訪ひ日本橋邊逍遙して歸るこの夜遠山龍介氏來る

五月朔雨冷 蚤起寢に祭り六半時出仕昨日の封書少々認め直し御小姓頭
取もて上りさて中奥へ詰居たるに 召されけるゆへ 御前へ出ければ
今日は幸に雨ふり閑暇なり晝過より汝をはじめ局中一同話にまゐるべ
し過刻封事一々承りぬるとの 御意にて其外執政へ 御言づて杯あら
せられ退出 中奥にて御目見○四半過 歸御○八ツ時御小姓頭取より
命を傳へ 御茶菓を賜ふこれは後に 御前におゐて賜はるべき事なれ
ども人々遠慮ありて思ふまゝにたうべゑまじき局中にてたうべ候へそ

の内 召されべきとの 御事なりほどなく一同彪并原田兵介、大關幸之
進尾羽平藏、小田部長八郎、住谷長太夫 召されて 御前に出けるに 御
顔色殊にうるはしく被爲入いろゝ 御議論被爲在さて今日細川越中
守に逢て當年も又凶荒ならば糶を乞たきものをといひけるにいかにも
かしこまり奉る由ゆへその家老へ申談たる上何ほど位は許借すべきや
といふ事書付て承りたきといふにこれ又奉畏ぬるとありき文通すへきと
思ひたるに近
く出府ゆへ
候事なも被 仰たるよしとの 仰あり士民の爲かくまで御深遠の御備被爲
在候段誠に難有奉存旨御請申上その外武備を整るの御説さまゝ 仰
ありける幸之進は四五日の内水戸へ家を移し發足すべきと被聞 召恐
れ多くも 御餞別とありて御手つから 御頼當を賜りき幸之進水戸へ
往きたるとも存意あらはいつにても申こすべし交代三人存意あらはい
つにても逢べきゆへ虎之介兵介へ其こと申すとも又は封書もていふべ
き杯 御懇の 御事にて一同感佩し彪も誠に難有奉存ぬ 御前に一時

餘罷在御武器杯拜見退出○是夜水戸より夜通飛脚到來三ノ丸松平將監
居宅并内長屋焼失外長屋は残るよし申來る

二日陰、冷 登 殿戸田氏と同じく召されて 御前へ出けるに去月廿九
日の曉松平將監南郭の屋敷焼失のよし天災はやむことをゑすいざこの
焼失に乘し將監を土着させしめたきとの 御事なりける 尊慮の程御
尤に奉存れども山邊介川の土木もいまた成功にいたらすいま又松平の
館構土木始りたらは凶荒の年國用ますく不足すべしよつては南郭焼
失の跡は土木を興さず 中御殿へなりともまげて籠り居主從一致悉く
儉素を守り財用少しく足りなん時に至り南郭へ土木を興すへき料を郷
中館構になしなは可然旨申上る○是夜跡部子を訪ひ夜半歸舍石川勝
三日雨冷夕晴夜又雨 登 殿執政藤田氏遠慮被 仰付大城御使連○今井萬
吉を訪ふ大關幸之進近々水戸へゆくとして主人麥飯を出す余も亦喫着二
更歸舍

四日晴裕の時候になる 上使來るこれは一橋殿大病實は御扣に付 初之

丞君内府公を御跡目になしたまふことよし、この日 上使濟諸向御用
捨なるを余はしらすして登 殿無程退去○阿母及妻妹等芝愛宕へ參る

彪獨留守甲を振○夜川邊平次郎來る

五日晴、帷子の下へ單物を着す 去月中旬氣候漸暖になりたれば人々少し
く安堵せしに十九日二十日のころより又々日々陰冷あるひは裕二つ又
は綿入を着するほどの氣候にて一日相應の氣候なきに昨四日晴少し
く冷氣やみ今日も冷なれども綿入を用るほとならぬゆへ人々よろこひ
あへり○朝起、寢に祭り六時登 殿 出御懸中奥にて謁見 歸後後 召
されて佐々木三藏の呈する書拜見を 命せらる大坂奉行を下轉せむ由
と眞田豆州を閣老になしたきとの事なりき○山邊子の封事を呈渡邊藤
日持來○退出 御成小路へゆき甲冑を見る住谷長太夫に逢ひ共に松坂
やへゆきさいみの袴地を買袴地二反を三ツに分壹人前拾貳匁余なり鹿

朴しるべし

六日晴、單物 登 殿中奥へめされて御家中男子の祝に着具初をするもの少し仍るは十五歳になりたらは着具初をするやうに被遊度また五月の幟も御家中は眞のさしものをこしらへさせ候ては如何可有之と被 思召 御筆拜見被 仰付銀次郎等へ申合候上御請仕るへき旨申上退去○是夕赤城社邊徘徊交代奥御右筆三人同道

七日陰、少々冷 朝、渡邊藤内并岡本加治齋田來る中山氏家宰 ○登 殿、松平氏土着等のこと 御意あり○三郎麿君御不例○退出尾羽高藏を訪楠公のこととを論ず歸途函工妙珍を訪不逢

八日晴 此日五世祖忌辰寢に祭る、登 殿無事○退出函工妙珍を訪ひ新に甲冑を製すること託す妙珍この節細工あまた注文ありて中々當年打立ることあたはずといふ余義氣を以てこれを勵す妙珍遂に許諾す夜戸田子を訪ひ政府事情を論ず

九日晴、單物を着 登 殿少く早しよつて北郭藤田氏を訪ひ又登 殿、鶴殿氏と共に 御前へ出金穀等の事申上る夕刻原田と共にめされて甲冑古金銀等拜見を 命せらる

十日晴、輕暑 登 殿、戸田子と同じく 召され介川築城金貳百五十金を山邊子へ御内々 御貸被遊候間戸田一同に心得居年々上納いたさせよと命せらる○原田尾羽と同じく大塚邊へ出つ○原田等と他出の跡へ 公より俄に 召されたるよし是は甲冑乘馬を 仰付んの御事也
十一日晴、輕暑 登 殿 召されて 御前へ出 御麻上下以來水戸を織たるを御用ひ被遊度 思召候得ども御用人請奉らす何とぞ左やういたし度との 御事にて其外江戸にて調る品は可成丈御用不被遊御國産を御用ひ被遊候へども御用人遠山龍介請奉らぬよし 御意に付一體龍介の爲人才力は頗る有餘ども諸事舊習に泥み改正の時節に相當せざる趣逐一に言上せり 公も龍介の陰險なる氣質を 御承知あらせらるゝゆへ

左こそあらめと 思召たる 御氣色にて御用人に當るべき人物種々
 御議論ありき○八時過例の如く 御會讀へ出仕論語を講す支封の君に
 は大學頭殿播磨守殿御出なり 御會讀の前 儲君にも被爲成大學の御
 素讀をなし玉ふ御年御六歳なり○岡本戸太夫來る牛門改正の
人を論す
 十二日晴 登 殿無事是日無形流劍術 上覽に付少々早く退出跡部氏を
 訪ふ不逢淺利徳操を訪ひ舍に歸る夜又跡部を訪談論夜半に至て歸る
 十三日晴 登 殿藤田執政遠慮御免八時過小姓頭取柴田源介 命を傳て
 明十四日甲冑持參 御庭へ罷出べき旨也○夕刻甲冑取出し明日の手當
 などしてありたるに 召さるゝよし小姓頭取より手紙來りければ出仕
 す岡本忠次郎の事に付松泉州へ先頃 御直書被遣其御請申上たるよし
 にて 御示し被遊候ゆへ拜見之處事情齟齬甚し文意書面其拙いふへか
 らす 公又書を贈んと 思召けれどもこの通り事分らぬ閣老なれば
 又紙筆もて論せむも無益也と 御再慮のよし 御意ゆへ御尤奉存旨御

請申上退去加州へ御縁談之事に付 命を奉して御城付輕部平太左衛門
 を訪

十四日陰昨より少々冷氣 登 殿今日甲冑乘馬は全く近臣と一二の有司
 へ仰付たるなれども執政いまた知らずこの日九ツ過御小姓頭取 命を
 傳へければ執政藤鶴二子病と稱し 御免を願たり 公々又命ありて拜
 見のみいたすべき旨にて兩人とも拜見に出たり但鶴子は好みたれども藤子
好まざる故御免願ひたる歟
 今日出仕の面當番の近臣并若老近藤義太夫御側戸田銀次郎余并原田兵
 介尾羽斗藏外に奥番頭山田傳左衛門御目付中村敬四郎都合十四人程甲
 冑持參八半時御庭へ廻り 公にも御着具にて御馬一鞍被爲 召次に近
 藤戸田中村三人一馬場に騎馬次に余原田尾羽一馬場に乘馬を命せらる
 余は小車といへる青馬に跨かり地道四五遍乘八九遍乗て止ぬさて去る
 二月十二日黒塗甲冑にて 謁見したれどもこの甲は重大にて馬上には
 便ならず且同しものにて出立んも事足ざるゆへ今日は鐵鎗甲冑にて出

立たり余等馬より下るれば 公又壹鞍 召され畢て近臣とともに打毬
皆甲冑を被遊たり 公には三度迄續けさせられたりさて打毬畢りて御
馬より下り立られ余及原田等を 召され今より直に駈競せんと被遊
公御初十余人北の方隅に並立太鼓の合圖にてかけ出しけるに吉野鏘之
介第一番 公には二三番余は四五番にかけ付たり尾羽一度倒原田兩度
倒一同失笑したり晡時退出○是日山田司馬助來るといふ
十五日微雨微冷 六半時寢に拜し登 殿中奥にて謁見し 御登 城九半
時退去○昨日執政兩子へ牛門改正の事御積金萬兩を下け穀買の事近臣
交代の事等を論せり

十六日晴微冷 今日上使來候ゆへ諸官府休暇を賜りたれども水戸狀到着
の日ゆへ一寸登 殿來書を見退出戸田氏を訪ひ原田と同じく日暮の里
に徘徊晡時歸舎上使は關老

十七日朝晴夕陰冷夜雨冷氣 今日 上野御宮へ 御自拜なし玉ふゆへ諸

官府休暇を賜ふ朝五ツ時 先君子より所傳の大袖二枚を持って函工妙珍
宗保に至兼て約せし如くこの鐵もて新に甲を製することを託す妙珍許
諾大袖の目方を試るに二枚にて一貫三百目あり直に余が目前にておろ
しかねになし二本の小鐵椎とし近々製作すへきよしをいふ抑この袖は
先君子の曾て調へ置せられたる品にて拾々鐵炮にてためしたれども徹
らざる程の厚鐵なり 先君子在せし日毎年暑中に曬しなどせる折の玉
ふやう大袖は單騎の具にあらず且かくの如く重大なれば不用なれども
比類なく重大なる所もまた心地よく覺えければ先年求め置たり萬一事
あらん日にも余は肥大にて單騎の働きはなしゑがたしたとひなしゑた
るとも一騎懸の働きは望むと所にあらずされば軍配を取て身體を動か
す及ばずなから一方の任にあたらまくほしさにこの重大の袖も楯の
心にて備へたるぞとありしが今も猶耳に残りてけりさて余兼て身體に
あひたる甲冑をゑまくおもひけれども處々家を移し抔して心に任せず

去る辰年已來江戸に來り廣く求めけれども第一甲の良品は得がたし鳩胸塗胴并堅剝錆銅を得たれとも塗胴は少く長錆胴は少く短く心に任せずよつて考るに今太平にて處々に具足の賣物あればこそ甲冑も人の用ひたる古物を下料に買んとおもふなり古戰國の時は武士の要具なれば必一代に一領位は新に工に命て製せしめたることなるべし今衣服器財等無用のものを新に製しながら第一要具の甲冑を古物のみ求るもいとほいなしさらは函人に命して新に製せむと思ひ水戸の函人宗吉といふものに札一枚をきたへさせて試み又江戸の函人に命せむと思ふに宗保良工のよしなれば宗保にきたへさせ試るに鐵は薄けれども宗保のきたへぐはとこたへる鐵味ありて殊に細工も上手に見えければ今世甲冑の良工は宗保に止れりと決定しぬさて新に一領を製するからは一身の要具となし且は長く家寶ともなすへきものなれば幾重にも精神をこめたきことなれば 先君子遺物器械の一品もて地鐵に交へきたへんと

するにまづ 先君子より所傳の甲と小袖とは鍊革にて地鐵の料になすへくもあらず冑小手佩楯脛當杯は鐵なれとも皆具たる品なればこれを取崩さむもおそれあり然る前にいへる大袖は長物にして殊にあまりに重大ゆへ所詮用に適しかたき品にしあればこれこそ地鐵に交きたへなは 先君子の遺物一身の要具ともなり幸にして事なくんば長く武門の重器ともならんと思ひ定め今朝齋戒して携へゆき宗保に託したるなり○夜今井來る○この日執政藤田氏來る即日往て謝すべき事なれども今井來りたるゆへはたさず

十八日陰夕微雨冷氣甚し裕又綿入を着する人あり 朝北郭氏へ往て昨日來訪を謝す登 殿戸田と共に 召されて 御前へ出南郭祝融に付屯田せしむるの御論ありこれは戸田兩人のみにて御謀議に參することにあらされは何卒廣く執政諸有司へ御評議被遊候様共に言上○無程執政藤鶴兩子參政近藤戸田余并原田尾羽一同に 召され又今日原高二郎交代

にて上着に付これをも 召て一同に 御論判あり原は監察なれとも軍用の事を司るゆへこの席へ列せるなり○夕遠山龍介子を訪十九日陰冷夕雨氣候昨に同じ 登 殿執政鶴子原田と同しく堀口介衛門御構 御免榊原啓介御賞等の事を伺ひ奉り啓介は小従人へ組入 仰付安藤坂を 召抱へられ直に土着せしむべきとの 命のよし外に鑑師住す 召抱へられへき命あり○この日二百五十金を山野邊家へかし玉ふによりの築城戸田子より渡邊藤内山野邊 へ渡すこれは全く内密の事にて上納の事は戸田并某兩人心得居へき旨 命せらる○明日夏至に付湯浴寢に就廿日朝陰 寢に祭る 朝御勘定所御勝手方交代長屋を訪原叔舅水戸より至るゆへなり○登 殿○夕原叔舅來り訪六年にて對話廿一日晴 今曉長崎より早便にて戸田子へ川瀬七郎右衛門より來るそのゆへは川瀬幡崎鼎と共に長崎へゆきたるに鼎は先年長崎にて永尋の者の由にて長崎奉行戸川播磨守より徳見昌八郎へ預け申付候川瀬大に憂

奉行所へ相越再應懸合候へとも六ヶ敷鼎を返さず仍てこの事本邸より閣老へ達し追おは兎も角も一ト先つ鼎を引返したき趣を取計候様申來る 殿に登れば原田この書を戸田を受取たるよしにて余に示す余一見し執政に出す執政一見して戸田もて呈 覽終日評議不取敢余に 命して閣老へ進達書付を草せしむ余立稿執政鶴子と共に 御前に伺ひいろく 御議論等ありて治定北郭藤子御使にて月番閣老太田備後守へ進達せりさて又余も河路三左衛門へゆきて内々相談すべき旨 命を蒙りたれども如此事に書記府杯より出れば嫌疑もある事ゆへ戸田へ仰付られ候様奉願其通り命せられ余一書を裁し川路に贈り戸田の事紹介せしに今夕來り候様申來候ゆへこの夜戸田川路を訪ひ鼎の事を談す○是日奥へ召され御菓子を賜ふ

廿三日晴、輕暑、單物 朝、横山左仲來訪ふ左仲は近江淺井郡大畠村の醫生なり年廿四林鐵藏紹介にて來る詩若干篇を持來る余一見するに眉目清秀

頗有氣概詩篇も面白し○鍋田舎人來る枕干録を清書して遣りぬ去年の稿
 ○登殿戸田と共に屢々召されて御前に出つ○夕跡部子を訪劍を撃
 ○三郎麿君御天折一邸悲痛不啻○この日戸田子又川路を訪ふ○夜原
 田を訪ひ戸田を訪ふ○五更戸田を一書來る鼎の事に付御筆御下け
 虎之介申談すへき旨なり無服之殤に被爲渡御慈愛の御至情中々他事
 あるまじき御砌かくの如く國事に御配慮の段感し奉りぬ

廿三日晴輕暑單物朝、札差吉藏來る、五時登殿昨夜戸田へ御下け御書の
 御請余より上るこれは閣老の内御用御頼といふものあるに大久保賀州
 物故以來この事なし仍て松泉州水越州兩人へ御頼みあるべき旨此間中
 被思召出いまた治定無之内鼎の事起りたれば何卒早く御頼ありたる
 上厚く泉越二閣老へも被仰入へきとの御事ゆへ俄に事に臨て御頼も
 却て如何敷且又閣老御頼は營中にて御直に當人へ御意御請申上たる
 上御家老もて御使被遣候定例なれば逆も今日御凶事御弘め以前のこと

には相成間敷旨封書にて呈す今日未刻には三郎麿君御弘めに可相成ゆへ其以前御頼に可取計旨にて昨夜深更に御書御下け也
 直に召されて種々御意三郎麿君の事に付以後御出生の御方々は御
 弘めなく何れも御國へ可被遣との御事御心事奉察ぬ又鼎袋と御筆
 にて御認被遊候袋御取出し長崎一件を其中へ御入なり袋の上にて
 懸り合長崎に又出來たれとも我早舟にのせて返さむ
 と御狂歌ありき小臣のことにかく迄御心を被爲入候御事いと難有覺え
 奉りぬ○今日水戸へ早便の序牛門一年下向の事交代詰料の事執政狀兩
 通立稿歸途立原多田石川勝を訪○夜富長六太夫來る○是日威公の御
 御甲拜見形圖の如し



元祿十六年駒込邸火災の時飛出したる由御服紗に記あり
 黒塗質朴なる御甲にて半面は火にあたりたるまゝゆへ虫
 のくひたるやうに漆はげたるをそのまゝ御修復の趣なり

廿四日雨微冷、夕陰拾着用登殿雜務如常○三郎君御卒去に付余執政部

屋へ出 御機嫌を伺ふ、今日瀬尾徳三郎逼塞御免小梅御門出の事六ヶ敷
八ツ時過申渡になる退出戸田を訪ふ談論夜分に至岡野庄五郎に邂逅
廿五日朝雨四時より晴、輕暑 登 殿召されて 御前へ出けるに三郎丸君
御葬地人の墓を移して新に穴を掘るやうに聞ゆるれども夫にてはよろ
しからず候間たとひ葬地はせまくとも人の墓地の障りにならぬやうに
被遊度大乘寺は誠にかりの御墳墓にて行々は皆水戸へなりとも移せら
るゝ御含なればゆめく廣大に葬地を設るに及はずこの旨執政へ申聞
用人に達せよとの御事なりき○雜事如常、鼎の事に付中山氏より中野又
兵衛へ示すへき口上覺書を草す○局中一同御菓子拜領○歸舎刀を拭ふ
廿六日陰晴不定、輕暑時々冷風 登 殿、鼎の事に付長崎奉行戸川播州より
御城付へ書來る○秋山茂三郎呈書御内々拜見被 仰付麥買雜務如常清
虚子を訪ひ長崎の事を議し又登 殿○夜山邊子より酒一壺を贈る近々
何か報として可遣分○郷書到着伯民、士元及小田野、安島等々來書あり

廿七日雨、左迄冷ならず 朝渡邊藤内を訪ふ○登 殿山國喜八郎上書土着
御直に御下け是日三郎君御遺骸大乘寺へ御葬○山國并昨日秋山の呈書
一同封書にて返上し奉り當年凶荒の御手當幾重にも御備ありたき旨申
上る

廿八日快晴、暑氣 登 殿 召されて 御前へ出土著等の事一時計御問答
申上る歸路跡部を訪ひ鎗術稽古場へ出尾羽并岩崎某と共に勝負數合に
及べり

廿九日快晴、式日の外帷子を着すること今日をはじめとす 登 殿今日清
虚子と共に 御前へ出常平倉一萬俵御拂の事榊原啓介御稱振の事蔭山
四郎兵衛同斷松平將監土着の事其外御徒目付くり上等之事を伺ふこの
日小上薦お猶の方安産 御姫様御出生庸姫と稱し玉ふ尤御ひろめなき
ゆへ表向御祝儀等なし○是夕江幡甚太郎夫婦を餞す原叔舅も來る甚太
郎近々歸郷すればなり

晦日晴、暑氣昨よりや、薄し帷子 登 城雜務如常晝前 大奥へ 召され
土着并牧士の事 御論あり御話の内に一昨日内馬場にて駟を逐試るに
面白くおぼえたるとて御武技の御説被爲在けるゆへ御國の諸流華法兒
戲實用に適せざるよし申上けるに面小手は悪しきとの御説ありて御聽
入なかりき歸途今井を訪ふ○歸舎灸治三百五十挺

六月朔快晴、暑氣一昨廿九日の如し 寢に祭る登 殿長崎奉行へ摺換案文
を草す○儲君へ被進へきとて新に函工惣吉赤沼住すに仰せられて造らし
めたる御甲冑拜見市川五左衛門奉にて 支封播州君より鮑井こちを賜
ふ是夜戸田原田を招き談論殆と五更に至る○同僚多田今日より出勤○
歸期を縮むること、土着來春を待こと

隨願盡升(卜筮の卦)

(安井久曰、歸期を縮むること土着のこと、に付東湖は易占をした其卦
か澤雷隨であつた隨ずい元げんに亨る貞まことに利よろし咎とがなしで此象辭は上位に在る

者には人か來り隨ふが其隨はしむる道は正からねばならぬ正道を以
て人を感じ隨はすれば吉兆であるとの意である又彖上傳に「澤中に雷
有るは隨君子以て晦くろきに嚮むかひ入りて宴息す官淪かほる有り正に從は、吉な
り門を出て、交れは功有り失はざるなり」とある隨の卦は雷か澤中に
あるので休息の貌である君子は時に隨つて靜養する道あるといふた
ので晦に嚮ふは日暮に向ふ意であつて入るは居ること宴息は安息の
義である君子は終日乾々として固より工夫を息まぬものであるが時
に當りては内に入りて安息靜養し以つて凝神の工夫もせねばならぬ
例へば夜間休息せざれば翌旦氣を屈するの憂ひなしとせず即ち入る
にあらざれば其出づる所以を養ふ能はずとの義である而して官職
などは屢々淪ることもあるが正しき道だに踏めば吉ならざること
はない又何處に居るも公正を以て交れば一郷の善士を友とし一國の善
士を友とし天下の善士を友とすることが出来るので其功は實に偉大

なものであるといふ義である其變卦は山雷頤で「頤貞なれば吉、頤を觀、自ら口實を求む」とあり此彖辭は徳を養ふは總て正道に據らねばならぬ譬へば頤則ち口より食物を取りて身を養ふには必ず正實なる食物を取るであらう然らば心の糧とする思想も至正なる道を求めねばならぬ故に頤貞に準じて美德を養へといふ意味である右の卦か隨頤である、又來春を待つことの易占の卦は山風蠱で「蠱は元おほに亨る大川を渉るに利し甲に先たつ三日、甲に後る、三日」とあり此彖辭は天にも人も自然に虫が生ずる如く事變が起ることがある之を天下を譬へて見れば治世に生せず毎に亂より生ずる故に蠱時の如き亂世や變事に方りては速に其實を除きて泰平の基を開かねはならぬそこで大川を渉るが如き氣組で艱難を避けず勇進せねはならぬ而して後ち蠱害を治めて吉を得るのであるから蠱元に亨ると稱するのである甲に先つ三日とは十干の甲の前三日を數ふれば癸壬を経て辛となる辛は更め新

にする意義かある又甲の後三日を數ふれば乙丙を経て丁となる丁は物を大切にする義かある故に「甲に先たつ三日、甲に後る、三日」とは更新の才と之を丁寧ていねいに實行する能かなければならぬといふ意である是れ蠱の卦である、其變卦は地風居で「升の元に亨る用て大人を見れば恤なし南征すれば吉」とあるこの卦の辭は進んで事を爲さんとする者は其從ふ所を擇ひ其方向を誤らざるやう注意せよとの意である、即ち升のり進むに方つては宜しく其從ふべき所を擇ふべし大徳の君子を見れば憂なし又往く方向をも擇ふへし即ち南方陽明の方向に往けば吉を得るといふ意である是れ蠱升の卦である。

二日晴、暑氣殆んと昨にまされり 登殿雜務常のことし 召されて御前へ出つるに肥前佐賀城主より御返答の御書拜見是は當年も萬々一不作らなんには糴を乞玉ふべきよしを春のころ仰せ遣はされしその御

返書なり○水戸函工惣吉へ御内々賜物の事御相談被爲在昨日儲君へ可被爲進料の甲冑御覽せられて也 ○石川勝藏所持の頬に宗吉の作有之旨言上これは宗吉の出来なりければ一ツには宗吉の爲にもなるべく又 ○御手自ら豆のもやしを賜ふ退石川心得嗜よろしき事なも幸に達せるなり ○御手自ら豆のもやしを賜ふ退出跡部を訪ふに穴山梅君并先祖因幡守某の忌日なりとて牡丹もちを振舞はる信長の忌日も今日なりとぞ石川頰の事早速 御意にて跡部より石川に傳へたりとぞ○十字槍修練の場に出て數合勝負○是日留守に田山次郎衛門來りたるとぞ

三日晴暴風秋暑の如し 登殿 御前へ出鼎の御論あり雜務如常今日戸田子より川路へ書を贈鼎の事に付 幕府の事情を探るに面白からすと申來れり扱鼎 公邊永尋中の者に有之上は御召抱の節此方御手拔なりされは御手拔の所は御役人引かぶり扱筋合をはどこまでも遂たることなる誰もかぶりとはなくたゞに欲目にて自分勝手の推量のみに日を送れとも萬一 公邊より鼎御暇出候様にと歎奉行所へ引渡候様にと歎申

來らは如何せん噫余以身任其責の念漸生す 君憂臣辱平日の飽食暖衣何の爲ぞや○夜訪戸田子

四日晴暑氣昨の如く風や、靜也 是日蚤起五ツ時登殿局中余が取扱所の文書を整理す是は昨日決心のことに付再び局中へ入さる身分になるも計り難き故なり同僚出仕の上再進達のことを談す余一人にて其責に任することは相談せず何れも同意なり早速兩執政へ演述す是又同意なり仍ては再進達の案文を草せよと云、八半時歸舎是日遠山罷來深更に再進達立稿曉に至て成る直に多田原田へ一書を移し恐入差控居候旨申越并に存意書一通遣す五日陰少く冷晝より晴、暑 朝五ツ過まで伏枕余去月下旬より體氣不佳後重を患ふ昨日より本間道偉藥を服す○晝過原田を一書來る恐入差控申出候處差控は先不及其旨執政を達也仍ては押しても致出仕候様申來候付いろく考候處余一人引かぶり度旨申出候上は執政も是迄は恐入をいふ氣もなければども今となりては余一人に引かぶせることもなるまじ

然るに引込居たらは却て嫌疑あるべし仍て即刻出仕するに案にたがはず執政はじめ恐入をいふ評議にて余一人を公邊へ咎人に申立る事はやみたり○夕今井來る○坎不變 稱病不出 大壯 豐 出(卜筮の卦)

(安井久曰、東湖占易して坎爲水の卦を得た習坎は孚有り維れ心亨る行けば尙ふ有此象辭は君子は險難に遇へばこそ自から險難を出つるの功あることを言つたのである習は重なること坎は險のこと人の險難に處する場合には能く誠信を以て義の在る所を守り天命に安んじて其險難を免るゝ心なければ自づから定まるところかある即ち利害の爲に驚かず禍福の爲に動かされは其心大に亨る其亨りたる心を以て險難を排し行く時は必ず靜然として時變を透觀し事機を察することか出来る而して後に險難を脱出する功を得るのである要するに誠實の心を以て義命のある所に従へといふ意である象上傳習坎は重險なり水流れて盈たす險を行きて其信を失はず維れ心亨るは乃ち剛中

を以てなり行けは尙ふ有り往きて功有るなり」とある又出方の卦雷天大壯は「大壯は貞に利し」とあり君子は時に先ちて用心せよといふことで大は陽のこと壯は盛のこと勢を恃んで妄動してならぬと戒めた卦である陽盛の機に當ては吉にして亨るべきものではあるが其陽盛を恃んで勢に乗すれば小人等に其間を窺はれて禍を醸すから必ず貞正を守り争を起さず其陽盛を保持せねばならぬといふ意である其變卦は雷火豊で「豊の亨る王之に假る憂ふる勿れ日中に宜し」とある此卦も豊盛を保持する道をいふのである譬へは王者の天下を治むるにも豊盛なれば必ず亨るか然し全盛の後には必ず衰頽がある故に豊盛も憂ふべきものだ然し徒らに之を憂ふるに及はぬ其全盛を極めたときは日中に居る覺悟があれば宜しい太陽も日中を過ぐれば戻むきかける豊も盛を過ぐれば衰へかける故に豊盛に際しても中を守る事日中の如く其明を失はざること心掛けねばならぬ即ち滿を持するに中

を以てし満つれども溢れず高けれども危からずの地位を保たねばならぬとの意である東湖の進退此卦を活用した。

六日陰晴不定風暑 登 殿雜務如常鼎の事再進達書今朝執政鶴殿氏松平

越州宅へ持參此草稿昨日御城付を以て桑山六左衛門へ示す此度の事六ヶ敷と桑山申候由○御國狀着無事○眷遇

坤豫(下筮の卦)

(安井久曰東湖占易、坤爲地の卦を得坤の元に享る牡馬の貞に利し君子往く攸有り先たては迷ひ後るれば得て利を主とす西南朋を得東北朋を喪ふ貞に安んずれば吉とある此卦は臣道は順徳を守るべきことを示したのだ天を陽とし君位とし地を陰とし臣位とした坤は陰に屬するから臣道に譬へたのだ臣に在りては消極的即ち牝馬の柔順なるが如く順徳を守るのが正道である故に臣となりては己れの手柄高名など欲せず君の輔佐となりて君業の成功に勤めねはならぬ若し臣として君に先んじて切り盛りしたり或は大機を獨斷するが如きは宜し

くない君主の後楯となりて居るのが順利を主とするもので必ず享ることになる又臣道は陰であるから柔順の賢者に親めば徳相應するかに反し剛狼の朋と和すれば失敗をする西南は陰の方角即ち消極的東北陽は即ち積極的の意である要するに順徳を守りて變せざれば吉兆であるとの義である
其變卦は雷地豫で豫は侯を建て師を行るに利しとある此卦は人心和悦せば天下の事必ず行はるゝを示したのである豫は人心一致和樂して上に應ずること上下和合するから萬民は諸侯を建て、主と仰くのである故に萬民は君長の爲す所に任せて其命を奉し三軍の師に従ひ生命をも犠牲とするものである況んや其他の事においておやである東湖眷遇に對し右の二卦を得たのである。

七日晴暑風 昨夜戸田子より 御批入一封來る吉成呈書昆布買のこと 山國呈書買米のこと返書せんと思ふに輕部平太來りたるゆへ返書せずよつて今朝出仕前戸田を訪

登殿 召されて戸田と共に 御前へ出、土着の御論あり、兩執政を召されて御議論あるへき旨申上間もなく、兩執政 召されて御論あり、晝過ぎ又 召されて大奥へ罷出種々御論伺ひ奉りぬ。○戸田、余兩人歸郷の事に付、御内諭あり。○是夕跡部を訪ひ撃劍

八日晴、暑風 登殿 召されて 御前へ出、水母拜領、井伊の臣宇都木敬治の事御論ありける存分存意申上けるに尤と 御意あり成瀬等五家公邊へ誓紙御代替をを上る事借禮のよし御憤あり。○歸舍借樂園御文御批評を草す。○今日人を雇て麻生小笠原へ井上生の書を達す

九日朝陰、晝より微雨 朝郷書數通を裁す。○山國より一書來る開き見れば、萩の呈書なり即刻御小姓頭取へ渡す、是日北郭子 御前伺多田七ツ時過退出歸路江甚太を訪ふ明日水戸へ發足するゆへなり

十日晴、今日より風止、暑氣甚し 登殿 借樂園御記文の事呈書にて言上即刻被爲 召種々御意、學校御碑文を命せらる酒井左衛門へ入 御覽る所

の義通胃拜見柏餅等拜領。○退出櫻の馬場へゆき三鞍乗候事

十一日晴、暑氣甚し 登殿 是日北郭子伺 隨身の事、支封轄の事、牛門誓紙

の事誓紙の事は牛門大夫へ直に達す學校碑文の事北郭へも命ありたるよし、歸舍戸田より

一書來り余を招て菊飯を喫せしむ終日談論夜分に至る住谷生も來る

十二日晴、暑氣如昨 君公芝御豫參に付御用捨、淺徳操來る同道林鐵藏を訪

ふ、是日鐵藏會日なり余が爲に延會、相伴て暑を氷川大乘院に避談論晡時

に至る松崎慊堂の塾頭池尻某の事米屋久兵衛の事話あり

十三日晴、大暑如昨、夕雷氣あり 登殿 雜務如常、是日讃州君御父子并穴戸

君御出のよし。○夕、原叔舅來る是日阿母君誕辰

十四日晴、大暑如作 登殿 無事學校御碑文早速御評論申上候様 御直に

被命

十五日晴、大暑 登殿 無事是夕跡部子を訪ひ本郷邊徘徊

十六日朝陰、大暑 登殿 無事水戸狀着退出原田と共に清虛子を訪ふ、夜、原

叔舅來る

十七日朝陰、晝晴、大暑 登 殿無事、紫雪及學校等のこと 御直々 御意あり、是夜柏介衛門來る、長島彌十郎其子彌七郎の爲に余か妹を婚せんことを求む一家及び親類兼て内議一決したることゆへ許諾す

十八日朝陰、大暑 登 殿無事

十九日朝陰、晝暑、夕雷 移病家居、郷書を裁、夕刻魯堂來る、是夜雷雨快

廿日快晴、暑 今日五ツ時上野御自拜、殊に昨日を賴合に付家居、學校の碑を

草す○原叔舅來る○住谷來る、是夜雷雨昨を甚し

廿一日陰晴、不定、暑氣少く薄し 今日巢鷹 上使且賴合中に付家居○柏介

衛門來る、仲妹婚議の事、長島にては早く願出度よし

廿二日陰微冷 登 殿無事、退出跡部、原田と共に櫻の馬場へ出て乗馬

廿三日陰晴不定、微冷、廿一日より今日迄微冷、乍併帷子を着す 登 殿無事、

退出、戸田子を訪、清虛子を訪、局中交代等の事を論ず

廿四日朝晴、暑氣、但炎熱不甚 登 殿、新井源八郎小姓頭取より大塚御附御

用人に轉ず、新井の爲人近臣には相當せざるゆへなり、是日櫻馬場へゆく

廿五日晴、暑氣、昨に同じ 登 殿無事、長島彌十郎來る

廿六日昨に同じ 登 殿、水戸狀着、久次郎喜兵衛來る一宿

廿七日夕冷、紅葉山出御 家居、丹叔舅來、摺甲、永井太郎來る

廿八日雨冷、尙肩衣を着 登 殿、是日大御所様より 上使夕なり直に御登

城、是日長島彌十郎を訪ふ

廿九日雨、氣候昨日に同じ 登 殿、牛門下向の事、北郭清虛兩子一同 御前

にて御論判、晝過被爲 召學校梅林等の事、相伺御國狀を發す、是日水戸欠

席數人くり上等連狀にて出つ皆平々たる轉除なり

七月朔 終日雨又陰、八月ごろの候の如く風入ざる所は蒸暑 蚤起湯あみ

して寢に祭り六半時登 殿例の如し中奥にて御目見 出御の後局中雜

務如常中山氏の家宰加治齋田兩人呼出し昨日 御前にて決議の條々申

達す 歸御の後退出是日秋山茂三郎來りこの氣候遠き慮ありたき旨を
いひ麥米を買入非常に備へんとの説逐一尤至極なり六斗なりといふ其外
議論時を移して去る

二日陰雨氣候昨のことし 登 殿中山氏家宰岡本加治兩人に對談すれば
昨日申達たることを備州殿へ申聞たる上又々申出たるなり○兩度 召
されて 御前へ出學校等の事申上る 御前に於て鯨汁并御酒を賜ふ是
夜弘道館記を草し又御原稿の評を草す

三日朝陰晝陰晴不定蒸暑甚し夕雷氣 登 殿兩度 召され一は學校碑文
を奉り御直に申上る一は細川越州より呈する所の書を下げたまふこれ
は當秋萬一不作ならば糶を乞たまふべき旨先つころ越州へ 御意あり
けるがこの度彼家役人へも申聞たる上御請申上たるなり書中の大意は
當年平作ならば米七千石は差出し御用途を助くべき旨なり士民の爲を
思召しかく迄遠き慮をなし玉ふこと難有と申すもおろかに奉存ぬ

四日 召されて細川鍋島二侯へ遣さるべき御書牘案を命せらる執政へ申
聞たる上草稿して上るべき旨申上るこの日朝夕冷涼晝間少しく熱し晝
より晴を催せり

五日快晴晝暑氣朝夕冷 登 殿川路三左衛門江川太郎左衛門へ序次第雲
霓機纂を贈るべき 旨御直に 命を蒙るこれは水器の圖にて 公の御
手自ら纂し玉ひ近臣に 命して上木し玉へるなり○細川鍋島へ御書案
を草す米穀のことと御答なり退出處々土旺中の様子を候し原田に過り談論夜分に至
る

六日晴 登 殿 御前にて御酒肴を賜ふ夕遠山氏を訪ふ

七日朝陰晝晴大暑 蚤起寢に祭り登 殿中奥にて 御目見被 仰付如例
諸官府にゆきて令辰を賀す退出立原戸田原田今井と同じく池端立兆の
亭に納涼

八日晴大暑 登 殿昨日中山氏 殿中にて余に對話し手綱へ下向必至と

家事改革せむと欲するよしをいふこの事去年公にも御世話あれとも中山氏主從姑息にて不斷今日迄便々すぎたれども江戸の邸にありては主從立行成兼ると決議したるにや今日は奥方をも手綱へ下し家來も多分は爲引拂上下力を一にして改革いたし度よし實に中心を發したる様子なれば其旨執政衆へ演述の上清虚子と共に御前へ出伺ひたるに公にも殊の外御満足被爲在即ち今日近々下り候様御内意被仰出ぬこの日監察欠跡の事并松平氏土着之事等御前伺あり

九日晴暑 今日幕府へ御使あり 君公にも駒込邸へ出御ありけるゆへ諸向御用捨にて出仕せず夕東條琴臺を訪ふ

十日晴大暑 登殿 昨日執政藤田氏閣老太田備州宅へ出候様御沙汰ありて出られけるに幡崎鼎は長崎吟味中欠落いたし永尋の者ゆへ長崎へ留置たれども此度改めて筒井伊賀守町奉行へ引渡候様に相達候間其旨心得申上候様にとの事なりこの事公にもはじめ御憂慮被是御力を

盡し玉ひ執政も一同力を盡したれども已むことを得ず今日長崎へ書状を以て川瀬へ達しになりたり○昨夜の御使は脇坂中書御本丸の閣老となり堀田備州亞相公に附られ加判に列するよしの御使なり○昨日君公駒込邸より王子邊御遠乗歸御の節田畑村八郎左衛門へ成らせ玉ふ此八郎左衛門は義公の時より御屋形の御用をたし小荷駄を出し來りたるに其ゆえ如何と去る三月中大坂騷動に付萬一御出馬等の御備なり八郎左衛門を其筋より尋たるに義公始めて右のもの宅へならせられたる事杯細々書出せり爾來百數十年今は其ゆへを知るものなし仍ては王子邊御延氣の節被爲成義公の御遺蹤を追ひ玉ひ再ひ德恩に感激せまほしき旨戸田と共に申上げ置たるに昨日被爲成八郎左衛門父子へ難有尊慮被爲在不取敢御印籠と御鞭を賜りたるよしいと難有御事なり馬は今以出さるゝやと御尋ありしに何程にても差出すべき旨御請申上たりとぞこの事今日御前にて御直話御菓子拜領退去○昨日小宮山子着

十一日晴、暑風あり昨夜三更大雨 登 殿 召されて駒邸御長屋之事御論あり局中無事、峰壽院夫人より例年之通り賜を拜す

十二日晴、暑 登 殿北郭、楓軒二子と同しく 御前にて南郭公子土着の事を論ず余は先へ退去水府への書狀を草す半時程過て二子も退去無程被爲 召楓軒の筍子兩通を密に示し玉ふ楓軒の論姑息なるを嘆し玉ふ○是夕原叔舅、秋魯堂來る

十三日晴、暑 登 殿藤田、鶴殿、戸田、小宮子 御前にて土着之事論議あり余一寸 召されて土着之事 御意を蒙る夕刻又 召され獨謁御筆水府執政等へ拜見被 仰付退去、是夕今井を訪、原田と共に談論夜分に至る

十四日晴 登 殿、無事

十五日晴 朝小宮山子來訪、登 殿是夜中元賞月の御催有之に付政府議論あり是夜貞芳館に出仕、諸子と共に詩を賦す同盟の士數十人なり

十六日晴、暑 登 殿昨日奥山弘平來る慷慨の士なり廿五日又來り訪ふべしと云其所著救荒瑣論を置いて去る

しと云其所著救荒瑣論を置いて去る

十七日晴、炎暑尤甚し、夜原田并原叔舅來る 登 殿一昨夜 命を奉して賦せし所の詩削正し御小姓頭取もて呈 覽 召されて執政附屬與力、自家來を取立ることを止め玉ふべきとの 御論ありこれは去年より度々御意ありて執政へも 御下知ありけれどもとかく姑息しけるゆへ今度は中山備州に 命し玉ひ屹と停廢せらるべき間備州へ玉ふ御書案草稿仕候様被 仰付

十八日晴、暑氣 登 殿無事 召されて中山氏發途に付賜物之事御下問被爲在種々 御意も被爲在候へども御鞍置馬可被給筈に相成候此時昨日草する所の附屬與力取立停止の事御案文御直に差上候○立原、跡部、原田と同しく墨水に泛

十九日晴、夕雷無雨 登 殿無事○小宮山氏交代御免戸田氏來秋迄詰越被仰付候

廿日晴、夕雷雨、晝前炎暑 登 殿、無事○原田と同しく、戸田子を訪ふ○中山家宰二人來る

廿一日陰雨、暑氣稍薄し 登 殿、戸田と共に 御前へ出駒込御長屋の事御

論判

廿二日冷氣、朝雷終日雨 登 殿、無事

廿四日晴 登 殿、無事 佃田、烽火を觀る

廿五日晴、暑氣 登 殿、無事、謁見暫時、是日秋山魯堂、奥山弘平、鍋田舍人來る

廿六日朝陰、晝より晴、暑氣 登 殿、無事、退出、戸田、原田を訪、原叔舅の病を訪

廿七日晴 朝、岡本、戸太夫、加治忠右衛門來る、此度下向に付 御手元金千兩

拜借いたし、尤、戸塚下屋敷、差向候間三ヶ年過上納滞候は、右屋敷速に御

引上被下候様備前守申付候旨申述、登 殿、右の趣執政へ申出、戸田子を以

入 御聽候處家事悉く改革致候ならば、右様の遊覽場は賣拂候方よろし

く候間賣拂候迄之内金子拜借との事ならば濟すべし、さも無之候ては金

子は下けかたきとの御事なり○大奥にて謁見小宮山子度々被爲 召種々御懸等被爲在可然旨申上候處小宮山へは元より用なし家老ども 召候へとの事ゆへ召たれども一度 召て議論を聞たるに何事も姑息にて有爲の念なし度々 召候も益なしとの御事ゆへ小宮山は一國の老成にて人望の歸する所なり其學術人物議すべきものなしといへども江水執政の信用する所也さればこれを疎し玉ひ執政等の望を御失ひ被遊んよりは少しく顔色をかし玉ひ議論を盡させ玉ふも亦 人君の御職なるへき旨申上る次に中元詩歌御開板可被遊由道路にて承れり實事に候は、失體甚しきよし申上ければ、いやこの事は執政主書我に慫慂せり我不可されど主書の取扱にて上木せんは勝手次第たるへきをいひたるなり、汝の言も尤なり小宮山、立原等へ申聞やめさせべきとの御事なり○中山大夫私門を張るの事御拒き被遊度尤速に行ひ得させらるへき事は行ひ玉ひ速にし玉ひかたき事は御筆記さし置れ時を御待可被遊べき事に被

思召仍て 思召の件々御筆し被遊候間拜見之上申上候様過日被 仰付
たるに尙更御催促あり○夜呈書三通を草す一は深澤甚五兵衛長く無用
の地にあるへからざること一は中山氏やゝもすれは私門を張る事一は
土着の事なり

廿八日大暑夕雷雨 登 殿是日君御登 城御延引 仍てなり無事昨夜草する處の封事
を上る無程 召されて御論あり又昨日申す所の詩文上木の事は寝たる

との 御事なり○中山大夫に對話戸塚屋敷はなし難きとの事なり
廿九日雨晝々晴蒸暑甚し 登 殿雜事執掌常の如し 親批御下け御閨門

の事并山野邊氏官位の事なり夕原叔舅が病を訪ひ跡部子を訪ふ
晦 快晴朝夕微涼 登 殿 召されて諸大夫一人被爲 召べき旨御用人

の伺に御任せ被遊候よし 御意 閨門具禮御下け又々拜見仕候やうに
との 御事なり○今日水戸より宿次来る去る廿七日夜大工町穀町炎焼
のよしわが本宗喜兵衛も大工町にかり住居せしか焼失せし事と案し煩

正ひにたえず

八月朔陰晴不定微涼 蚤起寢に拜し登 殿中奥にて 御目見局中雜務如

常 君公兩丸御登 城 歸御の節讃州の邸へ被爲入御參府の御悅被

仰入 歸御諸向御用捨○夜戸田子来る時事を談す

二日陰晴不定微涼夕より夜迄雨 登 殿北郭子と同しく 御前にて南郭

土着之事御決になる退出槍を弄す

三日陰晴不定蒸暑晝間過雨 登 殿是日中山大夫を奥へ被爲 召藤田子

御相伴にて御膳被下置奥御殿なり 君夫人より中山氏 へ八丈しま二反賜りたりといふ 畢て 御内馬場へ

出御御馬被爲 召執政參政御用人等御相馬被 仰付 公のめし玉ふ御

馬を御馬場にて 思召を以て中山氏に鞍共に賜る直に右馬にて御相馬

を 命せられ打毬等ありこの日中山氏の家宰岡本戸太夫加治忠右衛門

も近日中山氏に従て 御國へ下向に付 思召を以て御庭拜見を 命せ

られ余并多田原田三人とも罷出 御庭内得と拜見仕候様 命を蒙り三

人にて 御庭内徘徊いたし畢て戸大夫忠右衛門御馬見所へ被爲 召
謁見此度下向に付ては家事改革何分心を盡候様且又五家のもの共近來
兎角大名の眞似をいたし候へとも何の益もなき事萬一大名になりたら
は成瀬安藤などは老中の家筋ゆへ老中にもなるへけれども中山は旗本
の家なれば左様もなるましくつまらぬ事なりされは私門を張る事は存
切兎角と家事を改革いたし武備等無油斷心懸候へとの 御事にて其外
御懇の 御意ありて御乗馬拜見を 命せらるこの日 君公には甲冑御
乗馬にてかけ五遍地鞍四鞍御打毬二度 御息をつかせられず被遊けれ
ども少しも御疲勞の御様子なし諸人舌を振ける○夜御封書御下け京地
叡山の風聞水戸へ可申遣との御事なりき
四日陰晴不定蒸暑 登 殿 召されて昨日御馬を中山へ賜りたる御事に
付御用人取扱不宜旨 御意あり○是日宿次を發す松平氏土着の事也
五日陰雨大南風 登 殿無事

六日快晴暑氣 登 殿水戸狀着是日三ヶ條御懸の御請水府政府等拾六
通來る月番を御小姓頭取へ出す晝過被爲 召御 病牀一昨夜少前にて
不殘讀上入 御聽是日峰壽夫人御登 城に付營中より御頂きの御菓子
拜領一同へも頒ちあたへ候様被仰 付中山大夫御城下へ逗留之事戸田
子を以て申上げるに 大に尤之旨御直に 御意あり退出中山大夫并執
政への御書案を草す
七日晴暑氣 登 殿無事 召されて太田道灌の團扇拜見被 仰付御閨門
之事 御内意承知奉る○歸路原田と共に多田を訪ひ甲冑を見る
八日陰晴不定涼氣猶帷子を着す 登 殿中山氏へ組付の諸士會釋之事い
つの頃かか土下座いたし候事の様中山家にて申傳居以之外不宜候處此
度備州下向に付又々其事組付を伺出たり水府の評義は土下坐いたし候
様に達し扱中山氏にて斟酌いたし土下坐には不及と相成不然との事に
て埒もなき事ゆへ以來土下坐を止め名分を正すの説を起し 君上を備

州へ渡し玉ふ御書案を草す

九日雨冷氣老人給若者單物の氣候 登殿しばく御前へ出て土着等
三ヶ條之事史館并郡官へも御懸可被遊旨 御筆御國へ可被下哉之旨封
書にて言上の處早速御國へ御下知被遊候由○是日阿益縁邊願濟夜近藤
義太殿へ御禮として相越候

十日晴晝之内輕暑 登殿中山組付之事北郭子伺大不出來○朝永島を訪
夕永島來る菊奎齋來る

十一日陰晴不定氣候昨に同し 登殿無事夕原田と同じく淺草に至る

十二日昨夜を雨冷涼殆と給にてもよろしき候也 登殿多田明日御用召
に付申送り等あり多田は 公の寵臣にて年來 召使はれたる處來九月
交代御勝手にて水戸へ下る期なれば近臣へ轉せよとの御事ゆへ水府執
政へも江戸執政を議したるに存意なきよしにて近日被 仰出候半とせ
しに 世子御抱傳名越十藏舊弊甚しく行々 世子の御爲不宜候ゆへ十

藏を轉し多田を補せよと又々 命せられけれどもいづれ一と先つ小姓
頭取に轉し其上にて名越に代るやうにもなるべしとの評議にていよいよ
明日小姓頭取に轉するに決す○夕刻多田を訪ふ

十三日陰夕雨冷涼給を着す 登殿是日多田小姓頭取に轉す麻田傳七郎
小十人 召出父の多年の勤勞と射術指南の蔭によつてなり○夕大廊下
にて一齋の講釋を聞

十四日大風雨九つより夕に至る去年八月朔より烈ならずといへとも處々頗る破壊す 登

殿北郭と共に 御前へ出支封の君轅御願のことを論す先是四ッ谷津守

青山左京轅に乗るの願尾紀より御相談ありけるゆへ此方にて大塚學大

君極樂水播州御事同様御願に相成候處四谷青山は閑老水越州御側土崎

豐州水野濃州へ賄賂を遣ひたれども大塚等は賄賂なし仍ては今之内閣

老等へ手を入候様奥右筆組頭大澤彌三郎并平東條吉十郎を申聞有之由

尤四ッ谷青山は少將ゆへ濟可申との沙汰有之候ゆへ支封の 君大に苦

心し玉ひ支封のゆへならば三藩の支封皆濟べし官位のゆへならば加賀の支封四品にて轅に乗るは如何との事にて昨夕御嘆訴ありけるゆへ今日いろく御評議ありける○其後獨謁組付土下坐の事此度は是非やめ玉ひ名分を正しく可被遊旨言上 御許容ありけるゆへ感謝して退く夕多田を訪ふ、昨日の轉役を賀する也

十五日快晴、輕暑 中奥にて 御目見○是日營中にて松泉州へ御逢ありたるよしこれは支封轅御願之事濟不濟とも三藩の支封一樣に被成度旨御演述よし○是日執政中村氏着一同往て賀す

十六日陰 登 殿余昨日より寒疾あり今日力疾して出、執政中村子と申し召されて 御前へ出中山組付以來土下坐をやめ候事御決議なり中山へ一應執政を談したる上、土下坐をやめさせ可然旨中村氏を再應伺ひたれとも備前心得にて土下坐をやめ候様にては又此度備前心得にて舊に復し候様にては不宜との御事にてやはり土下坐をやめ候やう組付へ

達し中山へは一ト通り可達との 御意なり

十七日陰 登 殿中山氏下り諸向達草稿を草す又組付之族中山氏へ會釋振土下坐と申傳たるよしにて一統より追々伺出此度も伺あるゆへ土下坐等には勿論不及よしを草す中村、藤田兩執政へ議す兩子決すること能はず

十八日陰、單物の候 登 殿水戸欠跡伺、藤田執政、原田扣組付土下坐いよいよ土下坐いたしては不宜儀勿論の振に相成候事○中山氏下りに付達振伺濟戸田子伺

十九日陰、氣候昨に同し 移病家居郡宰へ賜書案之事昨日戸田子を以命せらる今日病氣に付封事にて言上の處無程 御親書宅へ御下け御下問あり仍て不取敢御請申上る 人生在勤々則不置并孝經庶人章を撰申上候事

廿日 家居、富國、土着、學校三ヶ條封事を草す、夜原田、戸田、跡部三子來る談論

夜半に至る

廿一日雨冷 家居、小林榮太郎来る。幡崎鼎の爲に負債有之難儀之由嘆息、よつて財を借むことを求む。余亦貧甚し、面鏡一を出して是に付してやりぬ。面鏡四ツ所持之、内吾面に合はざるものありけるゆへ也。○市川五左衛門来る。○御筆御下け於諒由緒書のことなり。

廿二日陰 家居 御筆御下け中山下向拜借金之事也。○今日秋分に付寢に祭吾病により阿里をして攝せしむ。○原叔舅来る。○明廿三日 君公御登城 御坐候様 御沙汰有之 尾紀様にも御同断之よし。

廿三日陰、冷 住谷長太夫来る。○是日備前守殿發足。○君公 御登 城中納言に任し玉ひ尾公從二位亞相、紀公正二位に進み玉ふ御退散の節、閣老へ御駕籠よせある前例にて尾公、紀公は御駕籠よせありけれども、公は俄に御足痛なりとて 御城より直に 歸御のよし御深意ありての事なるべし。○佐藤甚衛門、跡部彦九郎来る。

廿四日晴 家居、朝原田来る。○執政中村氏來訪

廿五日 朝、生駒来る。○奥山弘平来る

廿六日 明日を出仕せんと思ひ、今日理髮、病中來訪の人へゆきてこれを謝す。○御直書御下け郡官へ賜書のことなり、原田来る

廿七日 登 殿、藤田中村執政并小宮山氏と同じく 御出へ出南郭土着之事を決す。○夕、又藤田氏と同じく 御前へ出て支封の君、轅に乗る事を論ず

廿八日晴 登 殿 君公御登 城御任官 歸御の節、惣御目見、是日御酒御赤飯を當番へ賜ふ。○御連枝轅之儀、今日閣老が御差圖あり難相成と申筋には無之候へ共、質素の風は其儘被差置候様にとの事也。右に付支封の君より又々御願あり、夜清虚子と同じく伺ふ。是日暫之内余御差留に相成候旨、近藤參政が達あり、參政宅へゆきて御禮申上ぐ

廿九日 南郭公子 土着之事決議被 仰渡案文を草し御國へ運ぶ。○夜圓

山次郎衛門來る内藤備後守御出入願之事申聞あり
晦日微雨冷氣 登 殿清虚子と共に 御前へ出支封の君御頼願之事を草
す是夕原田鞆殿戸田を訪今井に邂逅○今朝 御筆御問の三ヶ條之内
御勝手御取直し并土着之儀二ヶ條を封し呈す

九月朔朝晴終日晴裕にては汗を催せり 寢に祭る○登 殿 召されて
御前へ出けるに學校の碑文過日呈したるを捨藏へ御示し可被遊候間捨
藏へ可被下置 御書の案を草し候様被 仰付其節 御意に對策昨夜一
ト通り見たれども誠に格別之事にて感心せりあのまゝにて一ツの著述
になるべしと返す 御稱譽を蒙けるこそ勿體なれさて與一左衛
門へ計は示してもよろしきやと 御意ありけるに右は國家の大事所詮
一己の存意にて御用ひに相成がたし與一左衛門に限らず誰へなりとも
廣く示し玉ひ存分に愚説の非を御打せ候はゞ尙以難有奉存候旨申上る
○局中雜務如常○是日 上使あり明日 將軍 宣下に付御登 城 被

仰出

二日快晴 將軍宣下に付曉七半時實は明けず御供揃中六半御登 城 歸
御之節小監察等と共に申樂御門を出て拜す前例○暫之内御差留に付陳
情の表を草す○暫之内御差留に付陳情の表を出さんとトす

蒙遁 自若 睽 噬嗑 決然退去 兪夬(卜筮の卦)

(安井久曰、東湖筮して山水蒙の卦を得た其辭は蒙の亨る我れ童蒙に
求むるに匪な童蒙我れに求む神筮は告く再三すれば瀆る瀆るれば即
ち告けず貞に利しとある是れは蒙者即ち智識の幼稚なる者が其蒙を
開きて明智を得るには師道の教養正しきに由るべきことを示したの
である凡そ智識を進むるには師の方から教に行くものでない蒙者の
方より禮を盡くして教を請ふべきである恰も卜筮をするに神筮で疑
を決するといふ誠敬心が必要なると同じことで蒙者に誠敬心がなく
恰も卜筮を再三試るが如き心ではだめだ師も亦誠敬なき者に教ては

何の役にも立たぬ而して師は蒙者に能く行ひ得るだけの道理を教へ告ぐるが宜しい徒らに蒙者の理會し得ざる高尙なことは説かぬやうにせよ是れ貞に利しといふ所以であるとの義である、其變卦は天山遯で遯の亨る小貞に利しとある此卦の辭は君子には退きて小人を避くることを勸告し小人には君子を害してはならぬと戒めたのである遯は退き避くる義で小は小人のことである君子は時と場合により遁るゝことをせねばなら遁るゝ時は其名も行も顯はれざることあるも反て求道に於て亨るべきものである又小人の如きも正道を守り勢に乗じて君子を傷害する行をしてならぬ是れ禍を防く所以なりとの義である又自若に關する卦は火澤睽で睽は小事に吉しとある此卦辭は人心が睽きて一致せざるときは大事を爲し難きものであるから唯小事即ち消極的に廢墜を修めて新規の大事などには手を出してはならぬといふ義である、其變卦は火雷噬嗑で噬嗑は亨る獄を用ふるに利しと

ある此卦辭は人君たる者は邪魔な小人を除き去れば君臣合體する而して小人を除去するには獄を斷するが如く明快なる決斷を要するといふ義である噬は齧むこと嗑は合すこと克く道を、かみくだきて道に合する決斷を得て之を行ふから亨るのである決然退去の卦は兌爲澤で兌は亨る貞に利しとある兌は悦ぶことと、かく人の悦ぶことは邪道に陥り易いから説道の利しとする所は真正を外れてはならぬとの意である此畫卦は兌上兌下とて中が剛で外が柔らかな畫卦であるから其中を存せざれば外柔邪に流るゝことを譬へたのである、其變卦は澤天夬で夬王庭に揚ぐ孚にして號びて厲有り、告ぐる邑よりす戎に即くに利しからず往く攸有るに利しとある此卦辭は時を得ると雖も勢に乗じて事を爲すべからず又十分の理ありと雖も事らかに之を行ひ手強き事をしてならぬといふ義、夬は塞かる所を夬決して水を通ずるに之を禦き止むることの出來ぬ勢をいふのである凡そ王廷百官の

前に於て事を揚げて利害得失を論斷するには其決する所を明示し誠忠を盡し衆賢の同意を呼號して相共に力を合せて決すべきものであるが其公明正大を以てしても猶禍が生ずるから油斷してならぬとかく小人輩が間隙を覗ふから先づ自分の手元の邑から始めて間然なきを期し而して王廷で決せねばならぬ、而して其決にも威武を尙び恰も兵戎を用ゐるが如き猛烈な行爲は慎まねばならぬ、さればとて躊躇猶豫しても宜しくない要は小を侮らず弱を凌かす事に臨んで懼れずといふ覺悟があれば往く所有るに利しといふ義である。

三日朝冷夕雨 登 殿是日 君公西丸へ御登 城四過 歸御 召されて
兩度 御前へ罷出學校のことに付佐藤捨藏へ賜るべき 御書を草し上
る昨日 營中にてよみ玉へる 御歌拜領松平加賀守木の文箱の辨當に
御感心の旨 御意あり 是夕中村執政を訪ひ陳情書を出す
四日冷晴不定 今日君公昨夕 上使にて 御登 城御能御拜見家居晝よ

り下町邊へゆき夕刻歸舎

五日陰晴不定 君公今日天德寺へ 出御二條左府公を訪ひ玉ふ終日家居

六日 登 殿

七日陰雨 登 殿有賀飯島登着に付訪ひ戸田子に過る四時迄對酌

八日大雨 登 殿當年造酒を禁せば米價下落し上下の爲め不可然旨國友より來書封印にて入 高覽夕刻 召されて御論判ありて執政へ 御書を賜ふ皆草案仕候て差上候通り也但當年二十萬俵も御藏入有之候はし不殘御貯糶取扱一粒も拂ひ申間敷旨 御書添あり○夕興津輕部を訪ふ

九日雨 登 殿佳辰を賀す於中奥 御目見 歸御後中村氏と同じく造酒御弛め方等の事を伺ふ是日水戸へ御用狀を發す○余一身去就の事に付去る三日陳情の一通を中村氏へ出す今以て沙汰なし今日筮之遇萃其録曰

萃亨王假有廟利見大人亨利貞用大性吉利有攸往

(安井久曰、東湖陳情に關し卜筮して澤池萃の卦を得た萃の亨る王有

廟に假る、大人を見るに利し、亨る、貞に利し、大性を用れば、吉往く、攸有るに利し」とある。此卦の辭は、凡そ事を爲す者は、獨力では出來ないから、萃道とて、衆力を聚めて之を行ふべきことを示したのである。王者は、聚富豊厚の地位に居るが、又祖考の精神をも聚め、己れも亦臣民の精神を聚めて、其統一を圖らねばならぬ。廟は祖考の精神を聚むる所であるから、王者は此廟に至て己れの聚めた統一の精神を以て之を祀るから、鬼神を感格せしむるのである。鬼神を感格する至誠は、亦臣民を感動せしむるに足るのである。斯る王者を戴いて居る臣下であるから、即ち大人を見るに利しき所以である。然し人聚れば、亂れ物聚れば、争ひ事聚れば、紊るゝから、百事真正を以てせざれば、悖亂に陥るのである。又聚富豊厚の時、方にては、唯節儉のみに力めて、大性供養の祭祀など怠つてはならぬ。要するに、此卦は衆人心を同くして、合し其氣に感じて、群をなすの家であるから、真正なれば、必享るといふ意味である。

十日終日雨 登 殿 今日 二條公此御殿へ御入來、支封の君何れも御出、折悪しく雨天なれども御庭御好みにて被爲成、夜御囃子有之、鶏鳴後御歸之由

十一日終日雨 登 殿 學校御記文佐藤捨藏御評申上候分御封書にて御下けに相成候

十二日雨 君公 二條公へ被爲入候に付御用捨、同僚諸子と同しく愛宕山に詣る

十三日 捨藏より學校碑のこと申上候付拜見之上史館并青山への御書案を上る 登 殿

十四日晴 登 殿 是日鈴木松亭の碑文を託せらる

十五日晴 中奥にて謁見、退出午后又々出仕、夕刻兩國橋に詣る、是夜原田、住谷來る

十六日 今日 上使あり 御能に付御三家 御禮の御登 城なり諸向御用捨

十七日晴 登 殿、今日紅葉山へ 御豫參 將軍宣下後始て也 歸御の節御東帶の儘にて役所へ被爲成御三家三卿席順之事御論判あり是夜 御封書御下
 け小梅御轅物半分御拂之事御懸あり
 十八日晴 登 殿、兩ひ 召されて謁す一は小梅御轅物一は川瀬の事なり
 是日川瀬下着、夜見訪談論夜半に至る
 十九日晴 今日御能御拜見として御登 城諸向御用捨晝登 殿、林鐵藏を訪ふ不遇遠藤克輔を訪ふ、松本時藏、鶴峰彦四郎に邂逅
 廿日登 登 殿、戸田子川瀬と共に中奥にて謁見御議論を伺ふ
 廿三日晴 登 殿、眞田信州參上に付戸田、小宮、川瀬と共に 召され奥御對面所御小座敷并御休息にて兩度御汁懸めし御麥めし等拜領御庭御供被仰付始終御客席にて御談論申上候事前日謁者命を傳候振にては戸田、遠山、川瀬と余四人可被 召旨ゆへ夫にては執政の嫌疑甚しかるべしと思ひ川瀬と共に戸田へ入 御聞たるに小宮山へ命せられたり

廿四日 登 殿、朝、内藤右膳來る夕北郭、楓軒、杏所三子と鍋田舍人を訪ふ
 廿五日冷陰 朝、播磨様御家臣へ金子を返す中村子を對策下け札にて下る
 廿六日陰 川瀬、生駒、松延、原田と共に王子に遊ぶ
 廿七日 登 殿、學校の碑文青山、會澤等批評御下け夜今井を訪ふ
 廿八日陰 御用捨、原田、住谷と金介町へゆき交代諸道具を買夜 御封書御下け、川瀬を訪
 廿九日 登 殿、山國等風聞を讀、夜川瀬を訪ふ藤田子役料御立がへ貳百石を賜ふ
 十月朔 陰 昨夜 君夫人御安産御男子様御誕生 出御御延引 謁見
 二日微雨、微寒 登 殿、御安産御祝義 謁見 中村子を地方物成平均の事懸る
 三日雨、微寒 登 殿
 四日晴 登 殿、跡部、興津子を訪ふ

五日晴 登 殿 御前に於て大御議論、中村、藤田、鶴殿三執政、近藤、戸田、小宮、山川、瀬、生駒及余にて經界并御勝手の規矩等の事御論判あり○又被爲召學校碑文等の事 御意御手つから 御菓子を賜ふ、夜川瀬を訪ふ是日御長屋受取

六日晴 登 殿、御目附中村紋四郎、原主一郎、佐野勘兵衛及余、川瀬一同に被爲 召 御茶菓を賜ひゆる 御議論夜に入り退、原田を訪ふ

七日朝雨 登 殿、山口、松崎上着、夜山口を訪ふ

八日晴 登 殿、昨日封事一通を呈す此日此度執政及諸有司の肖像を内藤右膳に命せられけるに北郭又は御用人等の分不被 仰付無益に人氣を損し候ては御損に候間やはり布衣以上不殘并御勘定奉行以上の役人不殘被 命候様申上る

此間欠

戊戌手記 天保九年五月

註 (東湖三十三歳)

五月廿日陰、時々細雨、今年氣候可なりの處、本月九日方より日々冷氣、單物又は裕の候也 朝跡部彦九郎來る倅惣藏へ余が妹お留を娶り度よし兼々内談ありたる處いよく 娶り度よし尤間柄へはいまた相談せざれども彦九郎實母并養母へは相談したりといふ余許諾す外に金子武四郎を物成五十石にて家來分になしたきよしこの事余より聞繕ひくれよといふ金子は杉山大助門人のよし去る十七日岡田十松道場にて他流試合ありその時跡部も余と同じく行て見る金子の人物藝能を感じてかくは張込たるなり跡部三百石の身上にて五十石の家來を抱へたきといふ事奇といふべし余も志に感して諾す即刻跡部へゆきていよく 妹進上すへき旨挨拶す尤世上へはいまだ吹聴すまじと約す是れ甚た深意あり 殿中

無事地震兩三度退出より戸田を訪ふ跡部と會す
廿一日 朝市川五左衛門來る 殿中無事 召されて謁見、間宮林藏を訪ふべきの命あり、御鞍六十余拜見、是は此度 御成小路を新に御買上になりたるなり御成小路の鞍これが爲に空しと市川市平云八時退出東志津摩を訪ひ荻野流炮術入門す余生れて鐵炮を打たる事なし鐵炮元より好まざれども一向に不試しては失ありしかし邸中兒戲の如き流義を學ばんもいとくるしく覺え去月廿四日東を訪ひたり尤去る辰年御通事を命せられ江戸へ來らんとする時思ひけるは 公には炮を好ませたまひぬれば近臣になりたらんには炮を 命せらるべし其時一向に打たずと申上候はゞ邸中の流へはじめ候様 命せらるべしされば荻野流を學候よし申上候はゞ其患なからんと山國喜八郎の門人となり神文のみしたり荻野流元來水府になし山國草創なり山國はもと山田祐右衛門といふ浪人に學ひそののち太田備後守家士東志津摩に學べり同流の事余も東へゆ

きたるに山國の書なくしては指南不成といふ仍て山國へ文通したるに去る九日山國役を免し閉門せり余やむことを得ず今日ゆきて入門神文せり

炮の事を東の子(天)に聞たる説左の如し

流義にては拾匁を主とせり拾匁も強藥を主とせりゆへに貳拾匁三十匁とも打候へども皆拾匁の修行の爲に打候なり拾匁へ五匁六匁の藥にて玉のわざ十分に無之候七匁八匁こめに打候には貳拾匁三拾匁にて時々腕をならし候方よろし 六匁も随分戰場の用に適候間腕力等よわきものへは爲打申候事
百匁は打候へども百匁玉のわざをなし候程の藥はこまれ不申候ゆへ是は打と申のみにて實用に適せず候ゆへ三拾匁以上はしかけ打にいたし候三拾匁は拾匁餘藥をこめ不申候ては其用をなし不申候すだめ百もいたし候はゞ玉こめ打たれ可申候

玉數二百も打候はゞ打かために相成申候打かためとは玉こみ等人にいたせたと數打をするなり百は百五十も打つ

拾々の藥持の處定法一寸六分

稽古には一寸七八分を用ゆ是もならし候ため也

矢場に六貫目の筒あり是は東父子 太田侯の命にて新に鑄たるなり
徑五寸四分目方百五十貫目なり是は合圖并に矢を打つのみにて鉛丸
は打難しといふ鉛丸を打つには五百貫目目方なくてはかなはずとい
ふ

此銃長サ五尺計に見ゆ

一發慶賊莫測其機

己亥手記 天保十年十月

十月十八日 伊東修理太夫參上是は元より御出入なれども 君公へ謁し
得と御議論をも奉伺度旨藤田、鶴殿、兩太夫の内へ兼々頼候か是日參上御
庭拜見、大久保甚五、戸田銀次郎、興津所左衛門へ命せられ案内余も 命せ
られたれども執政退出前俗事紛冗御庭に罷出ること叶はず不得已跡を
罷出候處最早修理殿御馬見所へ被參打毬二遍并馬乘馬拜見暮に及び
歸御、伊東殿梨花の間に被控候ゆへ余始て謁見、其夜御休息にて大久保殿
戸田、興津と余四人御相伴例の通御饗應、伊東の話
日向海荒海の事、鯉魚正月より取れ候事、國中三日路有之候事、刀
劍鑑定御作鑑定大シン坊の事
右の外奇談なし沈黙にて少く好事一向不□し取諸侯なり眞田、鍋島兩侯

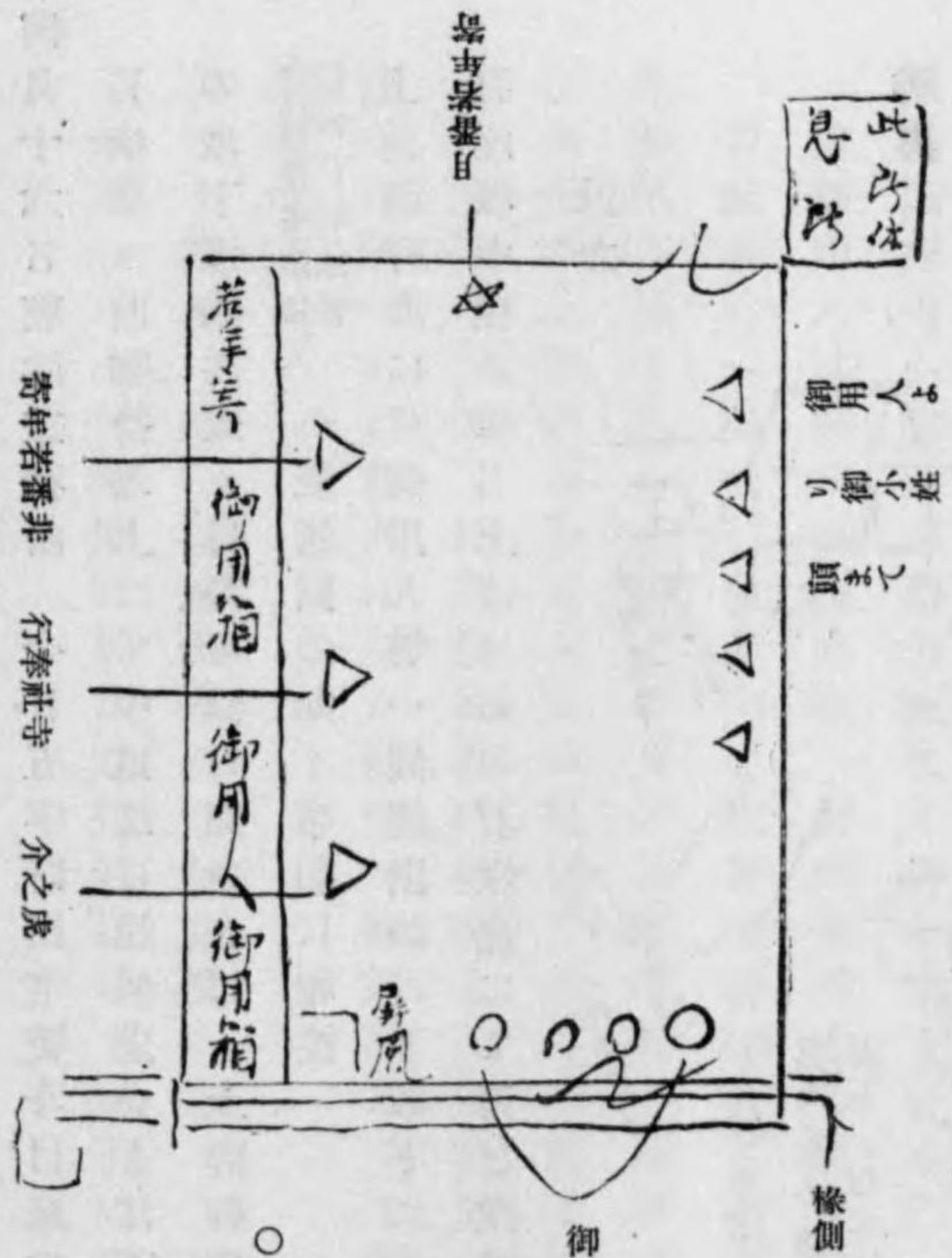
とは格別の相違なり

廿二日 松平津守殿御嫡子御乗出前に付御同道御逢被爲濟御庭御拜見於御馬場御馬事有之虎之介はじめ奥御右筆共被爲 召拜見被 仰付候處余并高安は御急き御用有之 御免相願候兵介等平一同拜見に罷出る○是日宅にて御内願案文取調候内會津侯嫡子無之事見出し左の通案文乍恐奉申上候此度御内願の一條昨夜取調御舊記又は武鑑等精々取調候内ふと心付候は會津藩の儀は 今候現御血縁の處故肥後守殿生育無之候處公邊より御入輿の事ゆへ御養子にも不相成候處會津家老田中某の働にて四谷より内々御養子表向舍弟の振にて當肥後守殿家督被致候段委細不申上候然る處當紀州殿もいまた公子無之よし此上出生有之候かも難計候處扱々危き事に御坐候仍ては左の意味何れの道よりなりとも内々被 仰合候ては如何可有之哉土着の御合被爲在候上は御子様御一人たりとも他へ不被遣候段は疊々奉存候へとも外々と違ひ會津の儀は其

儘見過候も可惜奉存候 其御方様には御内々當屋形と御血縁被爲在候儀不及申候處今以御嫡子様御誕生無御坐候由いまた御壯年の御儀に被成御坐候間此上御生育可被爲在とは奉存候へとも萬一の節御控へにも可相成哉内々一存にて心組まれ男子兩三人相弘めず被差置候處此度又々内々出生も有之候に付ては此上永く相弘めず差置候様にも相成可申か仍て御控の爲め□□の内一人相殘し被差置候段――

Faint vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

庚子日録 天保十一年 自四月十五日至十月十六日



庚子日録 (天保十一年四月)

二百七十一

○評定衆の兼か
下其外諸暫之に
通に諸暫之に
退去は詰居し候

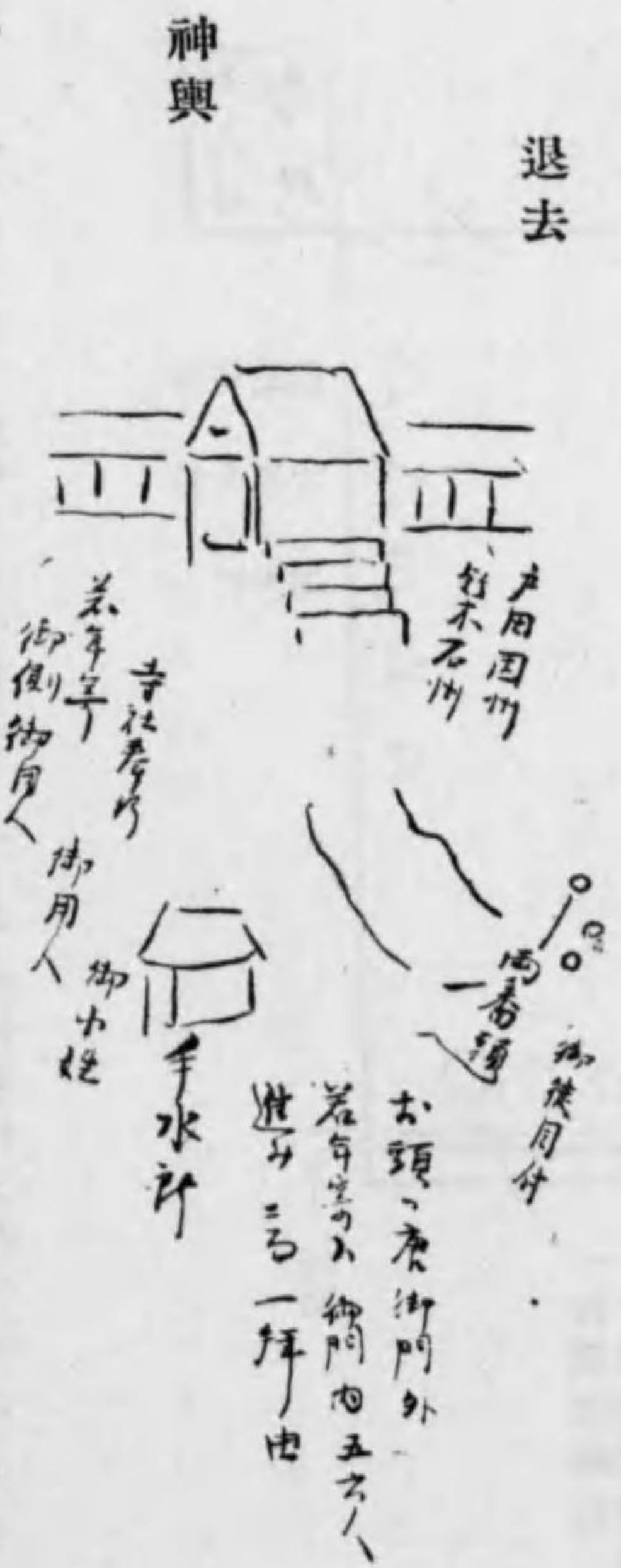
御
は但勸奉
不御定行
相勸詰定
詰奉し行
に出始候

四月十六日朝陰晝後雨 今日五半時出宅熨斗目麻半袴共連兩口兩侍鍵箱
 長柄草り取物持馬上にて中道迄可越候處いまだ下馬札無之付御假殿次
 の坂下迄乗馬夫々自拜可致之處いまだ 上卿御拜前ゆへ圓淨寺大祥寺
燒失に
 付圓淨寺諸役人へ罷越圖の如く席順に相控
 詰所に相成候

上公御拜濟に付御用人等一同罷出かんき坂下にゐ家來をおとし侍一人
 召連坂中程を少し上はじめの石燈籠にて刀を撤扇子一同侍へ渡し其所

退去

へ爲控坂上向て左之方手水桶にて手水いたし唐御門外にて草りをぬき



敷出無之付不得已唐御門外迄草り相用御唐御門御シキ井内にて一拜帶
 劍

又候圓淨寺へ相詰二番大鼓にて若年寄寺社奉行一同相詰

但御用人は跡を御小姓頭一同相詰候去る巳年にも當職にては若年寄
 寺社奉行一同登 山候由 佐藤圖書寺社奉行 申聞に付如此

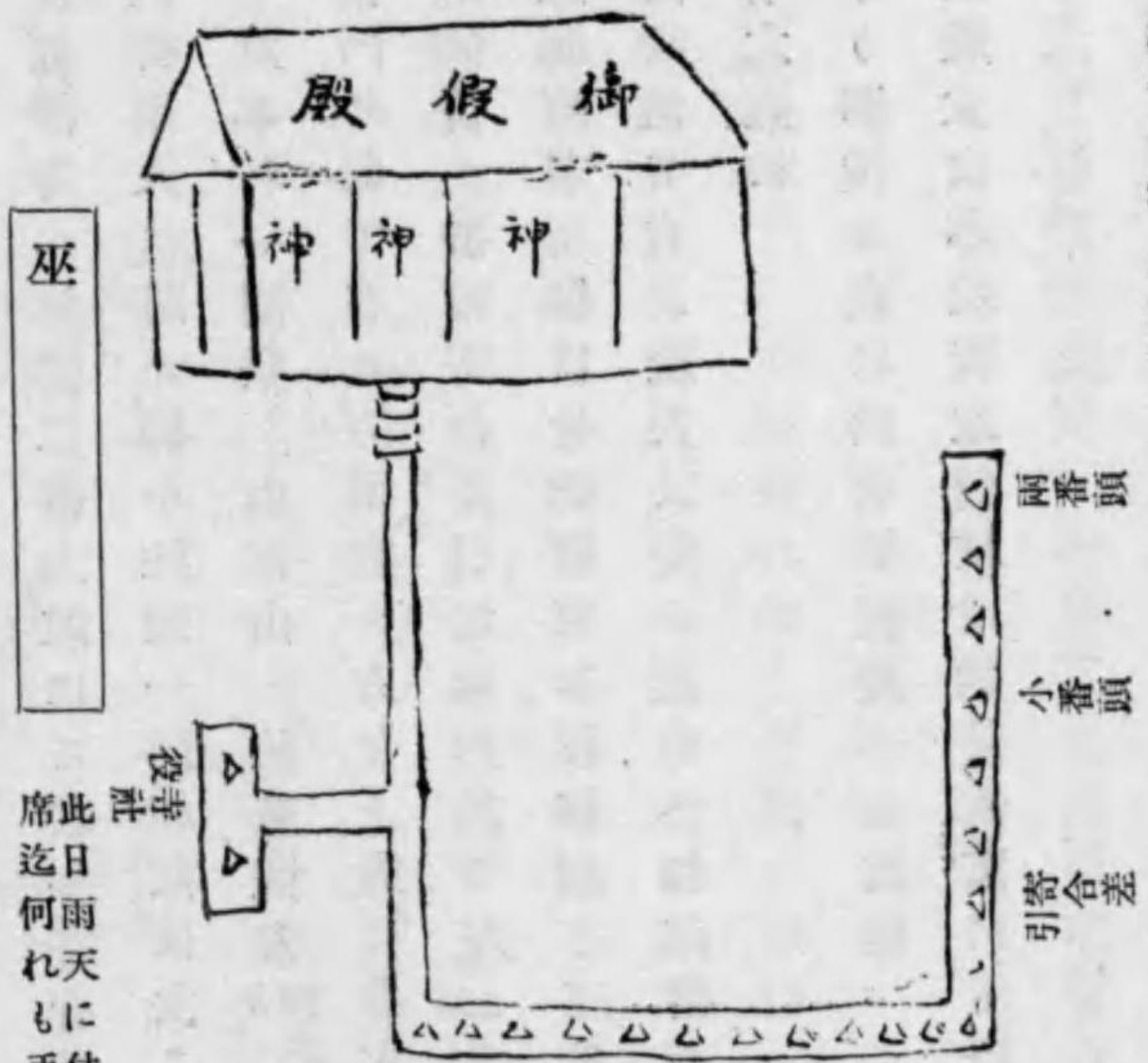
唐御門外向て右之方御宮之方を上席に鈴木石州殿はじめ年寄衆大寄合
 ひ兩御番小番頭寄合差引迄相列向て左之方若年寄寺社御奉行御用人御
 小姓頭町奉行御目付御勘定奉行相列し三番大鼓にて御導師登

山僧は向て右を社人は左を社中へ相詰暫あつて神輿前にて衆僧讀經奏
 樂有之直に

御下り御役々順に供奉御假殿へ相詰候

但股立は不取青取竹杖は爲持候迄にて用不申事

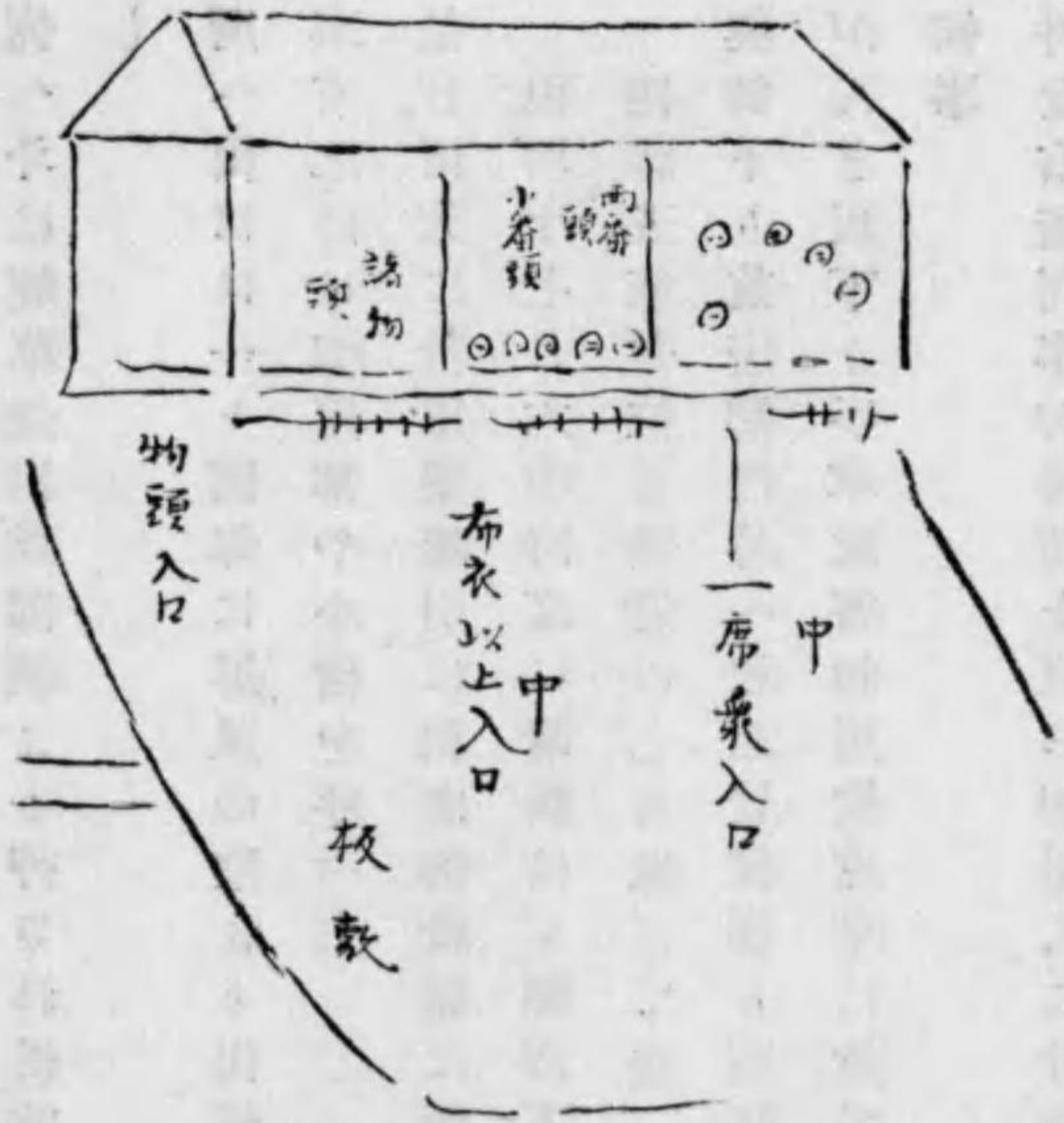
於假 御殿御備物衆僧讀經奏樂巫舞等相濟諸家寺社役へ一左右寺社
役の上座の御家老へ會釋鈴木石州殿始寺社奉行迄順々神酒頂戴順々御



御小姓頭
御用人
御側御用人
寺社奉行
若年寄所合
興津所左衛門
太田丹州
鈴木石州

神盃は寺社奉
行迄頂戴よつ
て寺社奉行迄
は侍一人著座
の後に引付置

山を下り田樂場板敷にて中座夫々小屋へ相詰候事



小屋席順如圖一ノ間は一席衆二ノ間は若年寄より順々神輿の方を上座

に前側に列し番頭は二側三側に後に詰刀懸けへは順々に懸候事
一前側へ斗は煙草盆出候間後より押され候共一尺通りは明け置候方よろし

一便所へ出口は一ト間毎に屏風の陰より出候事
一用事有之時は御用部や小僧を呼べし

是日雨天に付田樂延引に相成御役順に順々退出

但明十七日六半時迄に晴候は、御宮下小屋へ罷出雨天に候は、

四時五節句位之供連のしめ麻にて登城之筈

神輿御下り前唐御門外へ相詰居候節を雨降出し候ゆへ下役へ申付面々がんき坂下を手傘取寄相用候處傘に兼て名札付置候方便利宜く相見候事

一今井金右衛門事御持頭上座の御用人に付詰席之儀兼る伺候處やはり御役の席へ列候様達に相成御小姓頭之上座致候事

四月十七日晴

一今日明六時御供揃中御殿へ 出御被 仰出兼る御供被 仰付候付同

刻 御城へ出仕供連左之通

徒 侍 鍵 長柄

大久保甚五右衛門當職之節

駕籠 物持

供連問合候也

徒 侍 箱 草り 六尺四人

榎御門へ 出御に付柵町下乗御門前にて乘輿中御殿御門外にて下乗御座所御次に近臣一同控居候處被爲召候付 御前へ相詰風流物くり出し拜見 神輿渡御迄之間隙取候付 御庭へ一寸仙波へ被爲 泛合御水主詰 無程御物見へ御歸り御先へ行列御一覽御先供奉之邊に至り中居候 御殿御門地幅内へ御疊敷込右へ 御着座 神輿御一拜又々御物見へ御歸御行列御引拂にて 御歸城被遊候事

但是日御子様方并瑛想夫人被爲入 御物見誠に御狭く

御門	坊主	御次	上、	奥	同	同
			徒 御			

圖の如く御席也

御物見下は前例にて

御徒固る

上御始めすべて御辨當也

自分辨當心懸候處御赤飯被下候

尤御次前之分を御小姓頭取扱に

て被下と相見御膳等無之

年寄衆御始同番之外は 神輿供奉 還御之上御導師へ御馳走の歌舞
 等拜見御料理頂戴之上登 城還御濟御祝儀申上候頂戴物有之由之處
 當職は御供にて七ツ半前 御城へ返り候ゆへ夜中迄相待候も如何敷
 候間御小姓頭取へ頼み 還御に相成候は、御祝儀之儀取扱くれ候様
 頼み扱頂戴物之儀坊主を以爲承候處差支無之由に付御赤飯一人にて

頂戴七半時歸宅之事

御祭禮兩日は日用錢

一日に付陸尺

六百文

平人五百文

物持 四百文也

大平之久き僕從日減遊手浮食權を取錢を貪る事如此可嘆瑣細之事な
 がら大體に關係めへ記置

一 御祭禮之節乘輿之儀五十歳以下の御番頭は前日參政へ一ト通り名前
 を以申出候處當職は何等不届候事

一去る巳年は中御殿へ出御 御供連多く候ゆへ大御供と供連過候事と
 相見候處當年は御廟参通り之御供連に候へは大御供のみ本供にて罷
 出候にも不及様に候處當日に至り心付候ゆへ當年は本文之通にて勤
 候へ共御廟参通之御供連に候は、以來は大御供も徒を減し可然様な
 り尤御目付平尾出羽次郎罷出候處鍵箱にて罷出候是も 上の御供連

に准候へは宜過候間右御目付之供連に准候へは大御供はやはり本供
可然哉後日の見合に記置

四月廿四日

一今日銀次郎惣領戸田龜之介彦九郎惣領武田宗藏其外兩番頭惣領御相
手被 仰付候處御禮之儀親々は平服にて年寄衆御部屋并御次へ罷出
御小姓頭取迄御禮申上當人々々は服紗麻上下にて御次へ罷出御小姓
頭取へ御禮申上候事

但御相手之族は神文なしに御次へ通候事

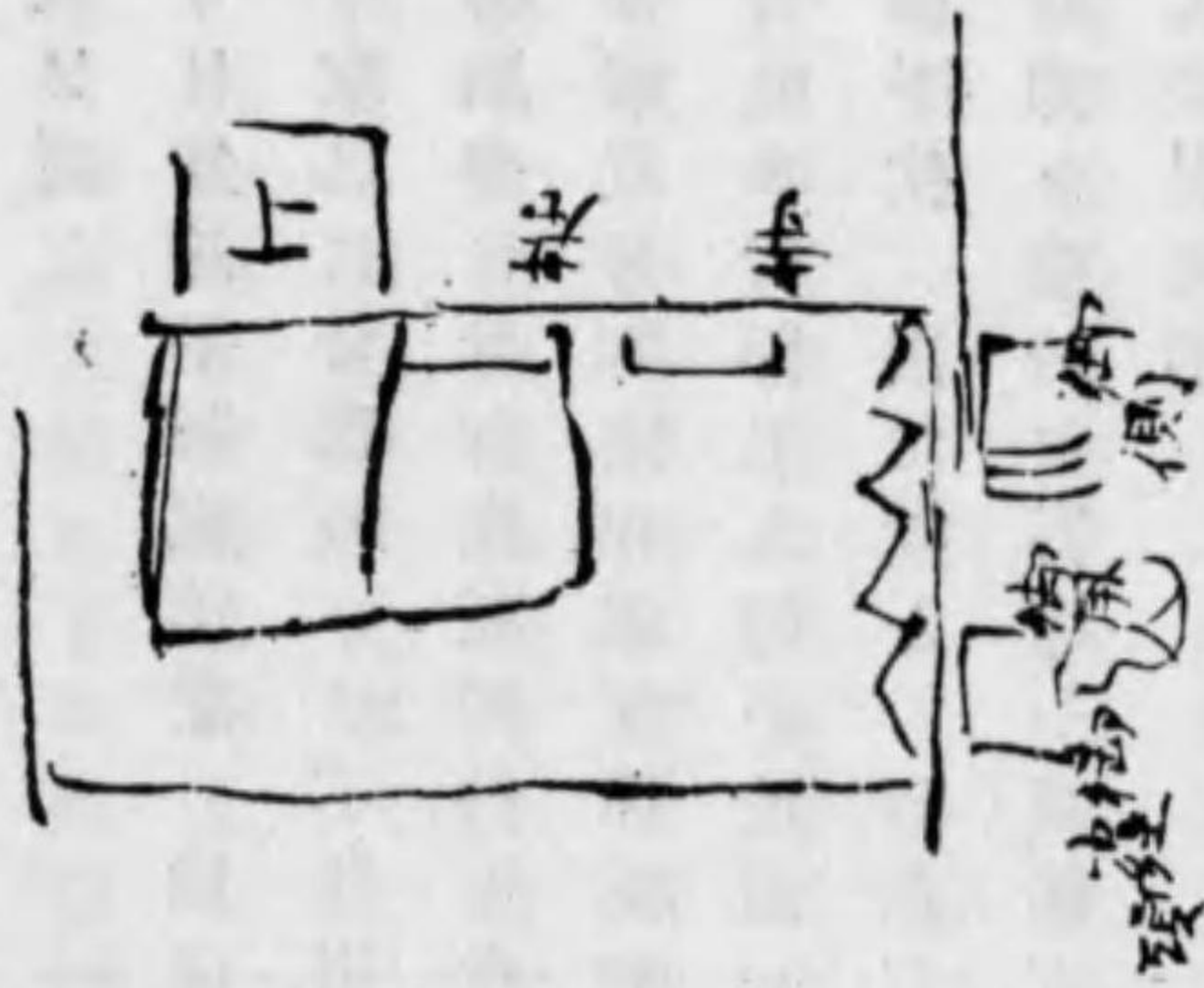
一今日御家老始め下々迄惣領次男等始る之御御目見願之通相濟布衣以
上へは年寄衆を御達候右以下は若年寄を達に相成候付御禮之儀布衣
以上は年寄衆御宅右以下は若年寄宅へ罷出候處麻上下平服區々の由
今日は御請之廉ゆへ平服にて達之元へ罷出御請申上今日は悴御目
見願之通相濟難有仕合仍る右御請罷出候段演述扱御目見被 仰付

候當日に至り麻上下にて宅へ罷出御禮申上可然様也追ふ評義之上
きはむべし

一御歸國御用懸相勤に付紗綾卷物頭書を以拜領に付月番御年寄御宅へ
平服にて參上御禮申上候事

五月五日雨

一今日爲端午御祝義登 城雨天に付馬は略し四供にて出仕○若年寄部
や取込に付御帳へは不能出手札にて御目付方へ小僧を以爲届候事○
御廟參に付御座敷御供可致處御箱出之御左右無之付御小姓頭取へ打
合御近習御供相廻候節爲知くれ候様申開候處右沙汰有之候付若年寄
寺社奉行御用人御小姓頭一同に御白書院落間へ圖の如く列し通御之
節平伏 出た歟と 御意有之御跡を御供御玄關迄御送申上候事
歸御之節若年寄等一同御玄關迄罷出御迎申上山水之間御入側にて平
伏相引候事



八月廿二日御歸國後寺社人始る之 御目見

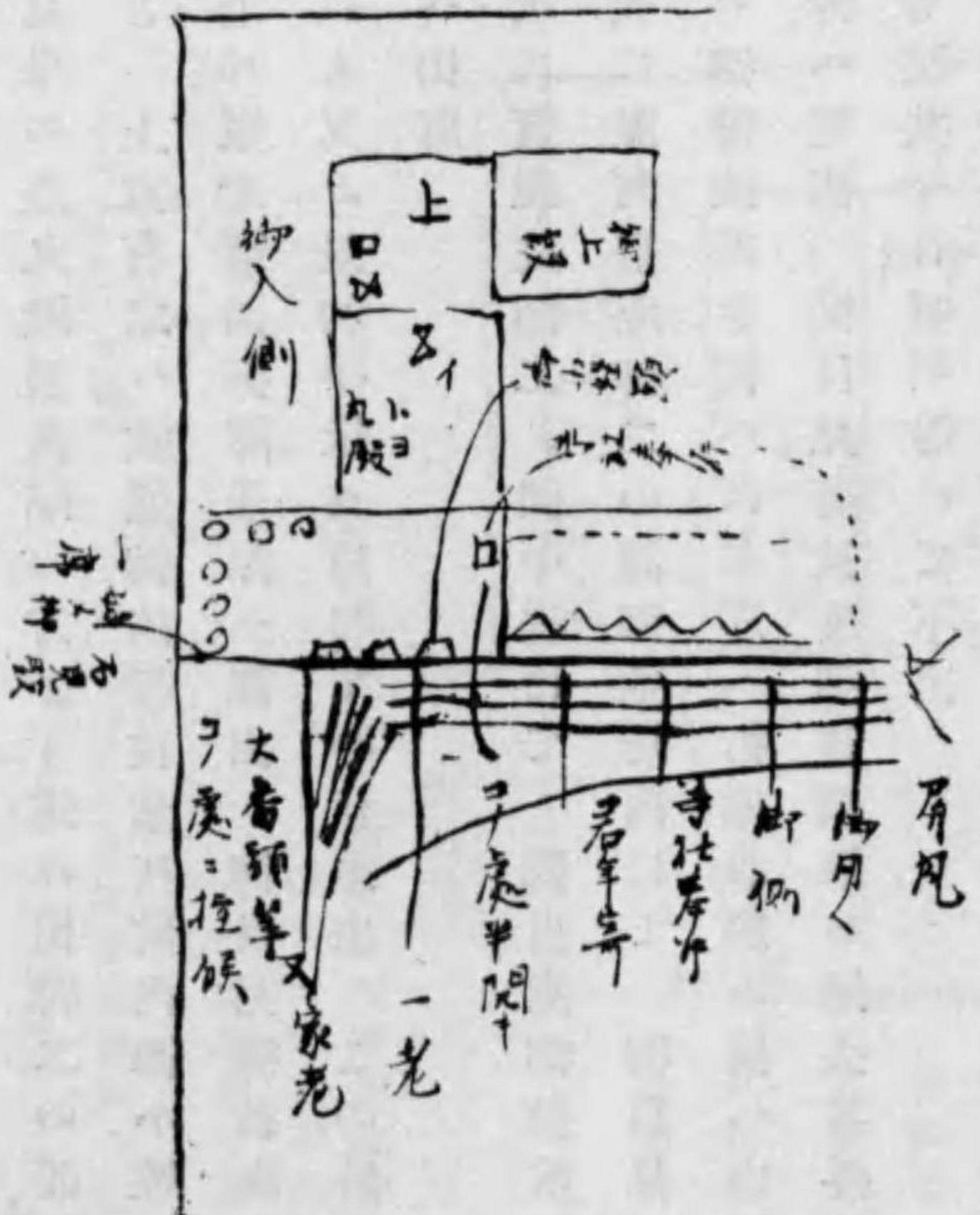
- 一 寺社人は明六時揃習禮いたし候由
- 一 例朝々少々早め出仕染帷子麻半袴着用之處九時過に至り御式始る
- 一 御白書院御黒書院大廣間 出御被 仰出候付若年寄寺社奉行御用人

但出御之節は御玄關内左へ罷出歸
 御は御右へ罷出候事
 歸御之節は御玄關右柱の外敷出しへ
 罷出候處今日は雨天にて御敷出無之
 付御柱内へ御近習者と向ふを張相控
 候事

歸御後御白書院并大廣間 出御被
 仰出御白書院にて三段并布衣嫡子御
 目見相濟於大廣間惣御禮被爲請候事

等一同罷出左之通列座

石見守殿御始御一席衆西の方上座に段々進み 御目見次に若年寄御



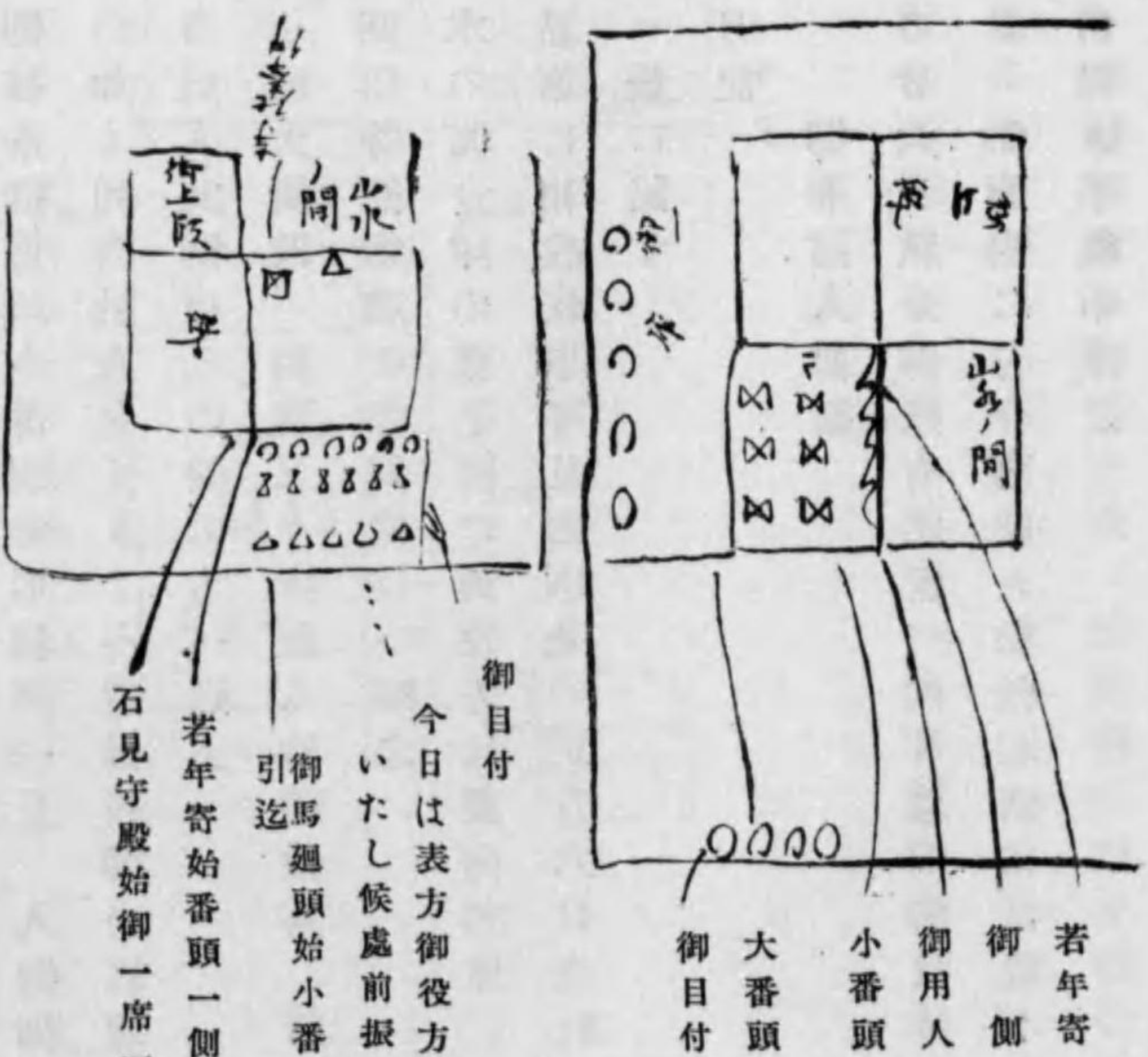
小姓頭迄東がしらに進み 御目見次に大御番頭を寄合指引迄 御目見畢を豊丸殿黒書院の方より進み出御二の間御敷居際にて平伏是へと 上意有之へ被通御挨拶被爲在候内御小姓御熨斗出之其内

一老并家老落間御障子際へ罷出 御目見御披露御徒頭勤之退去豊丸殿にも又々最初平伏之席にて平伏退去 この時寺社奉行御小姓頭落間へ出席

一次に寶鏡院御二ノ間中程にて 御目見御披露御番頭

一次に摩阿衍庵御二の間御敷居内にて 御目見御披露御番頭御披露畢を御番頭開き候へは右席へ衍庵着座之處へ山御寺役僧共落間御障子際へ罷出 御目見御披露御徒頭畢を退去其外於御白書院 御目見も寺院共今日頃引等にて不出

一御引續御黒書院 出御に付若年寄始一同北の御障子を明け御縁側を竹の御杉戸溜りへ出御黒書院へ廻り圖の如く列席獨禮の僧等追々罷



御目付 今日表方御役方混し候ゆへ御格式順に著座いたし候處前振如何可糺事

御馬廻頭始小番頭御側御用人御小姓頭寄合引迄

若年寄始番頭一側

石見守殿始御一席一側

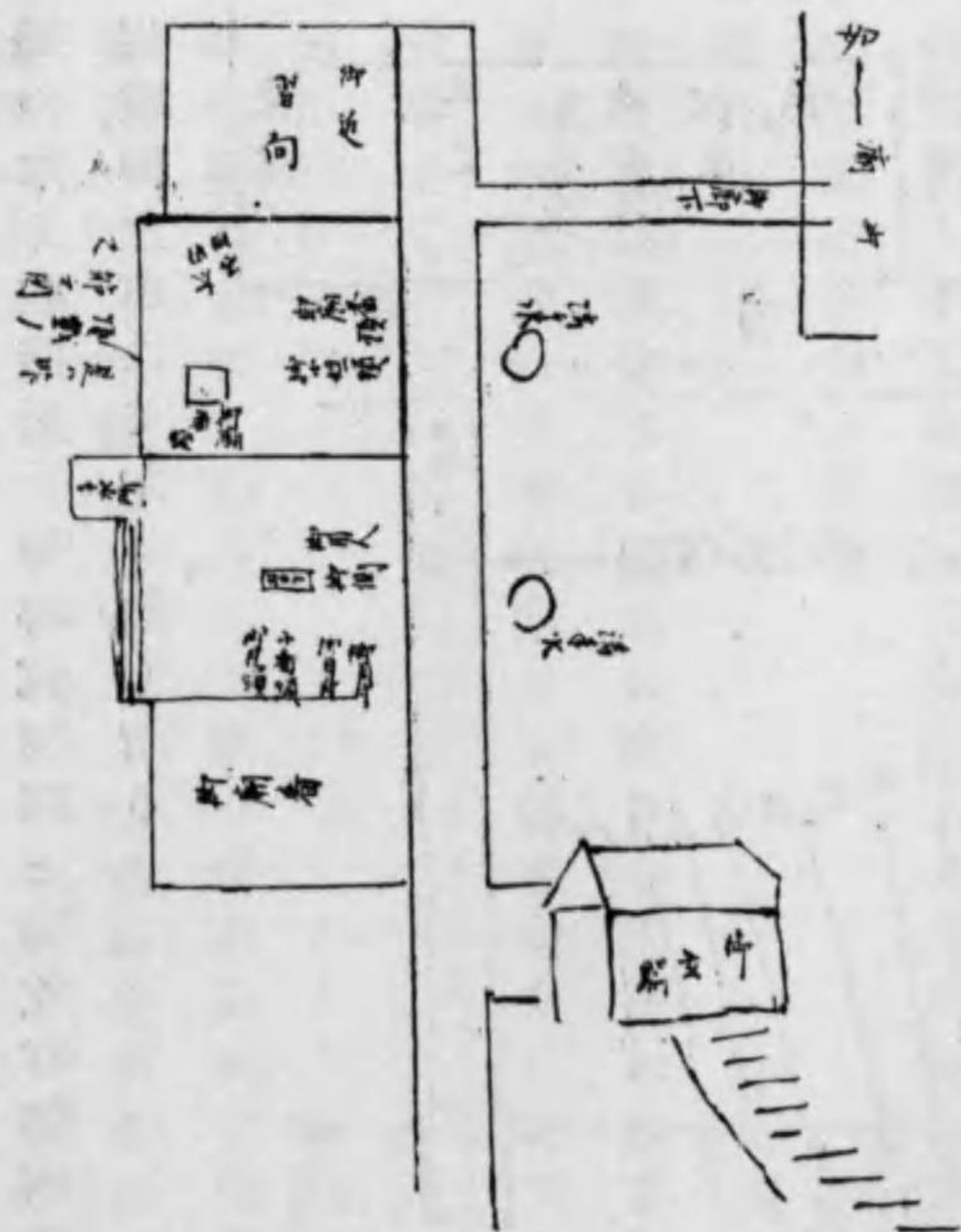
出御披露御番頭小番頭如形相濟一旦 入御御席替る
 圖の如く列席社人をくりこみ置御襖御小姓頭開之惣御禮に相成候畢
 而寺社人共御いしの間の方へ退去
 御引續大廣間 出御又々寺社人惣禮被爲 請候處列席の振合等すべ
 て朔望等惣御禮の節同様ゆへ略之
 山水の間☆印の襖を明け御役方は東向列座にて可然歟但今日は豊丸
 殿詰席に相成候事可糺此事丑の正月六日寺社人御目見之節相分り候
 ゆへ後に記す

庚子八月記

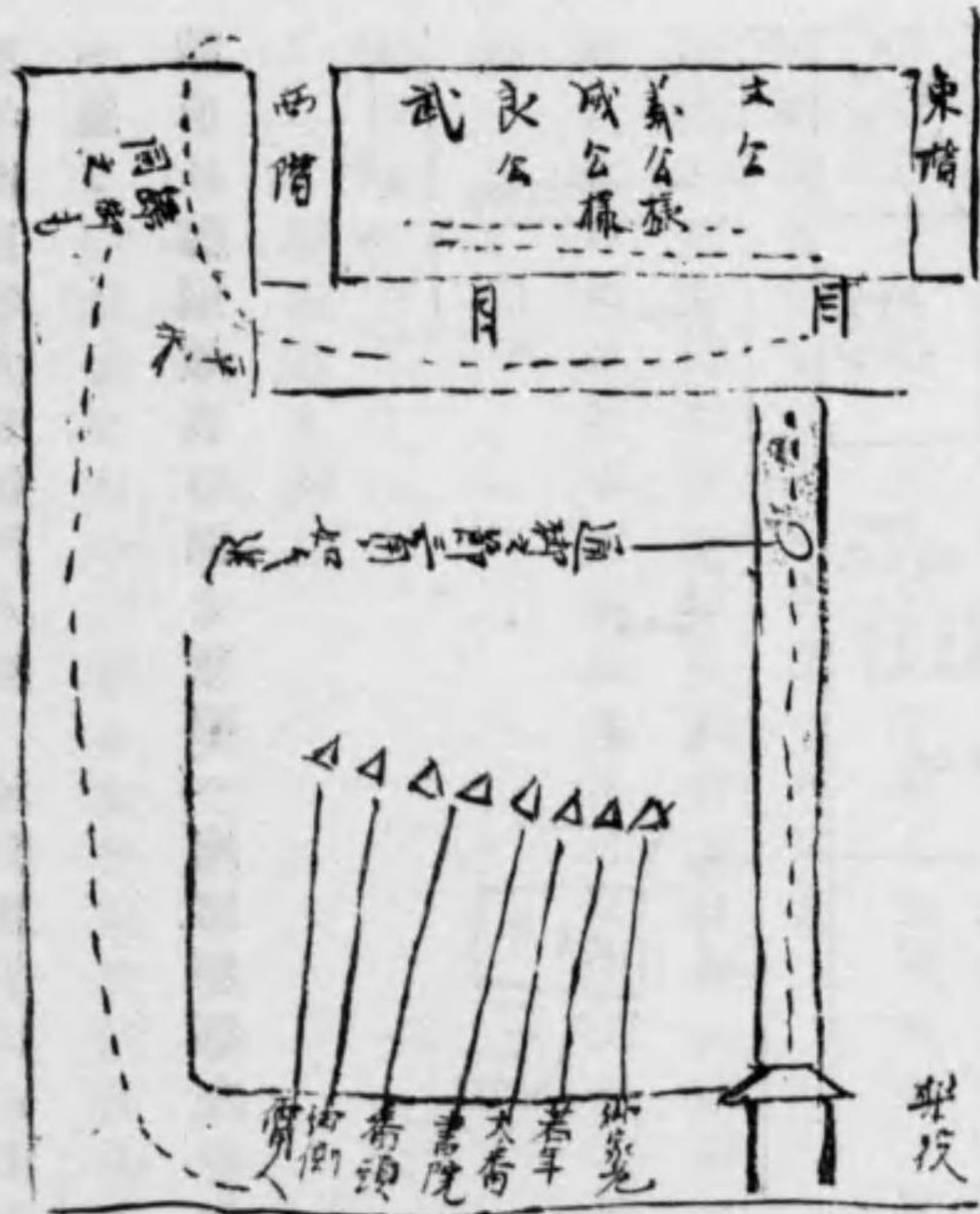
御廟詰人勤振

- 一 來る廿六日秋分御祭有之旨三四日以前御目付の手紙にて申來る
- 一 明日 御廟參に付今暮時を御祭相濟候迄服有之面々登 城延引之旨
御目付の手紙申來る

- 一 四半時出宅大手御門を登 城御勝手口を出仕御玄關より罷上り詰所
へ通る
- 一 詰所は御圍爐裏の間と歎唱へ座席順等左の如し



圖の如く相詰居 御神位御開之御左右御廟番頭御小姓頭申上御箱
出候御左右にて左の如く詰る



歸御の上にて點々の道
御家老始め順々進み階
下にて
徹劍
威公御香案の前にて一
拜退去

十月朔日

一今晚小上臈お猶安産 御姫様御出生尤御弘無之候付表向被 仰出も
無之間御祝義も不申上候處前振有之よしにて若老番申出付年寄衆御
始御用人中迄奥通りの御役人老女部屋へ罷越部や前にて老女對談無
屹度御祝儀申上候事

十月四日

一今日哀公御忌日之處去る朔日小上臈お猶安産 御姫様御出生尤御弘
めは無之候へ共乍御内々も御産穢中に付 御廟御開無之役人備に相
成候

同五日

一今日梅香下にて始る 御拳小鴨御取飼有候之處前件之通ゆへ 御廟
御備には不相成追ふ御拳を御備被遊候筈に相成候

十月七日

一今日玄猪之處御省略中御式は無之候へ共御祝儀は布衣已上麻上下にて御次へ申上候筈之處七の日にて御用捨日に有之候へは如何にて可然と御小姓頭へ御懸に相成候處當六月中嘉祥も御式は御止に相成候へ共布衣以上麻上下にて御祝儀申上候去月廿八日も御祝儀日に候へ共八幡 出御に付御用捨日に相成候間諸向出仕無之候處平月の廿八日は全布衣以上麻上下にて罷出三段 御目見之節目出度と 御意被爲在候のみにて別段御祝義申上候日に無之候故御用捨と相成候上は出仕無之可然候へ共玄猪嘉祥は別段御祝義申上候日柄に候間御用捨日にても出仕御祝義は申上候方可然申合候旨御小姓頭紋四郎申出候

十月十五日

一明後十七日端懿夫人三十三回御相當今日を御法事に付表 出御不被遊 御廟參懸席々 御目見被 仰付候事
一若年寄始御用人迄御白書院雉の御杉戸前に控へ御送り申上候儀

すべて五節句 出御に同じ

一年寄衆御黒書院落間 御目見

一御番頭を寄合差引御書院番所

一諸物頭十軒廊下東側詰物頭以下にても役人西側御役共今日の如

き時は序に 御目見之筈

但御廟參も如何と御小姓頭を 尊慮相伺候處御法事には無御
構御拜被遊候よし

癸卯日録

天保十四年

自七月十五日至八月十九日

七月十五日晴大暑夜月色尤奇 去る十三日今十五日迄諸向御用捨日々

御供も御用捨

十六日晴大暑 江戸仕出十四日は止今日になる 出仕 被爲 召岩船豊

丸還俗之儀等種々 御論奉伺候 大學頭様御附之儀政府奉伺候儀先

御直に 御文而被遊候上 御決可被遊候旨 御意之事 御郡奉行新

御取筒之儀伺出候代方にて少々減田方にて少々過候調之事 是日朝比奈殿

公邊御目見席之事也

十七日晴大暑夜月色甚好 諸向御用捨 終日家居

十八日晴大暑 出仕 今夕七時御供揃好文亭へ 出御 御供英臣

十九日晴大暑 出仕 表出御 御目見畢石川玄臺 御前御用御側醫被

十 仰付其外年寄部屋にて御用有之 御前へ罷出伺御ケ條

廿日晴大暑 弘道館へ出仕書經聽聞 去る十日論語相濟 今日書經になる 若年寄一同出仕吉村

十 藏吉は稽古場へ罷越槍術見分致候

廿一日晴大暑 出仕今日八時御供揃にて水馬 上覽 出御被 仰出候御

供藤田主膳役々

廿三日大暑 四ツ時御供揃神崎出 御御供彪役々好文亭御樓上にて種々

御咄相伺候是夕鈴木二郎左衛門太田甚太夫來訪

廿四日夕々宵之内雨 出仕 家來清兵衛金子孫二郎組同心へ召抱に相成

事

廿五日晝風夜雨昨日以來少々涼氣 學校へ出仕素讀御吟味有之

廿七日 例月之通り御用捨

廿八日暑晝雷雨夕快晴 出仕 但去寅年以來 惣登城は相止麻上下に

出仕 御次へ斗祝儀申上

廿九日暑朝晝少く驟雨夕大雨 御廟參被爲濟候 出仕被爲 召大谷川堀

割に付御止之儀御老中へ 御書案 御下けに相成候事

八月朔 快晴大暑 登 城 今日例刻出仕筈候處大暑に付六七兩月同

様早出早引に相成候

三日晴大暑夕雷氣小雨御供御免になる 出仕 郡宰來訪

四日晴大暑 是夕原叔舅を餞 出仕 今井金右衛門殿一同寺社御改正掛

被 仰付候旨平七殿達有之候に付御次并年寄衆御部屋へ御禮申上候

五日弘道館へ出仕素讀聽聞 排 虫 攘夷の御論 御下け

六日大暑 出仕 御領中法名禁制の草稿相談に出す

十三日十六日迄東海 御逗留 御供今井小山田

但御留守中御寄合日計月番出仕十五日は惣出仕

十七日晴殘暑 御三階へ被 召候

昨夜 御歸城に付出仕 御機嫌伺

十八日晝微雨、殘炎 出仕

十九日朝微雨、同斷 出仕 被爲召 大奥

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

甲辰日録 弘化元年自四月二十日 至五月十五日

四月廿日 朝近藤次郎左衛門御用人より一書來る開て見るに只今關老が宿

次奉書來る其文に曰く

一筆致啓達候

公方様右大様益御機嫌被爲成御座可被安御心候

然は暫御在邑之儀兼被

仰出候へ共御用も有之候間此節一旦御參府被成候様御意候此段可有

洩達候恐々謹言

四月十八日

牧野備前守

阿部伊勢守

土井大炊頭

鈴木石見守殿

時に上公には前日夕湊寅賓閣に御逗留に付御小姓頭小山小四郎早速馬を馳湊へ参り言上したるよしさて一旦御参府の事吉か凶か事情分り難きゆへ余も速に登城しけるに暫ありて執政諸有司も追々登城したりたましく江戸政府より一通来る之を見るに去る十六日閣老阿部勢州宅へ中山備州呼出され七ヶ條の間あり

一 鐵炮連發の事

一 御勝手向御不足の御申立には候へ共左迄には有之間敷事

一 松前今以御望み有之哉の事

一 諸浪人御召抱の事

一 御宮御祭儀御改の事

一 寺院破却の事

一 學校土手高さの事

同十七日に備州又々勢州宅へ参りて右七ヶ條の大意夫々答へて歸たれども十八日に奉書出たれば江戸にても大に心配し彼是と奉書中の意味を探りたれとも其詳なる事を得ずしかし多分は御参府の事ならんと推察し萬一御参府の上に又七ヶ條の間答あるやうにては體を得ず一體七ヶ條の間口何か上公の御野心を疑ひたるやうなるヶ條も有之三藩の國體へも拘り不容易されは公聽に達せざる内江戸一手にて又々爲念書付にて差出さんとて十八日一日に草案を立同十九日に備州もて又々勢州へ出したりとぞ右草案は何れも實事を有のまゝ申立たりと江戸を申來りたる故水戸政府にても愕然たり此事情御承知無之ては不宜とて執政結城朝道調役谷重任一同馬に跨り又々湊へ馳付たるに公にもはや馬に乗らせ玉ひ御歸城なし玉はんとの所故執政も言上せず御供にて夕七ツ時過御歸城の上言上しけるに公曰く嫌疑を避形迹を慎潜に武備を心懸るなど云は國持又は外様の事なり三家は公邊の羽翼

たる事三尺の童子もしる所なれば却ち公然と武備を張て可也と云へるはわか年來の志なればいかさま外より見たらんに少く大そうに思ふべしされは此度の如くケ條を以て備後守へ尋たる事餘り心外の事也且又僧徒の濫行を取りしき一には人心の惑を破り一には民間の費を去んとせしにさぞ奸僧憤激の餘り種々の讒間を行ひたるべし僧徒の爲に罪を得るは實にうれたき事なれ共古より其ためしも不少は不及是非何にもせよ 台命遅々すべからず速に行装を辨すべき旨 御詮なり仍ち諸有司評議の上來月二日 御發途五日小石川御着と定め其旨 幕府へ進達せり是日執政結城朝道并余御供可仕旨被 命是より評議ありけれどもいかにも 幕府事情難計ゆへつまる所推察□了簡にて誰迎一定の策あるものなし

五月朔日になりぬれば 公白書院に出御し玉ひ御供の面々并御留守方物頭已上 御目見被 仰付夫々 上意を蒙り同

二日明六時御供揃にて御發駕なり余去月廿八日より外邪を受眠食不穩とも此度の御供は太平の戰場同様必死の所なれば力疾馬に跨り扈從す是日長岡御休にて府中御泊り

三日中村御休にて牛久御宿

四日雨鳥手御休にて小金御泊り余今日まで飯を喫する事一椀に過す其他魚鹽野菜等一圓喫する事を得ず今夕始て少く食氣を得たり

五日前夜五時 御發駕新宿邊にて黎明拂曉千住に至四時頃小石川 御着即刻中山備州戸田忠敵等一同休息所へ被爲 召種々御 議評御あり晝過御書院 出御供の御家老結城寅壽番頭雜賀孫市御側御用人彪御用人近藤次郎左衛門御持頭渡邊伊衛門近藤造酒衛門御使番三浦□□男御目見被 仰付御持頭以上御手のし拜領其外是迄御留守之面々一同 御目見被 仰付畢ち御同所へ世子 出御 御式右同斷是日 御參府に付る之 上使可有之御前例之處此度は無之旨御城付申出一郎失望す

六日松平讃岐守殿松平大學頭殿松平播磨守殿前日奉書に於今日五半時御登城なり今朝に至り閣老中山備州へ

今日水戸殿鶴千代麿殿へ 上使可被遣旨申來る四半時頃に至り又々奉書來る

今日水戸殿へ被仰進候品有之付爲

上使松平讃岐守松平大學頭松平播磨守被遣候中納言殿不及面會候送迎にも不及候中山備後守興津能登守其外家老衆にて奉請中納言殿へ申上御請之儀も備後守等御申上被成候様鶴千代麿殿へも 上使被遣候云々

之旨申來八時頃右讃岐守殿等御三方被參備州等にて 上意候趣奉之御書付二通なり其大略

水戸中納言殿御家政向近年追々御氣隨之趣相聞且御驕慢被相募都御自己之御了簡を以被取計御制度に被觸候事共有之候御三家方之儀

は國持始諸大名之可爲模範之處御遠慮も無御始末に 御不興之事に被 思召仍之御隠居被 仰出候駒込御屋敷に御住居穩便に急度御愼可被成候御家督之儀は鶴千代麿殿へ被進此段讃岐守大學頭播磨守相越相達候様 御意に候 暗記ゆへ少々誤あるべし

外に一通は 駒込御門一方は一切一方のみ通用尤猥に往來を禁し候義且火の元大切萬一火災之節は外御屋敷へ御立退等之ケ條ゆへ略す 右 上使いまた御屋形御引拂に不相成内閣老阿部勢州牧野備州兩人被參候ゆへ御庶流方は梨花の間へ御引取 世子にて閣老御引通せ御家督之儀目出度御請被遊無滯相濟候事

同日肥田大助太田丹波守之内土井大炊頭宅へ罷出候様にとの事にて大助罷出候處御家老初 幕府御差圖にて刑當の事の由余書記府にてちらと承候ゆへ夫々政府へ不入同日夜もいよ 深鷄鳴頃御用左之通

差控

大廊下にて 中山備後守

差控

興津能登守

役義取放蟄居

戸田銀次郎

役義取放蟄居

年寄部屋にて
藤田虎之介

明七ツ時御厩前の邸舎へ退門を堅く閉て蟄居す

六日には讃岐守等御三方又々登城被致候處此度中納言殿御住居之處鶴千代鷹殿も若年之儀ゆへ諸事別心被付候様に命令有之内是迄中納言殿一己の了簡にて被取計候儀不相用都御舊格之通相守候様にとの意味有之由

但此方御家老へも同斷命令有之由

一讃州殿には最早御歸國御暇も相濟來る七日御發途之筈に相成居候處此上壹ヶ年滯府被仰出候由

九日終日大雨夜に入篠をつくが如し曉七ツ時大城奥へ出火御本丸不殘御

燒失之由

十日朝五時頃鎮火是日まで滂沱少しも雨蝕虫□□なし白石又衛門來りいふ此度の事目白候より差控御伺に相成候處御差控候様命ありて三日とやらん御差控之由目白候は先達を御病中にて御引込ゆへ此度の奉書にも預らす扱外御庶流方は御用有之ゆへ御差控なけれども目白候は御引込ゆへ却る御差控になりたるならんといへり

十一日朝辰半頃に至て雨歇暗雲猶未散昨日を門禁甚嚴監察府の券を持せされは僮僕といへども出ることを得ず昨日大城之災に付尾公早速御登營の由鶴千鷹君には庶流松平播磨殿を以御機嫌御伺被遊候由但老へ為御關現公には御在國中なり鶴千鷹様是非御登城被遊候由なれども最早御伺出候後

ゆへ其事寢候由

十一日より雨十三日夕に至て雨始て歇家書を作て江幡甚太に託す事の書すへきなけれども聊北堂君の心を安んことを希ふのみ

十四日晴未半江甚太矢野唯の言を傳ふ禁錮中人の出入多からざる様政府より内意有之候間心得候様にとの事也且矢野書中藏書を姻親山口へ託すべきの事あり鱸精庵來る余篤疾不可起の風説あり精庵余を見て且驚且喜紫雪一具を懷にして贈らる事別に記す去る九日水府にて山野邊兵庫頭指控鶴殿平七役儀取放逼塞今井金右衛門余と同科に命せられたる由皆去る六日古河侯を執政肥田へ授けたる目ならん山野邊は表御家老なれども御附類格のゆへを以中山備州に准じ罪を蒙りたるならん十五日晴暮を又雨十六十七日皆雨江甚來云今日白石又衛門御用召なり如何余曰御用役再勤むるべし江幡曰誠に如君言五十石を増先録上坐に班し調役再勤なりと云

嘉永日録

自嘉永五年十月朔日 至 同六年正月三日

十月御用番

朔日朝晴夕薄曇○登城御廣式へも罷出御祝儀申上候事○今日弘道館文武見分相始り候付懸出順拙者に付來狀著己前相廻り候事○八ツ時頃頭取兩銘に於狀箱へ入來狀弘道館へ遣し候○連狀二通壹通は先達を飯嶋等申渡返事壹通は福地金十三兩三人御扶持御馬廻り申渡書會澤辰是迄之通りに於江戸詰申渡書以上二通也
但辰藏新發流指南 御免跡指南政次郎へ被仰付候也
一表運壹封右は

駒込様を去る七月十日十三日兩度丹朝へ孫を以御下け之 御書寫差下し申候尤一覽後直に江戸へ返し候様申來候右兩日之 御書多くは

福御一條に付差下し候儀と相見候
一福會之儀四日可被 仰出之處 御祥忌日に付相延六日九日兩日之内
被仰出候儀と相見候○飯嶋等逼塞 御免は日きりものに付四日に被
仰出候由に有之候○見分居學詰之族二十八人無滯見分相濟候七時過
相引候事○退散後若年寄若年寄へ今村喜左方運書狀遣候處別相
かわり候事無之候今朔日之分外相記候儀無之候○福之事相極候上は
白の一條に御座候處是は此間も申候通り愚案には 駒込様方小石川
へ御再促之節は先達申聞置候儀如何と計 被遊候ては△才助一條もこ
もり居り候間洩れ一條之方へ計こかしぬげ候間此後御催促之節は巖
天の事白の事其外何々々々の儀申聞置候處何々々の故障何
にゆへひまどり申候やと申向きに御再促之方埒明き可申と愚察仕候
○文武見分之儀前日申合には來狀日其外御用有之隙取り候節我々出
席まち合せ不申相始り候様御城方申遣候筈に申合せ置き候處拙者を

見分に出し候跡にて鈴何に歎俄に申合等可致との存意もおこり候や
悉くせり立候ゆへ速に肥田一同弘道館へ出仕候事

四日朝より開晴 哀公御祥忌日に付自拜 御殿へ出仕之處尾平罷出先日
御下け之 御書并今便右御受け申上候由に右御受兩通差出候細谷村
御大砲場之儀此上は砲術指南へも御達之上一同間敷打立可申上旨御受
け也○佐藤權内等五人逼塞 御免權内惣左衛門指南 御免跡指南之義
兩人共悴くへ被 仰付候事

但飯島彦八郎水術指南 御免跡之義は來夏迄に宜敷趣に前日申
合に相成居候處今朝左兵衛方愚へ申聞には右跡遠山殿へも御咄合
申候處水稽古場之儀ももめ有之長く指南不出來に亦は居り合不宜
候間速に被 仰付候様にと別紙へ輕部平之允黒澤集ハス見安太郎
と歎三銘相認口上に亦平之允儀は里見槍術手添をも仕人物もよろ
しく候間平之允へ被 仰付候様にと申添に付其趣大小へ申聞候所

大いや輕部はもつての外人氣へかゝわり例之通いろく右一言に
押やふられ同人横山九郎衛門宜一昨年水見分之節好みに遊がせ
候處達者に御さる長太刀も指南をも能遣ひ都而武藝は宜敷致杯大
學にほめちらし九郎衛門と相決候例のせる高福王間柄等之ゆへに
も候歟

一今日運は別而之義無之 八郎麿様御登に付有之の運多く其外常體の
運御國政へかゝわり候程之義無之候○其外運も無之又何等も少く候
付大缺席撰之義頭取へ申達し撰之名前失念今日出候て一覽可申と存
候所別に出不申候わざく承り候も如何と存認不申候扱くふきこ
ん相こまり申候は此留頭へは田丸稻杯之名前も御目付撰には相見候
處本文之通更に受け不申候兩人共弟共へ歎願の乙を撰上相成候せは
は恩をきせ候つもりと相見へ候事○退出前大申には天の跡如何に
てまどれ候や江戸に而は御押合申居候と相見へる二三年已前を思

召通とうも留り兼可申と申あん梅ゆへ爰元は白に而なんの次第無之
丹朝に而押止め居り候やちと隙取兼申候著明後六日杯申參り可申哉
○御先手同心頭へ麻田兵跡御留主物頭へ乙部吉大御番組頭へ笠井類
之介其外奥番組頭奥番等五六人 但乙吉は鈴文麿へ歎願大へひ
ひかせ伊豊を小へ響かせ大小兩人過日あれはかわそふに御座候何卒
此節跡へ被 仰付候様仕度いろく大番組頭撰へは御目付は鈴三
郎杯も相見へ候處それ例とたつた一言に而跡は評議も無之平奥番撰
にも清水藏之允鶴飼集杯天派と相見へ京都下り之天杯と申清水は右
撰之内一番初筆の所相除き中の立場に撰上げ候其の内伊申ぶりロト
ノドの内にとことくへいと申先つにが笑天くと兩人何
事も受け付不申此模様にとはいつとも靜謐の期難計何卒一人ぶん
ぬき歟又何に故その様に天をいみきらる候や 御書に而御とがめに
致度候處又洩の廉にも相成べく 御妙案有間敷候哉實にとことくご

とへい、の時ははりころばし度相成申候

五日晴夜に入雨○弘道館手跡見分に付出仕百三十人無滞相濟七ツ時前退散○御右筆左兵衛申聞に福政新發流指南之義會辰 御免之義明日被仰出候上若年寄衆々御達に可致趣申聞候間其通○水府流水術指南飯彦御免に付輕部平等手添四人へ指南代をも兼相勤候様相達由にあらへらるを爲見候間愚挨拶に昨日横山九郎衛門指南之等に石見申達候様相覺候趣申聞候得は左兵衛申聞に遠山殿へも其段御嘶申候處九郎衛門事は御子様方御附其上無精之趣先つ手添之者共へ達振之通指南代申達置き候様にと被 仰候由申聞に付其通相達候様にと相答候事

六日晴極夕少々曇○福會和等先便運之通被 仰出候今日は道中満水にも候哉御便著無之伊弘道見分罷出相づら無之氣障之文句も無之○福地會澤和田等先便運之通被 仰出候今日は道中満水等にも候哉御用便參著無之候伊見分罷出あるづら無之ゆへ歎耳障り申聞も無之候○同夜九ツ

八 時頃御用人中々御便來著之由に同役連書狀二とち○壹とちは天の跡加は可然旨御申聞に付 駒込様口申上候處其段には無之委細之義は追可申進甚た 御不滿被爲 在候中々八郎太杯被 仰付候段には無之候何れ右之義にあらは又々後便可及御相談候得共先つ此段——○壹は勘定缺席へ又歎平之儀被 仰聞 駒込様へ申上候處以之外不宜との 尊慮に被爲 在候別人御撰に致度追々格式等之義迄も厚く御評議之上被 仰聞候義には候へ共右之通り故一々不及御答如是——○連狀壹封庄半次郎兄半彌病死いたし男子無之に付其方事養子跡式三百石被下置小普請組——

七日開 ○御小姓頭取大古庄兵衛 御書持參罷越候福政へ 御書物御壹封外に 御書御壹通同人へ田土部六口 御書御壹通河津楠内へ 御書御壹通何れも 御下けに致候様申達候外に石見玄蕃愚三銘 御書御壹通開封拜見仕候處 追々缺席人物 駒込様を御撰之人物當四月中を被

仰付候向きに候處如何之次第に而埒明き不申手間取候哉御腹立之御文
面尤江府丹能朝三人へ御下け之御書御草稿も一同御下し江戸之方へ
強く御腹立此方へは定め而江戸を運も可有之候なせへん／＼と致居り
候哉と申御意味合但右御書ゆる／＼拜見仕度候處疑念強き人々故へ
即刻伊藤へ相廻候鈴は見分留主故

○此度之御書愚杯兼々相頼居り候通り眞の圖星と誠に難有過日御玉
づさ御書通り之御書に御座候此度社大方埒明き可申と愚察仕候明
八日は八郎麿様御暇乞に三人一同一寸御殿へ罷出愚は夫より直
に見分へ相廻り明九日にも見分へ兩日續き罷出申候如何之運通又如
何之御請申上候哉一應は爲見候事とは相見候處評議惡口は承り兼可
申と残念奉存候是も元は水門出順損徳より發り候事に御座候如何決
斷相成候哉此度社十ヶ八九分は此方は押つかり可申候愚察仕候

八日朝を開晴八郎麿様明九日御發駕に付五ツ時過登城之處去る六日

には七日八日兩日之内御暇乞に罷出候處爲御待無之様尤八日は御立前
日御取込にも候は、七日と申候前々日か八日の筈に申合置き候處七日
伺に相成候へば石州七日見分出順序故徳に相成候故如是頭取を以奥へ
伺候處五ツ時を御支度に而御待被遊候由頭取を申聞候甚恐入候事と
もに御座候今八日御指合無之趣に付今日五ツ半時申合之處五ツ時頃
愚髮さかやき中へ鈴木を五ツを付候間前日御申合とは違ひ候へ共罷出
候間支度次第罷出候には使來り候是は御支度御またせ申上候儀恐入
候と申意味也即刻罷出申候處最早鈴木罷出居候御書御下け恐入候旨
鈴申聞にはどふも一體江戸不宜内藤も家にも無之結構とは此間も御申
合申候御間柄朝杯御迷惑可有之近藤等の事は更此方に而は御同様始め
而伺候義白井之義は追々運合候義其外は一切心得不申候江戸へは時々
此度の御書の趣御再促被爲在候事と相見へ此度は眞直に在のま御
受け申上候方宜敷一件江戸にて先年は連枝方御後見御放れ之節中山始

め 駒込へ罷出品により伺候様にとは 公邊を被 仰出候處何に／＼の廉可奉伺やと申上候へはよろしくそれなれば却る申聞に不及杯被遊候御ほとも難計此方々は右之趣再應相運ひ候處其節は矢張り御後見之せつ通り伺事不行唯今之様には事々に伺不申候それゆへ益御疑念も被爲 在候御後見御放れ之節存付通り此方相談之通りに相成候へはよろしく唯今と相成扱／＼残念仕候其外 當君御學問之義も一昨年病用に於江戸罷登候せつ旅宿へ長しま彌十郎参り候節も 當君御學問 被遊候様いろ／＼ 御代々様御學問被遊候事杯申合先達る橋本八郎衛門罷下候節も何等之義尙又 御學問被遊候様申聞候處丹様中／＼御いきおいつよく其段には無之御學問被遊候へは矢張 駒込様之様被爲 成候間御學問は不宜和歌古きん集杯の方よろしく杯被 仰候○鈴學問のあしきと申事は無之今日の義り仁義何事によらず學問か元に御座る尤學風も可有之候當御役爲取計之内今朝計直の同役之様成挨拶振に御座候

其内伊罷出少々咄合内四ツを打鈴四ツを打御まち可被遊と六日に御またせ無之と申時の不敬に引かわり大男四ツを打と申なから飛か如くにかけて出し候伊は萩庄々の申出書を仕舞候隙無之書付を卷なから跡からはもかけ出し申候奥へも是迄三度一同に罷出候處是迄に無之大男 與二郎様と歎申上候當年御四ツに歎被爲成候御方へぢいにおたつこ被遊候杯申上 八郎様へも先日御拜領之御刀爲見罷出候と違大きに御あいそふ申上候伊も同く今朝のけしきにては此度之御書誠大慶廻り大は別るへいこう愚は弘道館出順直に罷出跡之事不存是迄御書之度毎に大よまゐ事に御座候處今度は鈴御受書順杯申丸に引くりかへり申候明九日如何之御受書さし上候哉例之通古むち草稿申付候様子跡に於は愚へも爲見可申候へ共愚又々明日見分罷出申候

一八日夜愚も可申上と存候所大いそきに於認落し候處江水兩方へ一度に御下け誠に御妙計と乍恐奉感服候事共に御座候此後も

埒明き不申候様のせつは必江水一度が宜敷と存候

九日終日晴○弘道館見分之所新發流騎射炮騎射其外大坪流等馬術見分何れも無滞相濟申候尤騎炮騎兩様共御定め之中り有之候付御目錄被下置候事○騎射相濟馬見所へ引取候得は松和罷出居り對談致候處今便御受け之清書同役へ之運草橋持參御受清書へ愚に鈴始愚迄三人姓名開月日御側衆中と認加へ候様申聞に付認候御上書^{封上}は伊藤様に御認と申聞候御受全く之そら覺大意左之通

○欄外記入

六日夜著之 御書御受け一々申上白儀は先達之運之節當節何派堂と申儀も不及承候處先年動搖之砌轉役被 仰付候者之儀故此節被 仰付候之は人氣へもかゝはり可申旨挨拶仕候義は再三御座候得共其外藤一跡近頃長しま跡鴨志小田部等之義は今度御下け之 御書に之始之奉承知候義此上運合も御座候は、判讀之上挨拶に及ひ候向きに申上又藤一跡之儀は御出來に相成候や不成哉抔掛り評議仕候位之事

に之打過候意味也○同役之同役へ之運草稿は 御書御受之意に之案文相違位之事尤此度此方三人へ御下け 御書寫又二日小石川三人へ御下け之 御書御下し之寫共二通相添仕出候文面也なせそれほどの事を早速御運ひ無之とがめ候文義は少しも相見へ不申候

○欄外書入

馬見所に之古むしへ對談之節は騎炮騎射のみ相濟馬術見分前其上辨當前ゆへ出席之族は丸々御上の間には屏風かこゝ内に之對談外には奥藏口はきけすとも耳は聞へ御二の間には中村と宇都小番頭遠龍等居り合清書之事故くり返し巻返し熟覽も仕り兼月日姓名等相認そこそこに對談だんまりの幕に御座候どふも思あしく残念仕候
大之手跡は見事達者には候へ共よめ兼候處所々有之耳數多く承り候も相成兼隙計取れ文意吞込兼申候大通は間違は有之間敷歟

十一日開晴暖和○今日運連狀壹通のみ外運無之 紀伊菊千代様御一字御拜領從三位中將御官位之旨連狀に之申來候○若年寄代役之若老へ右御

連狀へ遠龍
名前之義先

日候前通無之
御前通無之
愚覺違に御
座候御承知
左様御承知
被下候等申
義行吞込申
文承返候松
へ承候し内
心宜候物有
障候事可相
成候御相何
日行御便申
所哉行違兼
候迄御兼申
一昨仕九日
方出仕日此
草稿にあり
考候へば相
違候わげ被
無之候に被
存候様に行

官位に付御祝儀申上ふり等之義忠出讀上げ候○頭取が頭取へ運御年寄
衆御狀御仕出無之旨一通○白井等之運行違に相成候と相見へるとの一
通○平々平へ女中等之事常輪ものと相見其外耳たち候運無之候
今日は水門見分に付缺席伊の有様は水門とは大きに違此度の御書
も余り響不申候様子けつ兄弟分と相見へ申候恐入候けしき更に無之
ひん／＼と致しかし悪口も不致候當年鮭少き咄移りに伊申候は此間
は紺屋町にゐはうなぎ澤山に取れ候由御實弟さま杯澤山御取り被成
候由八貫目も御取り被成候哉と申聞愚何に程取り候哉罷出候由甚た
恐入候事と申候へは伊孫市杯先年は度々出候由申聞愚素人とも違弟
之義於私入恐候間早速御相談申恐入可申立哉とも存候處實弟には御
座候へ共前々私所存通りにも不參九日御便に右之趣朝比奈へ申遣候
ぎも御座候間十六日には何にと歎申參るべく其上にゐ入恐可申出と
申述候得は伊孫市杯は御小姓頭位迄は出候歎とも相覺候杯申刻之通

此風聞申出
天候相聞不
み候相見存
申候様被不
候伊候門は
此風聞門は
か相見候は
と相見候は
候ぐと相見
候ぐと相見

萩庄の此申
出書は愚と
取り一覽不

へいへくくくく○久木風聞松權差出候處有の儘やすらかに一ト
通りに出候大意太田御殿守清兵衛か七郎衛門二か三か男直三郎鐵石入門に付
直二郎一同柵町鐵へ參其席へ罷出候もの山本政二郎美の部新藏高橋
友泰と歎病用にも候哉罷越落合酒相用友泰直三郎少々口論も仕候や
直二郎取押へ罷歸り候節も途中にゐ又々同人口論も仕候歎に付友泰
へは新藏付添先へ罷越元白銀町邊にゐ友泰を先へ遣し新藏義は跡へ
残り久木兄弟等待合一同參り候處佐治七屋敷横丁邊にも候哉直二郎
へ直三郎にんぢよふに及淺手おはせ候由直二郎儀は療養相加へ候趣
直三郎はおり住居申付候歎の由小十目鈴茂等風聞申出候よし
十四日終日雨左之一件は此間中認落し候分○去る四日 哀公様御祥忌日
御名代御祝文等間違之義に付近義等々六日恐入申出候右御同様之義に
あ七日に萩庄間違之次第五ヶ年已前も同様間違土屋采女殿死去之節見
合等書取に致伊玄宅へ持參之由八日に右申出書伊 御城へ持參之處八

致候所八日
奥へ大かけ
出しな節跡
方巻ながら
小かけ出候
節を書付な
るべし

日は 八郎鷹様御發駕御暇乞三人罷出愚はせり立られ射術見分の方へ
罷出跡は如何之相談に哉其日のもよふは不心得候事

土屋之節は教授も御揃祭と申事不存か又脱落に候や此の度も 駒込

様 御服中に秋分御祭と八月十九日 武公様御忌日御

名代御祝文御座候事

○九日には 御城へ罷出に不及との兩人指圖宅を直に杉山通行に御騎
炮馬術見分へ罷出候九日 御城の模様は更に心得不申候○同夜八ッ
時過肥田大助を返事之由に御用人持參之由取次之ものを差出候付
開封致候處左之意味

御手紙令拜見候明十日のこに付御揃祭に付御名代相止み役人に
御備に相成候旨致承知候

月 日

肥田

岡

大返事本書
は松へ留る

○右之通返書申來候所愚右觸出し元更に心得不申又御揃祭と申事不存
候に付何に故相止み候儀心得不申故深更なから松崎へ左之意に申遣候
別紙之通大助を返事之處右は御役所仕込に御觸出し相成候哉又表御
右筆方仕込にも候や觸出し元更に心得不申候に付御ほと合承り度如
此御座候

月 日

岡

松

返事は別紙之通

○十一日の模様 御揃祭之義伊松は承り候處松もしかと心得不申水門さ
まには九日夜教授御呼出しに御尋に罷成候間くはしく御承知いつれ
水さまを御承知とのぬけ挨拶伊申候は 義公の御時は如何杯いろく
わからぬくり言其後には伊申し 此方 御廟へは御名代無之江戸 御神主
へ御直物は可被遊哉と相尋候處松其の所迄は心得不申旨申述候は新
八郎へ申候は右之有無教授へ文通に御も宜敷問合候様申達し松承知

和善等の
件も行違の
申候に相當り

爲 入候所を御明け御かいたいに仕御祭申候義本式の由捨藏は申候
 由然所それには跡を御まち被 成候様に御不幸道に相成於一同
 も恐入候義故御かいたいには不相成ど迄も駒込様に御祭主ゆへ
 駒込様御指合之節は 御廟祭は無之又 駒込様御代拜は御止め 駒
 込様御名代に 當君様之方御代拜に宜敷候處そこは日本風に
 左様は不參杯いろくの物語に御座候右之通故尙以今便是非運候様
 松へ申達候處 御直拜は不苦候よし

同日
 去る十一日白イ等之義運行違と申義不心得旨御通達申候處又々例之不
 氣根大ねばけ仕候右は江戸が當月四日仕出に六日夜八ツ時頃著し來
 狀に天の跡へ加り之義 駒込様へ申上候處其段には無之との返事〇壹
 通は勘定欠へ白石尾平等もつての外と申來り既八日御通達之内に申上
 候筈と相見候處失念行違と申上候事と相見候

〇今日愚壹人罷出居り候所へ大出仕十一日には何にの運と申

聞に付愚連狀に 紀州様御官位計欠と相答候へは伊へも松へも
 逐々出候節同様に相尋候當時は別間對談も無之宅々に如何か
 ん者遣ひ候者無之相分り兼候表向きは△壹伊之頃と違少しは宜敷
 しかしそこらが引所と相見候間愚たけには何分心を付可申候
 〇鈴申見分へ廻り候前には勘定跡へは石宗ならば 駒込様之方はきつとよいので御座
 る何れは派堂は如何伊松兩人同聲に何れは別之事無之いろく深
 澤甚は如何兩人何れはよほきみ合有之其上戸田の間柄不宜鈴それと
 諸大夫明き跡餘り長く明き尾紀加州の引事等いろく御外見にもか
 はり山野邊も一代無官に相仕舞當時兵庫にても又外より被 仰
 付候共今日御運宜當月 公邊へ被 仰立候儀實は 江戸に目論宜
 敷候處當時は例之御受等に其段へは心も付申間敷御運之方よろし
 く〇今日運は右諸大夫一件頭取運に小關宗内中風相煩病身に付間
 柄等々隠居内願のつぶやき有之候一條の運〇瓜つら突鏡再こん向山

願天團持出し候處伊此節の模様にはとてもむだ折も御ざろふ杯
いろ／＼しかし出候もの江戸迄は爲登候が宜敷とて爲登候

○愚案に 過日 御宮大照寺再こん位に 駒込様へは不伺に 尊
慮相濟候杯可申參も難計と爲登候歟坊主すきにて扱々こまり申
候

十五日雨夕雨止み○登 城御廣式へも罷出御祝儀申上大廣講譯有之候

○今朝教授を御揃祭之義書付に申出候處 御直拜之義苦有間敷と申
出候愚有間敷には浮居り候也江戸は直に運不申候も宜敷やと鈴
伊松三人へ對し申候處きつと 御直拜不宜敷と申義にも無之^伊江戸は
此方と違御備物も無之全 御拜のみ十九日にあよろしく旨ちとなげや
り之様に心あしく候處なんでも運ひ候方とも申兼又右一件之義は六
日御小姓頭等を申出候節江戸へは早速運不申候は不相成候様存候處
是迄一同御揃祭と申事これも心得候もの壹人も無之不學之至り扱々恐

○欄外書入

入候事共に御座候○向側三人肥奥赤同役三居り合節鈴伊へ向ひ先年
瑛想院様御隣家御出之事御座候浦のかきつ御見物と歟覺候^伊左様の様
覺候^鈴手前へも左源次を以 瑛想院様貞操院様庭御見物被爲入候由そ
れに付御便所等の咄いろ／＼

○欄外書入
貞想いん様兼御保養不被爲在 駒込様御ふびんに思召候由は先達
る曲馬 御見物之御目論之節之左源次咄に同承知致候大先日臺子
を以左源次に兩三日中鈴宅へ參り吳候様申候へは左源挨拶に畏候旨
申述候左源を呼實は御保養にも可相成は御入を願一同の前にあは御
好みの様に申候歟 それなれば御書の御模様は恐れ御はむきにも相
中り併御はむき申心得ならばまだもよろしく如何

十六日朝晴夕曇○伊は見分出鈴愚兩人計大今日は來狀何にと申參候哉相
待候様子愚も内心には何にと申參り候や實に心まち致居候内運狀二封
紙指出壹封宛開封之所○壹封は天の跡白も不宜不遠江戸を人物申遣候

は不敷事
歎息仕候
公邊も金好
ひきたんと遣
ちや成ばむ
伊可相さ成敷
きは右一ち條
所計も耳遠の
深山とに存候
跡山物と白井
てに相成し候

之○平運に 公邊が小石川迄御廐一條申參候は御別當豊初め都引張り人丸々呼出相成候趣小石川迄申參り候に付江戸同役共豊迄呼出候處大迷惑 公邊を取つくろいの了簡の運ひ面也○初發内濟目論豊が申出候節百兩位は遣ひ候もと申出候處此節は何程にも御入用とは指出し候間御取つくろい相願度と岡忠を以頭取松迄申聞候由○退散前大松を呼小田部の事も十九日同役迄は心得に申遣候様にと申達すへいゝ大頭取三人と申は是迄無之調役にも候てともかくもと申と申候へは畏候旨相答相引

○愚九日は見分に此一條更に心得不申候處右咄に相考候に小田部丸除き之目論に候や又調役ならばよろしくとの事はよもや九日相談は有間敷兎角天派は何欠跡へも入不申候工風と見へ申候今便來狀に又々つよみ付候様子相見候

○くる敷の餘り愚存左に相認候○先日之 御書又今日の運に愚慮仕

候に吉は極悪と存候朝長も同様此三に丸々ぶちこはし候歎鴨杯之事今少し 御押合にも宜敷と存候しかし鴨を 八郎様御付に御押付られ之姿に表へ見へ實は右御方御附に候は、時々 御側へも出候事故御手なつけ被遊候上書記へ御入の思召の御深慮にも被爲 左候哉左も無之被 仰出候儀を直に引かはり候と大杯は吉に御押付られとのみ存候様子にふしぎ奇妙、此後は何程御強く被 仰出候共御國にも江戸の御答強きをまねたがり又 公邊へ被 仰立候と申は丸々御うそ御びしやとうたぐり候様子也扱又吉も相應ののぼせ者故兩度の月見御召杯を御はむかれ申候と心得ます、満心つよみ付候や先達愚への返書にも吉 當君御側罷在候内は何事も心配不致大船にのりちんころにはへらるゝ様に存居り候様空言返事遣候位の向不見の男故當君にも未だ御年若故吉は別御氣に入被遊何事も吉々と申御てうし合にも可有之哉いよゝ其向に 公邊御頼候は、吉を

表へ出し御國御城代其跡は江戸好み故鈴を江戸へ出し大は折々申候
 内に 御父子様御離間と申所へ心が付又しじう之處如何と申處へ心
 か付て居り候間吉々は取所可有之歟朝は矢張是迄之通り吉御國へ参
 り候跡ならば又うごき付可申候その意味は先年 駒込様御世盛りの
 節戸田へ高橋新杯を頼戸田も家内之方より遠縁の續き合心安致度出
 はいりも致度杯鉞を新へ頼之事杯覺居り 御ひざ元にも御あんはい
 次第からだに似合ぬおく病もの向き違候ほと難計又當時の政府にも
 御國勝手にも相成候へばとらを千里の藪へ放ち候と同様と存候なせ
 ならば鈴伊と違ぞく人ゆへ人出入も多く其上くる人ことに酒を出し
 ざつにあゐしらの候故姦物計平日山の如く人集り又鈴伊杯もよき棒
 組と存御國のいきおゐ高太に可相成歟江戸にもは吉の尾に付ごとこ
 とやつて居り位と存候吉とはなれ候上は能先生ゆへ是迄の様には有
 之間敷鈴上席にも又江戸の模様もしばらく中絶ゆへ能次第と申意

森新もよき
 なく被頼さ
 し置き候事
 とは相見候
 へ共男だて
 なやめ早く
 指し出候方
 歟

第一番に御
 目付方撰候
 かこ已運ひ
 不申候此に
 間大申聞に
 己をそほに
 と御目付方
 らばやつて

味に候歟吉御國表と相成り下り候上は出入之人も高が小山隠板下水
 位之事別々の仕事も出来間敷此度の江水への 御書にもはよほと
 響にも可相成と存候處ケ様の模様にもはいつとてもはか取り申間敷
 むねくるしきの餘り愚慮相認入御覽候貴考如何

十九日朝曇雪模様九ツ頃より晴○月番加固已出森新野州邊のめくもり女
 か被頼さし置き候付町方々の申出をよみ上げ相引候節小吉へ返事の返
 事に相成候が此壹封又々遣度今便爲登吳候様にと已へ相頼候○今便草
 稿三通壹は先便申來候中奥等三役いつれも別心無之振の返事○二は疋
 田傳藏小十人格の御鷹匠是亦別心無之ふりの返事○三は此方々の仕懸
 大略左の意味○近九先年組頭兩人勤の節組頭相勤候處役所熟和不致且
 書取不得手之趣にも新御番被 仰付候所御目付中を再申出も有之候間
 此度組頭缺席へ被 仰付可然と存候御扶持方式人分御増御馬廻り格列
 之由御進めにも無之候は張込相勤申間敷杯の文面也○右之外表運は

酒身近しく候節よし安致と跡申よ候にのへきのキよ九まはり餘ば候も
の相成は今九の杯と相寺内長候悦義の節所冬近心候の
運近文の九の杯と相寺内長候悦義の節所冬近心候の

不相見頭取書狀定め有之候事とは相見候處見不申候平運は中根村御
百姓某今年八十六才の老人多年心掛宜敷分家等多く取立候功老を以糶
被下位の運に耳立候事無之候○金貸の風聞は古む引居り今日も爲
見不申候○福明廿日忌明之由に十二日方著にも相成居り候歟○御大
封貳ツ明日御下けに仕候由に書き持出に御下け致候様相達候○今便
は量より常山記談なら三冊位の封物壹つさし上げ無事に出候○引け懸
月番之江水教授共々申出とよみ上げ大意日本史 御進獻相濟候上ばつ
こふ紙千枚御献上罷成候御前振之處遠路之義萬一御品そんじ候は御
間缺に相成候間外に御見替千枚と申出候小夫では千枚なくてはなるま
いか已御用人衆へ御懸に仕候處五百枚御見替への御了簡小夫で御用
人は御間を合せるつもりか已へい小愚へ向ひそんなら七百枚とも
致候ものかね愚少々事にも萬一御間缺に相成候は不宜矢張千枚と申
候處小御用人五百枚に御間を合せ候つもりに候は五百枚と申五百

舊冬近心候悦義の節所冬近心候の
一節所冬近心候悦義の節所冬近心候の
節所冬近心候悦義の節所冬近心候の

枚に相決候

○御進獻濟後事ゆへなりく承り居り候
廿日晴廿一日晴廿二日朝曇夕晴○運吉半年程御國へ在番と申事のみたつ
た壹通の運也

○何事埒明き不申候有様也

○松出勝五殿御待居り御國勝手と申運の再促今便申參候小御書院番頭
にでも相成下り候様致度松當時は御書院之方には缺席無之白井殿跡
大御番の方へ御廻り上げにも不相成候は小として藏のはよき見合
も無之や松どふもよき御見合も無之小藤田中村のも見合にも相成間
敷松岡部忠殿は十人扶持之處是は御部や直に御隠居小一たん表へ
出候は御扶持は六ヶ敷とや松いろく山のごとく申述忠藏殿は四
ヶ年ならでは御勤無之てさへ十人扶持御頂戴藏殿は八ヶ年其上動搖
の砌小別大義相勤候松何に歟少々は御隠居候節は不被下候ては

杯の申合せ

小本文草稿可然と松へ申聞○本文申合中場頃「小松と愚へあじな目つかい又おまへと小とに張り込御扶持方事を世話をする」と駒込様を被仰はいたすまいか△甚たいやみ實に骨身にこたへ申候萬一御さつとう被爲在候はゞ洩の廉々無之様相願度實に身か引けきをくもなんにも届き兼申候

○前文中藏勝の申合最中へ水金愚の前へ出指急き候義と江當り難計戸兩國御石場會所へ御國中を荷出し之義公邊御觸へ突と江戸問合せ之内御那方へ突當り不出來様と申達をよみ引懸に役所内さし合御座候と蠶半切三尺位二た卷愚へ渡し相引候小と松は前文之趣申合居り候間愚一覽致候大意左の意味右いやみの後故そこ一覽仕候天團御轉之義舊冬御申聞有之候處得と吟味致候へは天明とか相見候御右筆會澤清衛門悴同様之義にて悴閉門父清衛門は廿日遠慮

御免後役居り其外同様の見合名前失念仕候石見殿此度表へ御轉に
あさへ世の中人氣うごき候御砌ゆへ相當之御見合も候事ゆへ兩君
へ御申上是非團事御役居りと申來候○跡壹卷右四人の見合也○松
水金不念と申へらくを小へ相渡候團事天明の度御見合も御座候
處不吟味の御運仕恐入と申へらく松を小相受け取り候
○長々引延し置きこんな見合杯さぐり出し扱々いぢけ候又洩のひき
にてどふもかつこう大都合自然と身が引け相困り候

此相認候所へ高筒參り大亂書よろしく御推見いのり候

再見不仕落字等御推見

廿四日晴○鈴出仕直に松は出候哉如何「愚如何に候や」大松くと呼候處未
た不出候由出候上御用始り前鈴松別間極長談團登り模様愚たけには心
を付候處右長談之外何に等今日は外にあやしき事不相見伊杯も何んに
もしらぬ顔付どふもわかり兼候○大月番の書記を呼樂王院を改葬之義

に付願書出候哉如何已の相引願書出居り候由に大堅紙願書鈴へ相渡
 開き二三度繰返し披見物入多の歎息伊請太刀御普請手代湯澤共等へ入
 用つもり相懸け候處壹ヶ所に十五金位九々改葬致へば七十兩餘をか
 かり夫も下次第下か右のかこうにも相成居候へば中々其段には無之
 由伊先つ一二ヶ所も御改葬跡は逐々被成候姿歎いろ〱御用始り廿
 一日運井上甚三ひ之通り覺等それ〱被仰付候〇今日運廿一日の運狀返書計四
 谷鴨已下新井源等追々夫々へ御撰相成候様にと返事のみ也〇嵐天跡勘
 缺等参り長引候間今便再促申遣候様にと鈴發言に松へ申達候明日水
 門へ 奥を御入に付辨當濟間もなく頼合相引候〇伊愚兩人罷在候處へ
 松出廿八日 茂姫様余六磨様御著に付御供方等下され物等之儀二三ヶ
 條御用人を被頼候由に申合其後兩人へ申聞候は水門さま御申聞には
 拙者石見貸金等之義世の中いろ〱風説も有之迷惑致候處何に歎かこつけ
 候様には候へ共元は 駒込様 尊慮に武備手厚に致候にも困窮に候は

〇欄外書入

不行届との 尊慮を御發りの生れ付のしわみ知行所親金納向返金等にも取
 立延金之ゆへを以時相場は自然金高も多く相成當年も逐願出等も候
 處先達を門奈角塀へ張訴等之向きも有之如何致し候物に候哉尤相止め
 候にいたせ今を直に止め候様にも相成兼又 公邊 上様に候も御かし
 金と申事は有之高利を取り候こそ不宜左様無之候へはよろしくや旁
 同役共申合候様との向き御咄と申所へ松一寸立右之咄はそれきりに候
 今日相止み候〇藥王院を之堅紙伊の脇に残り居り候を伊手に取り松
 へ相渡し候へば松是は團へ扱に候處寺社方に申候は御家中改葬之義
 は寺へ相對斷のみ役所にあかまぬ不申まして公邊杯へは尙以の事に候
 所水門さま御改葬莫太之御物入御迷惑に付藥王院御頼にも相成ケ様の
 願書指出候哉寺社方に候も甚た指支候趣に承り候伊福地壹人出候あさ
 へ世の中さわが敷砌まつ〱相扣へ候方春にも相成候へばともかくも
 杯と申候愚

○欄外書入

駒込様を右之儀に付御再促に有之候哉と申候へば、伊松三四年已前にも相成候哉改葬御延引に相成候趣會澤迄へ歎御届けに相成候様相覺候「愚何んと事參候哉と申候へば」松御返事は參不申全く御延引相成候處御届け形ち之様相覺候と申聞候付「愚御再促に有之候節はともかくもしばらく相捨置き候方と相答候へば兩人共至極大慶之様子也

○欄外書入(二)

藥王院願書大意左之意味

拙寺檀家鈴木石見墓所相引候義

先君様御指圖も御座候處唯今に有は追々元へ御ふくし其上立場之人に有改葬等致候へは下々の人氣うこき又他家への御響合先々住職へ對し上野へ對し候も拙僧代より改葬に相成候は不本意不相濟事故上野へ申立其上に有公邊へも申上候上ならでは改葬之儀相成がたくと申向き之願文也

右願書之内に先君様御名前も出候事杯の文義相見候○にくきす坊に御座候大ぼたい所とは申乍ら吉田へ時々佛參悉くこん意之様子

○欄外書入

御城へしよじん辨當之せつは藥王傳のしよじん料理のさゝに御座候「伊申候は萬一何に歎御さつとふ御座候節は此兩人に有御申うけ之義は御受け合と御申聞かよろしく杯

○欄外書入(三)

愚腹の内にも寺社役所推察之通物入多迷惑も亦追々の嚴敷御書こはさもこはし此先延引の御せり込に有之候は御申譯無之自分止めきりには致がたくす坊又は上野の力をかりて止め候つもりと愚察致候又寺にも改葬相成候は徳のとれぬ事ゆへ例のざん言申立候儀も難計此節わづかの事に御名前出候は如何と右之向き致挨拶候

○欄外書入(三)

今朝の大松長對は此金と寺の二ヶ條の様成向きに申聞候長對之品は

外有りなし如何

廿六日朝を薄曇夕小雨○大小へ申聞候團へ實弟も相果候よし團發足翌日中道中位と相見途中に有行違相成候歎いろ〇運狀壹通紙持參中

人左兵衛を以水術指南九郎へ御申付と相かわり申候此度 八郎様御
供罷登り居り下り候上申渡候筈也いろくく廻り候歟

○福政へ御書御下け御受け之義先達の中を御便の時々大小兩人中には
ケ様も御炮書と申も有物に候哉廣きものと相見へる御封の外よりひし
ぎ廻し上下に枚が御ざる抔きこへたりきこへぬ位に申合候持參の頭取
の内にくく取合せ相引候も有又無言に相引候も有りいつも下町のは
すみ茂抔にくく取合せ相引候青量は折々之ゆへか何に故へか少しも疑
念無之有様に相見申候○今日は天の出勤謁罷出候節少々立兼候所忠手
を添へ立候處天の袴腰の下た左り之方おしよんにてびつじより實以氣
の毒千萬之有様に御座候大小あれごろうじろ何んのえきもなき事出ず
とも宜敷に併追々書記共承り候内願一日に宜敷一席に入引込度と
の内存ゆへと相見へ扱々かはるるに御座候然る所とてもむだの事故
一日も早く隠居被 仰付候方難有跡役直に被 仰付候よりは却る其方

多きもなく
夫不申候へ
出相事計
は自之候計
に多相候計
處天出候計
申分におつ
候申分に相
成

難有御座候跡役と入代りにあは餘りむごく御座候此次御便先つ隠居之
所計早く相運候方宜敷兩人口を揃へ申合候

○廿九日御便りに白の事は返事遣し不申内存に候や天の隠居之事早
く後便に申遣かよろしく白の事も一寸一筆自分で書でも無之運
んだらよさそうなもの跡先わからぬ腹の中に御座候
○愚存先達あわからぬ事は諸御役く缺席跡餘り長引遅も一ヶ月半
もかゝり三四度も江水往ふく致候へば黑白相分り可申所御書いん頭谷
の跡抔未たれとも愚存の耳へは入不申候諸役引のばし置き進みたがり
候人々あはいろけんもんにあも受け候つもり歟一向吞込不申こゝらの
あん梅如何のものに候や

廿八日曇晴く 於弘道館例年の通御家中手乗無滞相濟候
廿九日朝々薄曇夕晴 茂姫様 余六磨様昨廿八日御著に付御機嫌御祝儀
申上候御くわしいたゞき候○駒込様を久米新を以 御傳言被下置候事

大は白どふ
若に叶ぬとら
でては是非
見込みは江
見たりが上
や成るが上
右は志のが
席に成るが
いやはか

○大 駒込様はともかくも 當君様を定式物有之筈御側之者可申
上筈いろく申合松を以久めへ江戸同役迄心得に運ひ置き候様相達す
○今日運大澤い八爰元 御子様方御勝手懸相勤候様致との運也

○是は是迄奥御番組頭に兼職之處右に御不都合に付此度新に
隠老様思召付に新に被 仰度が元也

○新御守殿御普請御入與迄の御物入莫太に付先納金申付度と江戸を先
達申來御郡方へ相懸け候所心中も追々傷み居先納金之義は中々不相届
上金之方に候は成丈け相働可申と申候運○白イ廿六日運返事例の古
ム草稿故江戸運ひ仕懸のぬけは上手極ぬげつらまへ所無之大どふで
思召込之義はしちうむだ又運返し面倒なり是非白と有之義に候へば初
發は江戸の 御見込と相見候間内一跡へ被 仰付此方へは新手に不覺
宜敷左様相成候へば近次を江戸の御側用にやらいで相濟候近次は白井
は年も取り又才氣も白イは立上り居り候間江戸へは遣さぬ方宜

○愚杯はき
出しの仕持
くらのゆ
へ無之事と
相察申候

尤近次の事は運にもとふく不申參御書に承知之事故此方近頃之
事を申遣候得は江戸に此方心得に有之事杯可申參大何にそれは少し
も不苦 御書名前相見又此方よりおこし候義も有之候事小近頃の儀は
江戸にて御押付申候積にも候哉杯いろく大松へ右之儀に付是迄通之
運持參致候様申達す松持參の運と已前の草稿と引合せ成ほと廉々は相
當居候得共何れにもぬげ過候此前廿六日運書狀は如何よみ上げ候前愚
は外の草稿一覽例の通ほちく罷在候大愚へ申候は御役儀第一大
切之御用大きく申さばこちを向て 松よみ上げ承り仕舞未た三人共發言無
之所へ愚此江戸運は此方へ丸々押付ぬけ候文義と承り候と申候へば三
人大きに左様に御座候江戸に御押へされ不申候故ク様に實地之模様次
第 尊慮可伺杯人をばかに致候運也大先々運に若年人物江戸に撰遣
候ふりに申來候所たちきへに相成候歟小大甚を撰候處それむだに相
成候ゆへケ様とばけばか敷運と相見候大小口を揃へ餘り御押へ申

白いよ／＼に相成候様は極り候
目論通り候に極り候
様に相成候様は極り候
仕込の無き折
内公御骨折
老所どの向
の置からか吹
きからか吹
込置からか吹
よるしく候や
如何

上候てはます／＼御氣を立不宜併ならぬ事はどこ迄もならぬ事に候所
白事も被 仰付派堂之向きも候は、又々轉候を外無之大此度白被 仰
付候て此前之向きに無之能々御申ふくめよろしく伊此度被 仰付候可
申候積り先年白若老新役小山之節一の奥江戸に居り江戸を申遣候は白
の指南にゐはもつての外赤林隠居の手控をかり朝比の指圖を承り候様
奥を申参り候こんどは拙者の方功者に罷成候間何と左様申候つもり大
書記詰へはとふし参り居り日記共とは同役之様に突合居り候間何にも
歎も存候様に相成又爰へもづつと出余り長御評議杯申参候もつての外
不宜又は爰に判讀の上達候義を若老の立場に於押返し深更杯大きに
迷惑之義數々有之候杯種々申合の上初發極ぬげ草稿へ少々加筆一番之
末文へ織部事江戸此方新手覺之方と存候處それもつて御國の方と被爲
在候て何に等存意無之と申ふりに漸々返事運相極り申候事
○大は過日愚考之通り被 仰出候事はとても跡々迄御押へ申上候事

は叶はぬと存居り候丈が先つ取り所歎餘り長評跡先不都合之文義
例なから御推見

○過日の愚存是非吉を御除きと申次第には毛等無之唯々 兩君思召
御家中一統へ相届き一同和ぼく仕りあの派此のはと申風儀も相止みに
うおつのなき様に仕度とのみ心さし候迄の事成程吉を除き候へば必お
だやかに相成萬事思召も相届き可申と申義も難計候へ共當時御ひざ元
第一番席にゐ何事も御押付申様子に愚察仕候ゆへ懇意は座成り口先の
こん意 國家の爲にはかかたくと寸志貴兄迄相呈候事に御座候
○此間御返書に 公邊も奥内之事せむざりとの御文義扱々力のぬけ
候事又々少々愚考又々つまらぬ事には候へ共近日可申上候今日は
筆廻り兼先廿九日之分計申上候

十一月朔日朝々薄曇晝頃晴夕曇○登 城御廣式へも罷出御祝儀申上候事
○舎長之事大文麿へ咄合其後伊と申合候は實弟申には介のもさしたる

事無之候所實は物頭位之家のもの有之候へばよろしく萩吉之居り候せ
つはよろしく望月の次男目論可申と實弟は存候よし仍介のと右次男遠
龍へ懸け候様にと左兵衛へ申付候
と(よろしく)もまた鼻たらしと存候

○欄外書入

二日朝雨夕雨つよし○今日は弘道館被下物御賞美伊藤罷出大愚兩人罷
在候處へ善の進江戸書狀壹通持出大へ相渡候たれを書狀に候哉分り
兼候處渡しぶり何にとなく内々もの様相見又洩一條にも候哉と甚た
心配之處へ又々山岡善は大連狀二封外に運書狀壹封持參愚受け取大へ
御覽被成候様申候へは「大已前之壹封を見候間先づ御覽と有之候付愚右
連狀等開封中場に大是は江戸には大難澁どふも江戸毎度不宜大そふ
な御筆が御下けに罷成候と愚へも爲見大きに安心右御筆十七日御
下け過日大略相伺候御難文と存し候御文義は不認候右御受け廿一日
指上候右御受も悉くぬげ文何にもかも奉恐入候にぬげ長しま事は年
來事なれ候もの此節御取込之御時節相轉候ては指支候旨申上候又戸田

藤田之義も御國實地の模様承り候上御受けと申意味也右本文運は朝手
跡御受草稿は能の手跡也丹の手跡更に無之大丹は如何致候哉更手筆無
之尤引込居候や杯其内伊も弘道館を相廻り著座直に大江戸へは大そふ
な御書御下けに相成候と申候へば「伊左様度々御書御下けには不宜
と申候へば」大何に御尤に御座候どふも丹ばかりはるう御座る成程ケ様有
筈に御座候此方白井等之義御受方もことく御吞込被遊候右一言に
伊へいゝに相止み候「大鴨志田の事も余り速に御承知と存候處此
御書に扱々恐入候して八郎の爲は中納言の爲と被述候處實に御
尤千萬に御座候しかし長しま一人のとがにも有間敷長しまは外々へ
の御當りとは相見候へ共長し迷惑な事に御座候此度之御受の草稿も又
ぬげどふも不宜しかし江戸にそれにも相濟候か又しちう之處如何致
候もの哉「伊壹貫目でもでねばよろしく大と松は別あひゝき候様子也
○表運連狀壹封は糸姫様廿二日御結納被仰出候運

○跡壹封は勘欠へ鯉淵御先手へ萩昇御留主居へ例の乙部等數人その内
渡井淺衛門御附

○連書狀いろくゞ之處近藤彦八郎内くゞ 駒込様へいろくゞ申上候付
當君様にも少しも早く御附御除被遊度尊慮に付 駒込様へ伺候處菊
池造酒藏中の一人名前失念渡井淺右衛門三人之内付候てよろしくと
の御ふり合に付渡井も得とは不仕候へ共彦八郎御放し被遊 思召の
不被替 内渡井可然と御相談にも不及渡井と相決伺相濟別紙差下し
候間一日も早く御申渡しと申ふり也右之外急々相調候向き不見明後
日の萬分一にも可相成といそき相認候全く心に有候所出任せに相認
候間前後不都合之處毎度御推見いのり候

○開外書入

右 御筆の内にも戸田藤田をつゝしませ置き候儀御不滿之處江戸
御受け草稿も又表運ひにも御國へ相談の上御受けとぬけ文に御座
候

○大申には先年中町一まけ御免之せつ戸田藤結城三人も一同 御免
と御方々は相運之義に御座候處江戸に在り引留候其節なれば結も一
同御免に可相成候處此通の御書に在り結は六ヶ敷尤年數おそく候
杯申合是計は明後四日運返し不申候へは亦此方へ御再促に在りも有
之候ては不宜結も一人残り候はかはいそふに御座候松御一人御殘
りに在りは何派は丸々御免何派は未だ残り居り候と申様に相成可申
歟左様に御座候へは中町一件の所を見出し候様可申候大是からは
動搖くゞと申事も恐入申事相成候哉杯申候口先から結のあしき事
は何んにも無之と大小申合候此度も一同と相運候哉未だ今日は相
分り兼候處萬一此上結を引立候節は結の悪事を認候ものを御下け
有士の人々と同日の論に不參事を御さとし被遊候方と存候
一右結の悪事數から棒に出候は洩に可相成候
一十七日御下けの御書今便迄不參候所御せめ付に相成候へは是又洩

に可相成歟何卒此先洩計は何分御配慮いのり候とかく模様宜敷事繁多の時洩がちと愚察仕候折角もよふ相直り候所何分にも御配心被下候

一此間被遣候 御一書は心得に少々之内留置き申候

十八日晴 ○加八岩舟一件回答書付等二通愚宅へ持参

十九日晴曇 ○大出仕前臺子を以軍小に對談仕度由軍小御黒書に極々の長談愚宅へ参り軍申開候一條にも候や○大出仕之上岩舟回答之議に付江戸悪口○運御揃祭一件塙長申出寫此方教授へ相掛置候處塙申出不宜 前中納言様御隠居の節御極め之通御居り是迄の通りに恐入申出候族逐々の通り御あたりと申ふりの運○去る十四日江戸仕出候庄司元秋御扶持方御増之義申來候處十七日いそぎ取落申候右返事召出し未た年數無之十人扶持御直は御不得心と申ふりの返事也 右之外壹貳ヶ條運も相見候處耳立候事に無之失念之事

大此中に見る小へ有
〇此釣合之
罷在候は實位
罷在候は實位
〇此釣合之
罷在候は實位
太に義に御座候

○今日福々小さま火吹竹位の丸き紙封一ツ外に並の書物位の大きさに中頃少々高く封候紙封一ツ出候尤是迄御下け御請共いつも出候へば大小ひねくり不申候儀は一度も無之候處今日は別御書物位の大きさの紙封を兩人ひねり廻し大中は數通に御座候是々こゝにだんが付て居り候こゝにも〇小同様平兩人讀み上げ最中に御座候愚是迄ひしぎ廻し候事壹度も無之候處平も出て居り愚計更にしらぬ顔に相渡候も釣り合不宜候付愚もゆびに少々さすり候處極心を付數通と存候へば數も有様に被存候此後はひしぎ候も不分様に御傳尤俄に手丈ふ等に相成候は〇亦兩人此間中と違いくらひしき候も手に障り不申候九尾にも告候歟抔有之候は萬事の釣り合不宜ほと能く御傳被下候○今日宿次にあけいざの人比判書三袋下り外には何に義も申不参趣に御座候○軍の模様けんたゐなく申上候様いかにもちら〇かしこく取廻しあぶなき男に相見候當分はどちら付づにうまくやつてのけ居り候様子に

江戸御用方
は追々二人
の御相見申
候御人なし
候御時節一
の御問節は
代り人なし

見受け申候愚案には外に手立無之 老公を何卒御うまく御ころしの
御妙案祈り候より外無之歟○大舊臣一件足ぬけ不申候に付吉郎をあ
まゝに大跡へ御下しは如何と被仰越候處あのみと申せば大事は南
付出し通り表御城だる右代り吉御國の政府の御註文成程大仕掛先々の
義愚杯には猶以見ぬけ不申候愚當職被 仰付候已前亦被 仰付候ても
遂々には 老公思召通りに何事も御届きに可相成とのみ相辨へ其日暮
らしのあきんど同様一日くとうかく最早彼是半年相勤逐々の御釣
り合 思召の萬分一にも不被爲届御配慮之御ほど實以奉恐察候第一此
節つぶ立候御役々丸姦御人なし恐入候事ともに御座候扱吉御國へ下り
候は、當座は江戸風の大たばはきちらしますく結風に相當り可申歟
しかししせん土地風逐々にはいんき可相成吉 御ひざ元放れよろし
き事は能筆頭と可相成左候は、是迄吉の手口と違萬事御押へ付申義は
決る致間敷又腹わた丈けの事は發言も可仕と存候吉下り候は、定る小

敷にも相濟候
○公邊御放
たの居上當
時隠居等に
出人様にも
不申候も
は愚成候と
候此儀不申
置候御可被
候御可被下

大なぜ兩子
の義は決兼
也更に不吞
也又よにも
駒込様にも
御座候よに
御承知被遊
候杯外被遊
候御相成に
被遊御出也
申入候也杯

山坂下水其外結の手下共つけ込可申しかし吉は元無念流つかぬ故又天
派のものもつけ込も可相成餘り先々の取越苦勞計仕候よりも品により
よさそな事は先つやつてみるがよろしき歟

廿日晴風廿一日晴廿二日晴曇晴○連三通壹は 松姫様御結納濟恐悦壹は
村上源駒兵跡等十人余召出御役替殘壹は松權五十本知直り等十人計○
運四結一は主計跡御用人は勝五御役居りに御國勝手と申ふり

○奥藏も右内願病身に相成候付隠居悴御國勝手と事先日中めく
り申候江戸表於る勝も此節同様つぶやき申出候付本文の通り運
に相成候義と相見申候壹は松村□賀娘御構御免御達しと申ふり一
ヶ條は戸藤御免之義は未だ決兼候間御見合と申ふり一はかこ巳御
扶持方御増等の運返事壹は遠山御慰勞延の返事御同心と申ふり
○先達の中か大心付に著具改め之義御目付中へ内廻りに四五度再
促に及び候處埒明き不申候に付此前の寄合今年はわづかに相成一席計

もと申候付明廿三日大小愚と三人計著具改め御目付中罷越候事に御座候○平運に源介引張り人伊介指下し候様先便此方へ申遣候處江戸にも少々腹立かげんに中々下し候段には無之向きに申來候大小大腹立扱々こまり候ものなせ其様に伊介をかわいがるで御ざろふ大伊介がかわいゝのでは御ざらぬ矢張山東順藏の金の光りに御座候金の光りと申はおそろしきものどふも奇妙くせんさく向きの義も朝は心得居り候處例へ通だまつて居り候と相見る江戸は大きくづれ更致方無之しかし其まゝ打捨候様にも相成間敷宿次に伊助早速指下し候様尙又町同心兩人一寸事に罷登り長く引留置き候は難澁可致旁速に今年中差下し候様宿次に申遣事に候

○江戸あしく相聞へ申候しかし中々速に下し候義安心不仕候成るほど吉盛と相見申候余り十分落ちめ之程あんじられ候馬鹿の内歎
○頭取運に岩舟一件申來候運大意は吉には岩舟縁者に付文通席に鈴木

良介水科新介等之義も運合横訴と申にも無之處相捨候様にも不相成御次第に付御取受御運合にも相成事に御座候寺社方引放れ候上は俗家とも違余り寺社役所にも深く立入世話致候も不及と申ふり且亮介寺社方勤致候は岩舟の爲によろしからず候間外々へ早々御轉じと申ふり申來候

○此義も江戸あしく相見候處大きに悪口吉除きにも廿四日遣候筈宿次一同には返事不遣候

○三木幾彌介のいとこ名矢たれへ歎養子願出ばいしやく人健四郎に候處小健四杯入込候様に致方無之此間東之介参り申聞に大稽古場出來候由東之介梅香参り取押へ可申と存候處もはや出來候ゆへ取押きり不申候由住居向も大はに稽古場計大そふに出來候義甚た不相濟と大いきどふり至極尤々々

○扱々けちな事申小男也小は田宮流ぬけ口等自満度々とかく形けい

このみほめそやし候

○松書中には久木の例扱々相こまり候相當之例も無之に付 公邊百ヶ條之御例先つ大之近親の顔馬に相見親の疵おはせ候もの死けい全く亂心之義に付親類等助命願出候義やはり死けい○しうと伯父伯母兄弟へ手をおはせ候者は又死けい^大 公邊はどん^ノと申し埒なしの様に亦もきめばへ参ると如此杯甚たゑつきの體^小も同様小夫ではせつかかな杯大と計こそ^ノ申合運ひに相成とも不成申合は無之候○愚杯早春之内老公 思召の御ヶ條はこと^ノ御調被遊置きひし^ノと江水へ被仰出候様にと奉存候さも無と小杯今日も申候通御忘れ又は吉に御押へ付られと計吞込候様にては萬事の御釣り合如何と奉存候認候内女客参り早々申上殘候

廿三日晴昨夜客來等にて認落候ヶ條○小大へ申には軍事呈し候義宜敷○たしかに分からず申上候様申聞に御座候^大いつの事十九日朝手前へ参

り候心得の處柵町御門下に四ツを承り候ゆへ不立寄と申聞 御城に亦申聞候^大八くんは却る軍が張込候義に御座候あなたに御取押へ之様にも承り申候^小左様には無之再勤被 仰付余り間もなき事ゆへ此節の義は見合度と申聞に御座候

○軍小^{触虫}□長談はこの一件と相見候どころのあやに御座候や愚釣出しの計策にも候や

○大日本史御神獻之義いよ^ノ二月上旬と申ふり平運に亦申來尤教授登りには不及塙等に亦取扱候旨申來候

○江戸は二月上旬又は教授登りに不及と申参り候亦も彼は引延し候が持前ゆへ教授登り不申候亦も御間欠には不相成候哉遠山教授へも相懸け候様申達候○皆々御進獻引延し候心と相見候間無相違二月上旬御進獻相成候様夫々へ御再促之方と被存候

○昨晚早春の内こと^ノ御取調ひし^ノと江水へ 御下知と相認候

處大日本史神獻相濟 御登迄は御見合被遊候 尊慮にも被爲在候は、
其通り尤それ迄更に御沙汰無之候は、御忘れ亦は一旦嚴重被 仰出
候所さへ御受け流し申上候は跡は別々の御次第も無之杯と了簡を付そ
れゆへ吉は度々の事ゆへ右之御釣り合を吞込何事も御受流し申と見へ
る杯相辨候様に而は跡々御先合如何と御座候 御用便未た取調不申候
處廿四日と廿八日と元朝と七日と出候様相覺候處御便さへ出候は、夫
々々呈事に候や此段乍序相伺候

廿三日晴○昨夜の貴書今朝行違跡に而拜見いつも夜中の御返事は明朝人
女を計り受取候故江南の御釣り合始め而拜見 兩公御釣り合御宜敷義
御同意大慶仕候○今四ツ時頃松参り大除き運外に連狀壹通持参松しほ
く、と致何に歎御六ヶ敷そふと指出候江南御書取拜見後ゆへ定めかは
存候へ共しらぬ顔にて開封致候へば連狀の方は大御用方 御免御釣判
上ると申申渡し也○運の方は其儀御判讀之趣至極御同意風聞も御懸の

(東湖自筆)
評に曰く此
方方も今夜
直に夜通し
なれば廿四
日夜には南

事ゆへ風聞出候上尙又當節御うごかしに而は不宜との御了簡至極御同
心に付其旨再應申上候處一圓御承いん無之仍備後守殿にもしいて申上
候處一切御承いん無之候備後守殿にも我々一同にも力不及不得止事候
御用仕舞と申品々も無之廿四日御申渡しと申ふりに申來候

○頭取運にも何に歎六ヶ敷とてもつまらぬもよふに申來候義指見へ
候松参ながら御六ヶしそふ□々に候處頭取運は愚には見せ不申候
愚扱々こまり候事出來余り速何にか扱ふり無之哉と申候へば松
いつれ御六ヶ敷せめて來春迄御延し申渡し申候愚は萬事不案内之
事ゆへ宜敷と申罷歸り候

○七ツ半時過團参り今朝夜通し運返し草稿持参大意

○爰體了簡の趣至極尤に御承知再應御申上に相成候處一切 御承い
ん無之仍備後守殿にもしいて被仰上候へ共一切御承知無之趣 尊慮
御伺の上は土貢可申様無之候へ共 前中納言様へ御伺に相成候義に

へ著南な又
夜通八日表
ば廿八日表
合候は間表
安も神慮と
感心不致違
々々々

家實相成候
も付被下し
心實被下し
御之とんは
無之とんは
仕候とんは
座敷事か御

御座候哉先年大場彌衛門御轉の節追ふ 駒込様御承知に相成重役の
者轉候義伺なしと申義無之と御腹立も被爲 在候義此節は都而伺の
居り故旁 駒込様へ御伺に相成候哉且又水門舊臣兩人共不可然者共
の由御右筆共かも申聞御座候目安入一ト通り之義御轉じと申義不可
然しかし 尊慮の上被 仰出候義を御さへ申上候義は毛等無之候
へ共追々御運申候もよふゆへ何分得と御評議之上今一應と申ふりの
草稿也

○極いそき候間全くの大意に御座候

逐加へ大事は八ヶ年已前どふよふの 砌より別る心勞大義骨折せ
みつに相勤候者ゆへ家實に相成候もの拜領と申文義有り

廿九日○松九ツ半時過参り 老公へ御受草稿水門さま御加筆尤全く御請
御一ト通の事ゆへあなたさまへ御目にかけて不申候御請書御順ゆへ直に
さく町さまへ指上候間明朝御一覽可被成との申聞也

くひまと
恐入候事
御座候に
却申候に
左申候に
成候に
な候に
被候に
甚候に
候候に
此候に
爲候に
お候に
度候に
○愚案
と申上相
是所表候
の所表候
立ちぬか
へ入ぬか
へ入ぬか
分づかぬ
くもよき
もよき

○如何の御受け歟明朝ならで不相分候

○大正月十七日迄引延しの返事草稿御拵付もし御白鞘に候は、水門さ
ま刀劔ゆへ宜敷御品と申ふり○松申聞候は水門さま目安入一條計に不
御除きと申は餘り残念それも團悴等之様に差見候事に候へば致方も無
之實に御政事向の義御承知被成候通極御はり込御勤實に残念至極昨晚
ふせり不申書ちらし今朝に相成一覽仕候へは何に歟つまらぬ文作には
候へ共と指出候大意は咄の通りに相見候

石義御役筋之義は悉く精入出精相勤御用辨も宜敷唯利よくのしつは
可有之も難計候へ共當節御轉じ相成候てはへんしん 候へ共今迄は無之

に候所此度御てんじの上は天派にも相成候ては不宣と申ふ 之處甚た心配致候仍
り小なおとし又江戸三人長しま等のきなくじき候文意也
は再應御申上之上申進候義重々恐入候得共御爲に相成候者之義たと
ひ我々不調法相成候とも今一應日合ゆうよも御座候間御申上と申ふ
りの長文句

らくと申
候は延り申
○昨夜之費
置は未だ留
置き申候
尙々は小の
心付と申候
へき

嘉永日録 (嘉永五年十一月)

三百六十八

尙々此上御申上の義御六ヶ敷候は、兩公へ上書に可申上旁ゆふ
よも御座候間御相談申進候否早速可被仰聞候と申ふり

○松申には先日水門さまへ罷出候節被仰聞候には才介へ扶持遣候趣に
候處當年位の事はともかくもいつ迄も際限なしにごちや／＼に而しか
と相分り不申候愚扶持遣候義には無之七月迄相勤それまでの扶持方渡
し不足當時の相場に見つもあり金價に而遣事に御座候出入に而も差留候
様との義に可有之や松左様には無之何にかそこ／＼ちら／＼罷歸り申
候

○愚案大は成ほとよく骨折てんたいち仕候間松小杯おしき筈に御座
候此もよふに而は十七日のそき中々安心不仕候

右之外當年多き義無之候

嘉永六年

正月元日晴日の出頃 登 城御廣式奥へも罷出御祝儀申上候事○吉田明

神荒神上下町廻勤七半時過歸宅○舊冬御下けの 御書御請一寸一覽仕
候處大略左の意味

太田政事風聞は出居り候間評議仕候上江府同役共迄申遣候様可仕其
外風聞も出候得共得と不仕候間風聞取直し候様相達候間出次第評議
仕候而相運候様可仕戸藤御ゆるめ之義は先達而爰許了簡振相運置き
候間江戸同役共へ御尋に罷成候へば御分り被遊候團跡へ小田部被
仰付候義も同様相運置候間是又江戸同役へ御尋被遊候へば御分被遊
候とのふりの御受けの様一覽仕候十二月廿九日の日附に而
御受け上候爲登は元日

○極月廿九日松持參の大御轉無之様にとの草稿今朝一覽致候へばへん
心表裏の二字覺違ひに御座候へん心には無之表裏に御座候極月廿九日
認落の廉

○小并愚杯鍵箱つき袖押に辨當下座付き出立ちかなりかなり實は

其外風聞と
申上候事
は字々金貸の
二上候事
認其又懸
か無之候事
候事無之候事
致候間取直
致候間取直
そと丸々直
皆古に文作
に御坐候尤
水に御坐候
御加筆小へ
廻候由松申
大候間松と
の文と兩相
見候と相

○關外書入

嘉永日録 (嘉永六年正月)

三百六十九

松が政府に於て小は手添位の立場愚杯は未だ一二三つ平穩古の立場にも至り不申候何事も古ム了簡に於て相勤候姿あはれ成る執政へ御座候執政がほで勤て居るもはづかしく第一は恐入候事に御座候御一笑被下候

○大いよ／＼ぬけ候へは世の中釣り合よほどぐはい違ひ可申夫ゆへか古ム此度をさいご一生けんめい邪毛をふるはし候ゆへか實に尤の書取草稿に相見へ申候尤大も萬事相届年功も有之口先杯に於て至極宜敷事も數／＼御座候得共本生は天派大きらるには扱／＼こまり申候今少々天をもたすけ候存入有之候は、實におしき人に御座候此先もそつともよふ替り候て天を助け候氣分にも可相成敷見ぬけ不申候

○高根千江戸表間柄たれへ筆談およひがたき用事御座候付日數十日御暇相濟候様との願也いつ方罷登候や

○此度千藏罷登候義幸之事故日本史御進獻御用相濟迄御差留と申なり表運へも申遣せ候へ共江戸表に於ては御國者登り候事は大きらいのよしに御座候間願日切りに於てをい下され不申候へはよろしく老公を御差留と申様には不相成ものに御座候哉何卒
老公を御指留日本史速に御進獻仕度いのり奉候

○大事は録高家柄人々の用ひも宜敷強而御しまり合よろしく猶當節はつぐんに骨折丹精相勤候者目安一ト通り片口御取上げ御轉に於て直に引込表裏之ほとも難計と申ふりに相見候

○右表裏の意味のみ込兼候處大きく申さばけつがてんとなるとのおどし文か又は世の中人氣丸々ひつくりかゑると申意歎如何
○日本史寸詰り等之義に付遠山を教授へ相尋候へば教授久マを申出大意左の意味
日本史寸詰りに候や又何に／＼不宜候哉四百枚餘摺直し爲登候様にと

申越御用ひに不相成四百枚下しも不致唯不宣とばかりにゐは川向の
けんか是迄も爰許にゐは速に 御進獻罷成候様にと丹精仕候所何に
歎そこつに取扱候様申立等仕扱々残念至極先年何にの書摺立候節上
職人へ申付候へは一日に千枚餘すり立とち上候事に御座候わづか四
百枚位すり直候義何にほと手隙相掛り可申幸此度高千私用御暇に
罷登候間右 御進獻御用相濟候まで御差留右御用勤候様仕度と申ふ
りの長き申出也

○松小へ申聞にはゑん山殿にも餘りのびくゝに罷成候義にも候は、罷
登候もよろしくと被申候小もよふにより候はともかくも先ツ高根
登り候上之事○是も舊冬認落しの分安藤千葉一條申來候節渡馬も風聞
相懸可申と申來候事

二日晴風雷聲歎雪おろしか戌亥の方に四五聞きこへ候○四ツ時過御用人
甚五か封連狀到來候由參り候致一覽候處去十二月中爰許御用之族申

渡相濟候返書計也○九ツ時過若年寄代役の運若を遣候間一覽の所去十
二月廿五日伊藤さゝあや被下を初め數人の申渡○其外 公義御觸人相
書日光道中徳次郎宿困窮に付人馬ちん錢割増等は右通○谷田部七郎妻
に則下少普請萬澤鴨姉再縁願濟其外當用に無之品々四五通申來候

三日晴晝後を少々風○去夏中歎ちらと御にほわせの 幕府かく老缺跡松
代の外は皆々くせもの、様相伺候處久せ罷成候由いか計り歎 御殘念
思召候御事と奉存候關宿は法華はり込と歎何にかおもはしき人に無之
様相伺候處忘候いつれ 御向き違の人と相見申候去月三日歎阿部まさ
の拜領物 御懇の上意有之候由御側本郷はよからぬ人の由沙汰承り候
所二千の御加増と歎承り此節 幕府御模様如何の御釣り合御あんじ奉
申上候

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 元日, 三日, 四日, 六日, 七日, 八日, 小林彌八郎, 用文武學校, 丸山邸, 設け誠之館, 命たる額字, 太公へ願候, 由其端, 甲寅日曆, 安政元年正月）

甲寅日曆 安政元年自正月元日至八月十八日

- 元日 建兒拂曉駒邸へ出仕
- 三日 建兒駒邸へ出
- 四日 長上下にて出仕家來平服 御座の間にて 上公へ拜謁 戸田子と戸祭 寒齋のみ也、御取合御小姓頭中澤丈右衛門切手邊年始過半濟
- 六日 麻上下にて出仕
- 七日陰、微雨 麻上下にて出仕 奥にて 太公に謁見又 御廉中様へ拜謁 何れも戸田子一同 邸中西通り臺邊年始見舞過半濟 夕刻久世十安島彌二 小林彌八郎
- 八日陰 今日平服にて出仕○昨七日勢州殿を 太公へ呈書是は全く私 用文武學校を丸山邸へ設け誠之館と命たる額字を 太公へ願候由其端

甲寅日曆（安政元年正月）

書に長崎にて筒井川路等追々魯夷へ應接の模様此節又々町便にて申來候へ共 高覽に入置候間下り次第御廻可申とのみにて虜情等更に不申上等を以察するに先づ平穩と見ゆ○水野土州忤大炊と名乗候付右は元祿中目白侯筑後守と 御唱之時竹腰筑後守早速改名の例有之間此度も改候様被成度 當公の 御直書にて勢州殿へ被遣候由御案文平松茂介認候よし 但右は先達勢州殿の五家へ被尋候へは五家を 例書を出し申先年松平讃州様御養弟にて御相續帶刀と御唱へ之時安藤帶刀改名不致候へは尾なれば尾の御家老紀なれば紀の御家老は其連枝の名遠慮致候へ其他の御連枝は當主の名の外いん居嫡子等は構ひ不申尙更大炊頭は帝かん席にて諸大夫の事ゆへ構ひ不申と申す氣味に 例書差出候よしにて勢州殿の内々 太公へ御廻しに付此度 當公の御書中へ右之事 御辨解被成候先年帶刀は全く相續當座の名にて四五十年の内直に讃岐守に任候儀差見へゆへ安藤帶刀は改名不致事にて例には不相

成旨被 仰遣候よし

九日 太誠岡藤佐七等來終日夜に入國友金健等來沼田久二郎來り 八郎様へ海防策御廻し申上候様申聞候間いつれ申合之上と答候事 澤村宮門來る

十日 此間中日々陰天松前杯の如し 登 殿

十一日 晝時勝野豊作の一書到來異船渡來之儀申出有之實説之由申來此夕是夜浦賀の追々注進有之候尤何れも豆州下田沖に相見候由之注進也

十三日 異船帆影相見へ不申由
十五日是日風雪 昨十四日異船いよ／＼浦賀へ乗入直に金澤前へ碇舶の注進有之候 前中納言様正月は 御式等不殘被爲濟候上廿日過る御登城之筈に相成居候處明十六日御登 城に相成候様今日俄に 御城付申出る

十六日 登 殿 老公御登 城

十七日 異船追々に七艘入津内三隻は蒸氣にて何れも小柴金澤邊を壹里計の沖に碇をおろし候 今日明六ツ時 八郎公子鎌倉御遠馬 御内實は異船の動靜 御覽之爲 兩君御相談之上被遣候御供割等 兩君御相談之よし

八郎公子御馬付添、山國喜八郎馬戸田忠太夫馬御供高安與左衛門 庄司

藤衛門召連 志田傳五郎 金錢仕拂 多賀谷勘平御附藤田建次郎同寺門政次郎外に御床

几廻りか原田八兵衛、尼子長三郎御馬乘にて豊田金藏 小十人目付 檉村民

之進其後は坊主下役等也

是夜御家老呼出にて備後殿御出之處松泉州殿か左之通り

水戸殿家老衆へ

異國船近海へ渡來之節其様子に寄御人數は先づ御屋敷内に御用意被成置老中か御案内次第登 城可被成候尤其節は可成丈輕輩は被相省士分之者重に小勢に被召連其上戰爭にも可相成様子に候は、見計一

手の御人數御城内へ被招呼候様可被成候此段兼あ爲心得相達置候間其旨可被申上候事
壹通添 別紙之趣は此度渡來の異國船に限候儀には無之候間其旨相心得可申事

御三家方御城附へ

浦賀渡來之異國船若内海へ乗入候節臨時爲御警衛出張致し候向は去六月中相達候通り火事具相用武器用意可致候且又萬一異變にも可及場合に至り諸手爲差圖老中若年寄之内出馬致候節は小具足陣羽織著用之筈に候諸向之儀は銘々存寄次第勝手之品相用可申候
但異變の場合には無之候とも時宜に寄老中若年寄之内見廻等に相成候儀も可有之候其節は火事具相用可申候諸向之儀は是又銘々存寄次第火事具にても野服にても勝手之品相用可申
右之趣爲心得向々へ可被相達候

正月

右之通相解候間可存其趣候

十八日 浦賀與力組頭等異船へ懸合候處將官著し不申内は是迄之所少しも動き兼候旨挨拶有之扱又將官著之上には彼理は不快之由にて逢不申候よし

十九日 昨夜夜通しにて御人數爲御登之事政府運に成 昨十八日 老公の伊勢守殿御内談之上の先御人數はまづ御國へ爲扣御床几廻り等武人のみ御人撰にて爲御登之筈に相成且又 大學様播磨様大炊様御人數も 御本家様へ組込御召連之儀も閣老承知其通りに成

二十一日 能州殿一同 中納言様御前へ出 御廉中様 線姫様御留守居云々之儀申上是日關十兵衛 御使にて小梅 出御の儀御懸に付存分申上

二十二日 八郎君并御附添御供之族歸著 去月廿一日異船一艘金川邊迄

乗込

二十三日 是日 老公御延引にて終日 御建議御認もの被遊阿部殿へ被

遣候

二十四日 戸田殿一同達御用 御側兼勤被 命

二十五日 出仕 今日の日勤御床几廻八十人追々に著

二十七日 出仕 夷船近海へ乗入都下沸騰 泉州殿方 二度申上

二十八日 出仕 八ッ時過俄に 御登 城

二十九日 出仕 能州殿戸田殿一同 當公御前へ出夜分迄相詰御下々

御鳥君夫人の御菓拜領 君公御前へ兩度出 朝石和伊佐來る

二月朔日 出仕 梅田源次郎來る奇男子

二日 出仕 朝之内兩度 前様へ出 當公へも拜謁

三日 御登 城 出仕 去る朔日河内守太郎左衛門馬上にて金川へ行

今日御馬乗へ被 命浦賀より金川へ引返し候四人之内貳人明四日御老

中 登 城中出仕候様申遣し候由 今日夕刻 前様御前へ出 和議の御嘆息 當公 御論を伺御英氣御養感佩是夜御床几中へ焼芋百疋申遣す、荒井甚之允へ久世を以案内

四日 御登 城 兩度惣閣老へ御逢閣老之内別上田侯御應對御論判上田侯尤和議を主とし候由 林大學井戸對州へも御逢何れも和議 御退散遅く夜五ツ時 歸御直臣戸田大夫一同奉侍四時退出 但 當公御一同に奉伺 廟議いよゝ不振 朝出仕夜五半退散

五日 太公御風氣と被 仰立 御登 城御延引 是日石川和介兩度來り密議 是夜阿閣を呈書御不快御押被 遊候も明六日 御登 城に相成候様林大學頭井戸對馬守兩人今日發足筈候處差留置候旨申上候 荒井甚之允へ罷越五ツ時迄對談

六日 朝出仕 夕出仕 今日五半御供揃にて 太公 御登 城八ツ時過御退散通信通商之儀は決る御許容無之と閣老決議之段申上林井戸へも

其旨廻達に相成候由 太公御快然可知石和へ一書を贈り昨日の丹精を稱福田八郎右衛門來る

七日 石和來る一寸會談林井戸も此上交易之儀は口外仕間敷旨御請申上候よし津田山三郎鮫島正助來る 昨夜華木來る黒川へ委曲に傳言す 今日御馬被下に成河原毛也 鴨志田來り 命を傳 土屋侯へ御書案呈す

八日雨 出仕 是日 幕府を大目付を以諸侯へ 御觸あり 老公 思召過半

九日晴 石和、鮫島來る一昨日拜領の河原毛馬乘試候事 出仕、金子の呈書呈す、即刻 御書御下け金子へ下す 是夜華木來玄阿の口氣を聞

十日晴 出仕 萬一御老中夷人へ應接之節 老公御後見相願候は、御挨拶之儀申上候 是日南部丹州へ 御使

十一日 出仕 昨日神奈川應接之儀 歸御之上伺 異人死人之事 華木

原田八來信牌之事 墨夷の書翰を呈す二艘歸るへき事
十二日 出仕 今日原八衛門神奈川へ遣す 南丹州參上 大廊下にて

御對談

十三日晴 六日今日日々 御登城 出仕

十四日 出仕 昨十三日墨夷の書翰を呈す是は去る十日此方を通信通商

は難及挨拶漂民撫恤と石炭長崎にて被下は相濟可申哉と申遣候答書也

昨日原八歸來、金川模様甚惡し

十五日 兩君様出御并表 出御 御目見等々きまり近藤へ内談いたし置

候處昨十四日近藤の 中納言様へ伺候處忠太夫誠之進何れも詰合之節

は日々の 御目見に罷出候様幸明十五日の出候様 御意に付今日 御

書院三段 御目見罷出候事

十七日 御用拾日に付 御厩へ出三鞍御す 召狀來り出仕 同夕又々被

爲 召出仕 是夜小田又藏來

十八日雨 出仕 尾州へ 御書定例之通り御參府之御轅の事阿部殿へ御

相談之上也 今日雨天に付應接明十九日に成候よし

十九日 出仕 梅田源二郎來、肥長二藩之事 朝小田又來る 伊勢殿并河

内守へ此上格外 御取締之事 御相談

二十日晴 御厩へ出 直に出仕 昨十九日阿部殿へ 御書出、蒸氣船の事

献貢御見合之儀 讃州様へも 御書出 京都より 御歸り先入不爲置

内に交易腹御破之御手段也三段 御目見拜濟 當公 岡田大夫を 召

候多分原嶋の事なるべし 前様の内々 御沙汰有之 是夜島田平原來

り黒川傳言あり

二十一日晴 出仕 十九日應接之模様林始の申出昨二十日御老中より 前

公へ差上候處伊豆下田を見分之事彼地限にて決斷之儀 前様以之外

御腹立夕刻 御書二通御認伊勢守殿へ夜に入被遣候

但今廿日井戸對州一名にて下田一條石河等へ内文通有之右書は御退

散後阿部殿を御廻し申上候付右書面御返しになる
 今廿一日黒川嘉兵衛等下田へ見分に罷出異船二隻は明廿二日同所へ参
 候よし 昨夜京極筋出火竹下熊田并石和來訪福山藩にても下田一條は
 最早馴不及出候ゆへ無是非候間跡の事を屹と所置いたし度との趣
 二十三日 原田八兵衛十七日伏枕之事承り愕然
 二十九日 今曉出馬生麥へ異船を縦觀不堪切齒歸途泉岳寺門前にて大炮
 數聲を聞鎌倉河岸にて又聞 從者哲太郎源三東二郎誠一郎別當中間外
 に川崎六郎

晦日 是日異船二隻下田より歸る 伊藤八藏等歸宅 是日川路を訪
 三月朔日 御登 城なし 四ツ時出仕 三段御目見御書院
 二日 浦賀奉行へ兼御渡しに相成候魯夷來候は、可差遣書付閣老を廻
 る 長岡を一書來る 線様を御菓子拜領
 三日 魯夷へ墨夷蘭夷を通達の事閣老を御相談右 御存意書草す 御登

三月十一日
 公老十三日
 引込同十三日
 日尾公御参
 府同十八日
 御登城御
 免御願御差
 出

山
 一
 三

城 歸御にて 御神位御記位御拜 兩君御書院 出御三段あり 是日
 御守殿 御難拜見 获信歸宅
 四日晴 鮫島正介來る 今日迄日々 御登 城尤廿八日朔日三日はなし
 此間日記中絶
 四月廿五日 阿部伊勢守殿へ中山興津之内御呼出にて興津殿被罷出候間
 八郎鷹様を川越にて頻りに相願候間可被遣哉尤 公邊を御世話と申儀
 は難整候へ共御支度金位は可被遣との内意廿六日御請書御 同人御持参之事
 四月晦 今日牧野備前守殿へ能登守殿御呼出尤備前殿芝靈屋へ被相談候
 間右退去以前宅へ罷出居候様との事四ツ時過罷越候由 備前守殿へ被
 相渡候御書付左之通
 前中納言殿御事海岸防禦筋之御用に付去秋以來暫之内御登 城被有
 之候處最早
 御代替御規式等萬端被相濟且尾張殿にも此程御参府被有之候折柄御